

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-066 改 31
提出年月日	令和 2 年 6 月 4 日

島根原子力発電所 2号炉

津波による損傷の防止

令和 2 年 6 月
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

第5条：津波による損傷の防止

〈目 次〉

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

(2) 安全設計方針

(3) 適合性説明

1.3 気象等

1.4 設備等（手順等含む）

2. 津波による損傷の防止

(別添資料1)

島根原子力発電所2号炉 耐津波設計方針について

3. 運用、手順説明

(別添資料2)

津波による損傷の防止

4. 現場確認を要するプロセス

(別添資料3)

島根原子力発電所2号炉 耐津波設計における現場確認を要するプロセスについて

下線は、今回の提出資料を示す。

島根原子力発電所 2 号炉 耐津波設計方針について

目 次

I. はじめに

II. 耐津波設計方針

1. 基本事項

- 1.1 津波防護対象の選定
- 1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等
- 1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域
- 1.4 入力津波の設定
- 1.5 水位変動、地殻変動の考慮
- 1.6 設計または評価に用いる入力津波

2. 設計基準対象施設の津波防護方針

- 2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
- 2.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）
- 2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護2）
- 2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）
- 2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止
- 2.6 津波監視

3. 重大事故等対処施設の津波防護方針

- 3.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
- 3.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）
- 3.3 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）
- 3.4 重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離（内郭防護）
- 3.5 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止
- 3.6 津波監視

4. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件

- 4.1 津波防護施設の設計
- 4.2 浸水防止設備の設計
- 4.3 津波監視設備の設計
- 4.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項

(添付資料)

1. 基準津波に対して機能を維持すべき設備とその配置
2. 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて
3. 地震時の地形等の変化による津波遡上経路への影響について
4. 日本海東縁部に想定される地震による発電所敷地への影響について
5. 港湾内の局所的な海面の励起について
6. 管路計算の詳細について
7. 入力津波に用いる潮位条件について
8. 入力津波に対する水位分布について
9. 津波防護対策の設備の位置付けについて
10. 内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲、浸水量について
11. 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策の設置位置、実施範囲及び施工例
12. 基準津波に伴う砂移動評価について
13. 島根原子力発電所周辺海域における底質土砂の分析結果について
14. 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について
15. 津波漂流物の調査要領について
16. 燃料等輸送船の係留索の耐力について
17. 燃料等輸送船の喫水高さと津波高さとの関係について
18. 漂流物の評価において考慮する津波の流速・流向について
19. 津波監視設備の監視に関する考え方
20. 耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて
21. 基準類における衝突荷重算定式について
22. 耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組合せについて
23. 水密扉の運用管理について
24. 審査ガイドとの整合性（耐津波設計方針）
25. 防波壁の設計方針及び構造成立性評価結果について
26. 防波壁及び防波扉の津波荷重の設定方針について
27. 津波流入防止対策について
28. タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備に対する浸水影響について
29. 1号炉取水槽流路縮小工について
30. 取水槽除じん機エリア防水壁及び取水槽除じん機エリア水密扉の設計方針及び構造成立性の見通しについて
31. 施設護岸の漂流物評価における遡上域の範囲及び流速
32. 海水ポンプの実機性能試験について
33. 海水ポンプの吸込流速が砂の沈降速度を上回る範囲について
34. 水位変動・流向ベクトルについて
35. 荷揚場作業に係る車両・資機材の漂流物評価について
36. 津波の流況を踏まえた漂流物の津波防護施設等及び取水口への到達可能性

について

- 37. 津波発生時の運用対応について
- 38. 地震後の荷揚場の津波による影響評価について
- 39. 防波壁通路防波扉及び1号放水連絡通路防波扉の設計及び運用管理について

(補足資料)

- ・津波防護上の地山範囲における地質調査 ルートマップ, 柱状図及びコア写真集

(参考資料)

- － 1 島根原子力発電所における津波評価について
- － 2 島根原子力発電所 2号炉内部溢水の影響評価について(別添資料 1 第9章)
- － 3 島根原子力発電所 2号炉内部溢水の影響評価について(別添資料 1 第10章)
- － 4 島根原子力発電所 2号炉内部溢水の影響評価について (別添資料 1 補足説明資料 30)

下線は、今回の提出資料を示す。

2.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）

2.2.1 遷上波の地上部からの到達、流入の防止

【規制基準における要求事項等】

重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遷上波が到達しない十分高い場所に設置すること。

基準津波による遷上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。

【検討方針】

設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画は、基準津波による遷上波が到達しない十分高い場所に設置してあることを確認する。

また、基準津波による遷上波が到達する高さにある場合には、津波防護施設、浸水防止設備の設置により遷上波が到達しないようにする。

具体的には、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。以下、2.2において同じ。）を内包する建物及び区画に対して、基準津波による遷上波が地上部から到達、流入しないことを確認する。

【検討結果】

基準津波の遷上解析結果における、敷地周辺の遷上の状況、浸水深の分布（第2.2-1図）等を踏まえ、以下を確認している。

なお、確認結果の一覧を第2.2-1表にまとめて示す。

(1) 遷上波の地上部からの到達、流入の防止

設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画はEL15.0mの敷地に原子炉建物、制御室建物、廃棄物処理建物があり、EL8.5mの敷地にタービン建物がある。屋外設備としては、EL15.0mの敷地にB-非常用ディーゼル燃料設備、屋外配管ダクト（ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）を敷設するエリアがあり、EL8.5mの敷地に取水槽海水ポンプエリア、取水槽循環水ポンプエリア、A, H-非常用ディーゼル燃料設備、排気筒及び屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒、タービン建物～放水槽）を敷設する区画がある。

これに対し、基準津波の遷上波による最高水位はEL11.9mであり、津波による遷上波が地上部から到達・流入する可能性があるため、施設護岸に天端高さEL15.0mの防波壁、防波壁通路及び1号炉放水連絡通路に防波扉を設置する。これより、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に基準津波による遷上波が地上部から到達・流入することはない。施設護岸及び1号炉放水連絡通路前における津波襲来時の水位の時刻歴波形を第2.2-2図に示す。また、この結果は、参考する裕度(0.64m)を考慮しても余裕がある。

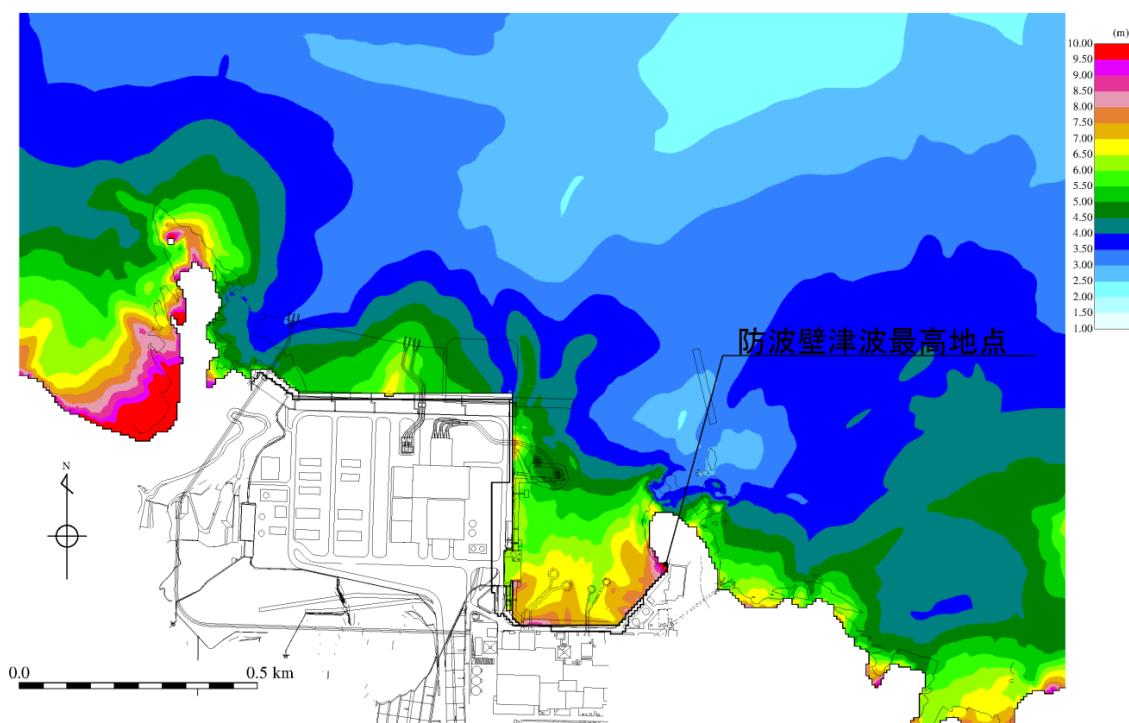
防波壁の設置位置を第2.2-3図に示し、仕様については、「4.1 津波防護施設

の設計」の「(1)防波壁」、「(2)防波扉」において示す。

(2) 既存の地山斜面、盛土斜面等の活用

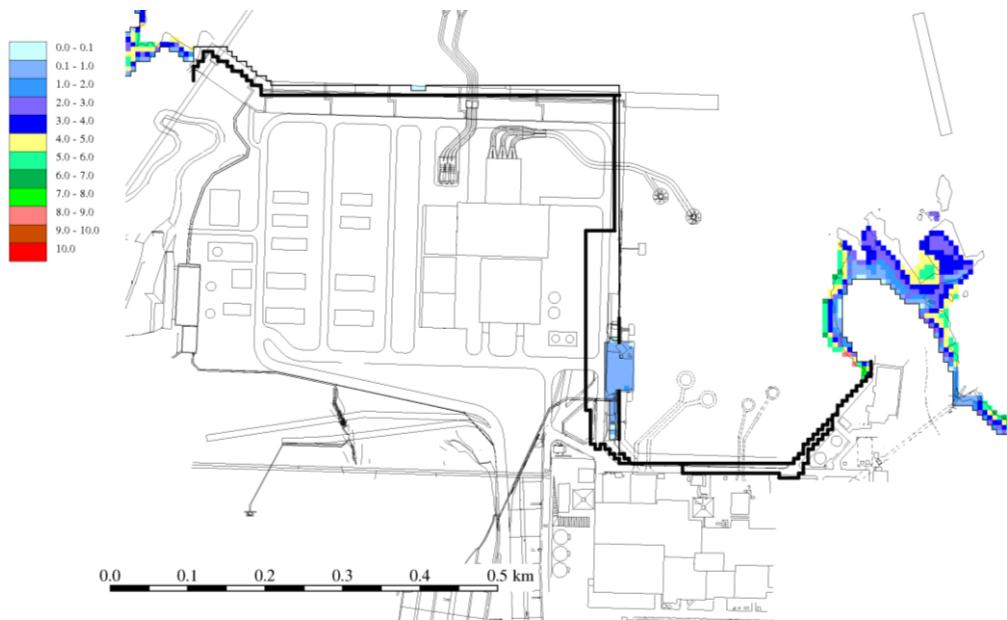
第1章で示したとおり、島根原子力発電所を設置する敷地は、島根半島の中央部、日本海に面した松江市鹿島町に位置する。敷地の形状は、輪谷湾を中心とした半円状であり、敷地周辺の地形は、東西及び南側を標高 150m 程度の山に囲まれている。

敷地北側の防波壁の端部では、堅固な地山斜面により、遡上波の地上部からの到達、流入を防止する。

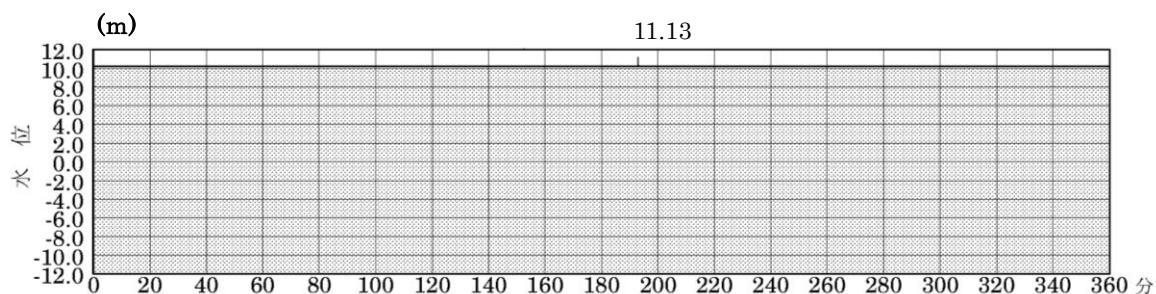


※防波壁津波最高地点 EL11. 13m + 朔望平均満潮位+0. 58m + 潮位のはらつき+0. 14m = EL11. 9m

第 2. 2-1-1 図 基準津波の遡上波による最高水位分布
(基準津波 1 : 防波堤無し)



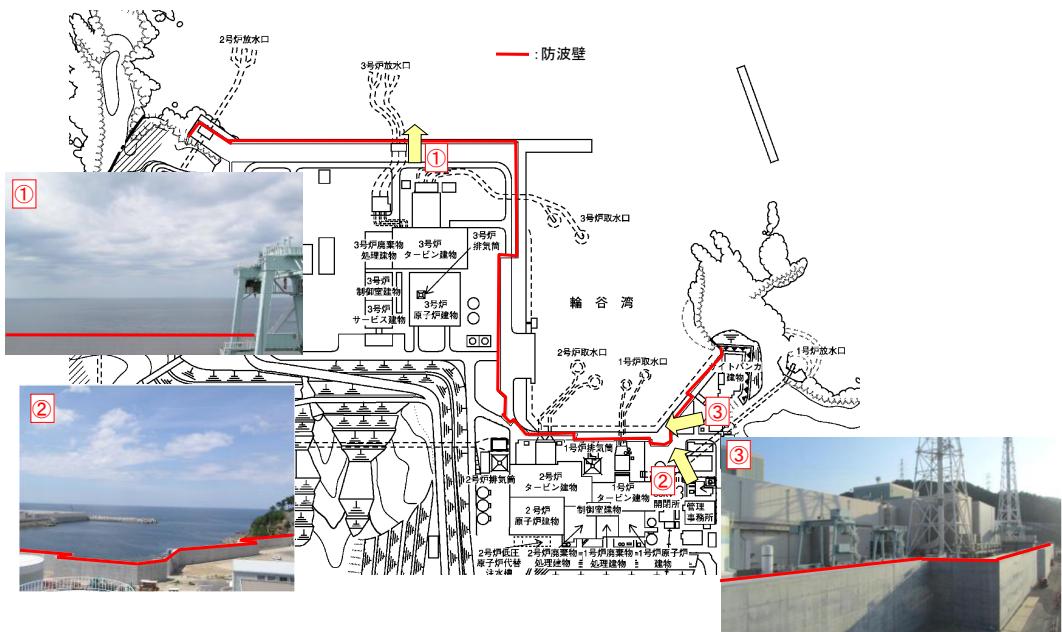
第 2.2-1-2 図 基準津波の遡上波による最大浸水深分布
(基準津波 1 : 防波堤無し)



※防波壁津波最高地点 EL11. 13m + 朔望平均満潮位 +0. 58m + 潮位のばらつき +0. 14m = EL11. 9m

施設護岸 (基準津波 1 : 防波堤無し)

第 2.2-2 図 時刻歴波形 (施設護岸)



第 2.2-3 図 防波壁設置位置

第2.2-1表 遷上波の地上部からの到達、流入評価結果

評価対象		①入力津 波高さ	状況	②許容津 波高さ	裕度 ^{*4} (②-①)	評価
設計基 準対象 施設の 津波防 護対象 設備を 内包す る建物	原子炉建物	EL11.9m [*] ¹	EL15.0m の敷地に設置し ており、遷上波の地上部 からの到達、流入はない。	EL15.0m [*] ²	3.1m	○
	廃棄物処理建物		EL8.5m の敷地に設置して おり、遷上波が地上部か ら到達、流入する可能 性があるため、施設護岸に 防波壁、防波壁通路及び 1号炉放水連絡通路に防 波扉を設置する。	EL15.0m [*] ³	3.1m	○
	制御室建物		EL15.0m の敷地に設置し ており、遷上波の地上部 からの到達、流入はない。	EL15.0m [*] ²	3.1m	○
	タービン建物		EL8.5m の敷地に設置して おり、遷上波が地上部か ら到達、流入する可能 性があるため、施設護岸に 防波壁、防波壁通路及び 1号炉放水連絡通路に防 波扉を設置する。	EL15.0m [*] ³	3.1m	○
屋外に 設置す る設計 基準対 象施設 の津波 防護対 象設備 を敷設 する区 画	・B-非常用ディーゼル燃料 設備を敷設するエリア ・屋外配管ダクト（ディー ゼル燃料貯蔵タンク～原 子炉建物）	EL11.9m [*] ¹	EL15.0m の敷地に設置し ており、遷上波の地上部 からの到達、流入はない。	EL15.0m [*] ²	3.1m	○
	・取水槽海水ポンプエリア ・取水槽循環水ポンプエリ ア ・A, H-非常用ディーゼル燃 料設備及び排気筒を敷設 するエリア ・屋外配管ダクト（タービ ン建物～排気筒、タービ ン建物～放水槽）		EL8.5m の敷地に設置して おり、遷上波が地上部か ら到達、流入する可能 性があるため、施設護岸に 防波壁、防波壁通路及び 1号炉放水連絡通路に防 波扉を設置する。	EL15.0m [*] ³	3.1m	○

※1 施設護岸における入力津波高さ

※2 敷地高さ

※3 防波壁、防波壁通路防波扉の天端高さ及び1号放水連絡通路防波扉の許容
津波高さ

※4 参照する裕度(0.64m)に対しても余裕がある

2.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

【規制基準における要求事項等】

取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通部等）を特定すること。

特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。

【検討方針】

取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通部等）を特定する。

特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止する。

【検討結果】

(1) 敷地への津波の流入の可能性のある経路（流入経路）の特定

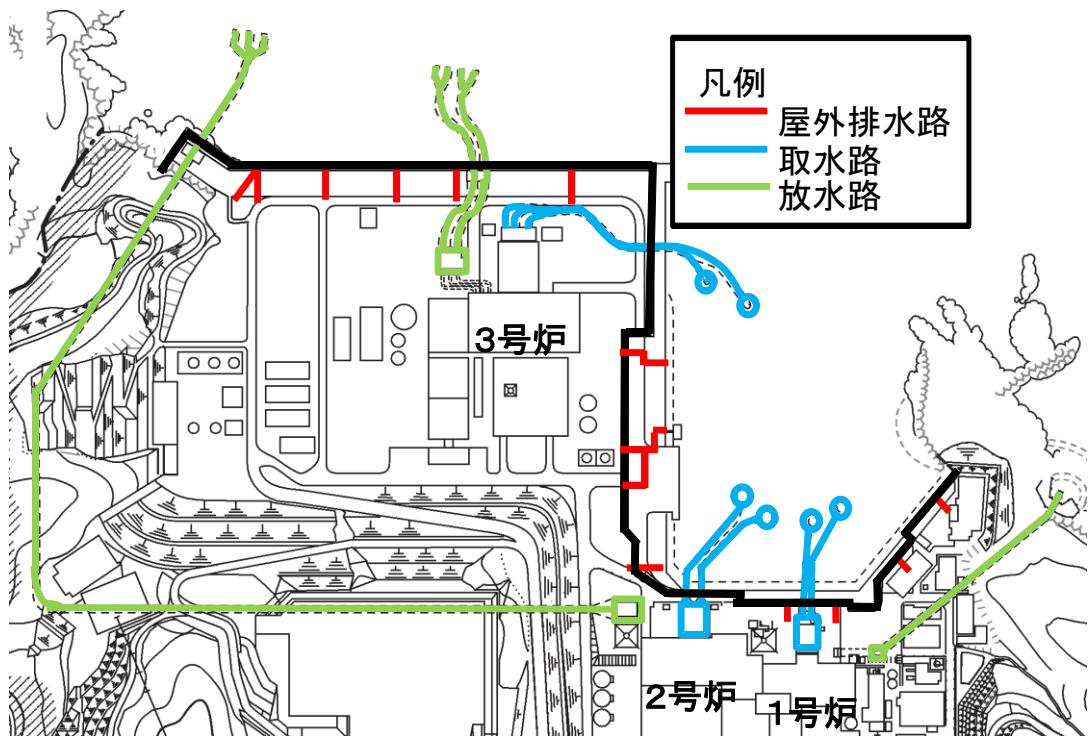
海域に接続し、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地につながる経路としては、取水路、放水路及び屋外排水路が挙げられる。（第2.2-2表、第2.2-4図）

これらにつながる経路からの、上記の設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地への津波の流入（地上部への流入、及び設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画地下部への直接的な流入）の可能性の検討結果を以降に示す。

なお、検討の結果、経路と入力津波高さの比較や浸水対策の実施状況等より、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に流入する経路はないことを確認した。

第2.2-2表 海域に接続する経路

経路		経路の構成
取水路	海水系/循環水系	取水口、取水路、取水槽、海水系配管、循環水系配管、取水槽C/Cケーブルダクト
放水路	海水系/循環水系	放水口、放水路、放水槽、海水系配管、循環水系配管、屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）
	その他排水管	液体廃棄物処理系配管
屋外排水路		屋外排水管、集水桟



第 2.2-4 図 海域に接続する経路

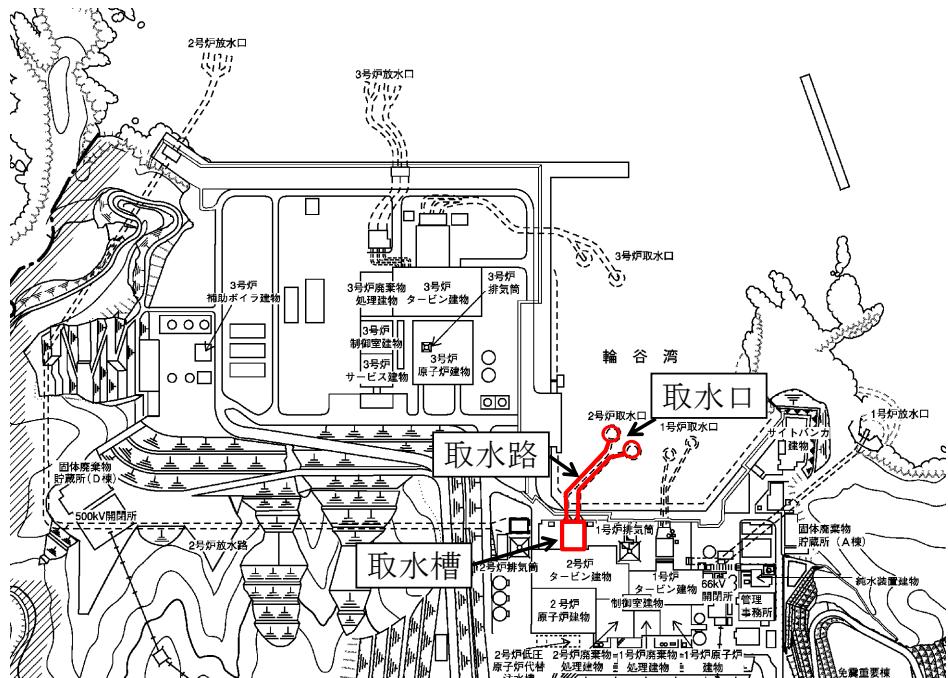
(2) 各経路に対する確認結果

a. 2号炉取水路

取水路のうち海水系は、取水口から取水管、取水槽を経由し、海水系配管を介しタービン建物に接続している。また、取水路のうち循環水系は、取水口から取水管、取水槽を経由し、循環水系配管を介しタービン建物に接続している。（第 2.2-5 図）

また、取水槽除じん機エリアに隣接するダクトとして取水槽 C/C ケーブルダクトがあり、取水槽 C/C ケーブルダクトはタービン建物に接続している。

これらの取水路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性について評価を行った。結果を以下に、また結果の一覧を第 2.2-3 表にまとめて示す。



第2.2-5図 2号炉 取水施設の配置図

(a) 敷地地上部への流入の可能性

取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性のある経路としては第2.2-6図に示すとおり取水槽除じん機エリア及び取水管立入ピットの天端開口部が挙げられる。

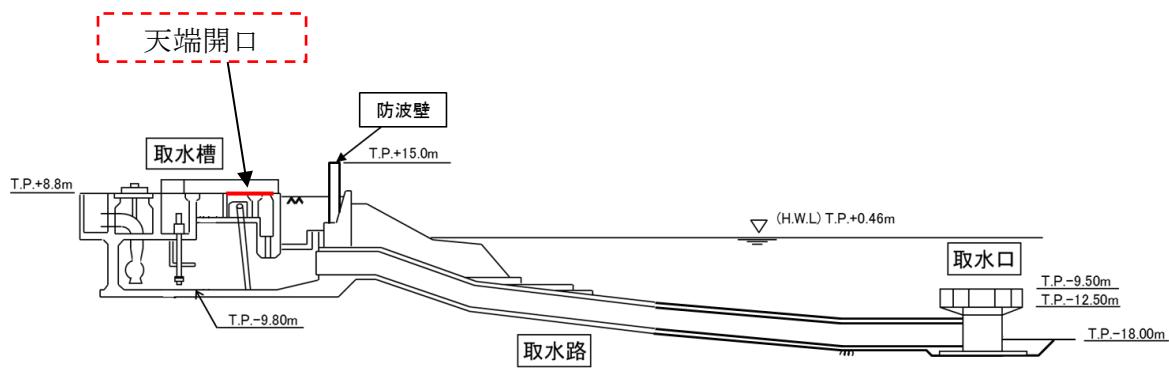
取水槽除じん機エリアについては、日本海東縁部に想定される地震による津波及び海域活断層に想定される地震による津波の入力津波高さの最大値EL10.6mより、開口部に設置している除じん機エリア防水壁及び水密扉の天端高EL11.3mが高い。(第2.2-7図) この高さは参考する裕度(0.64m)を考慮しても余裕がある。

取水管立入ピットについては、取水管立入ピット閉止板を設置することから敷地への流入はない。(第2.2-7図)

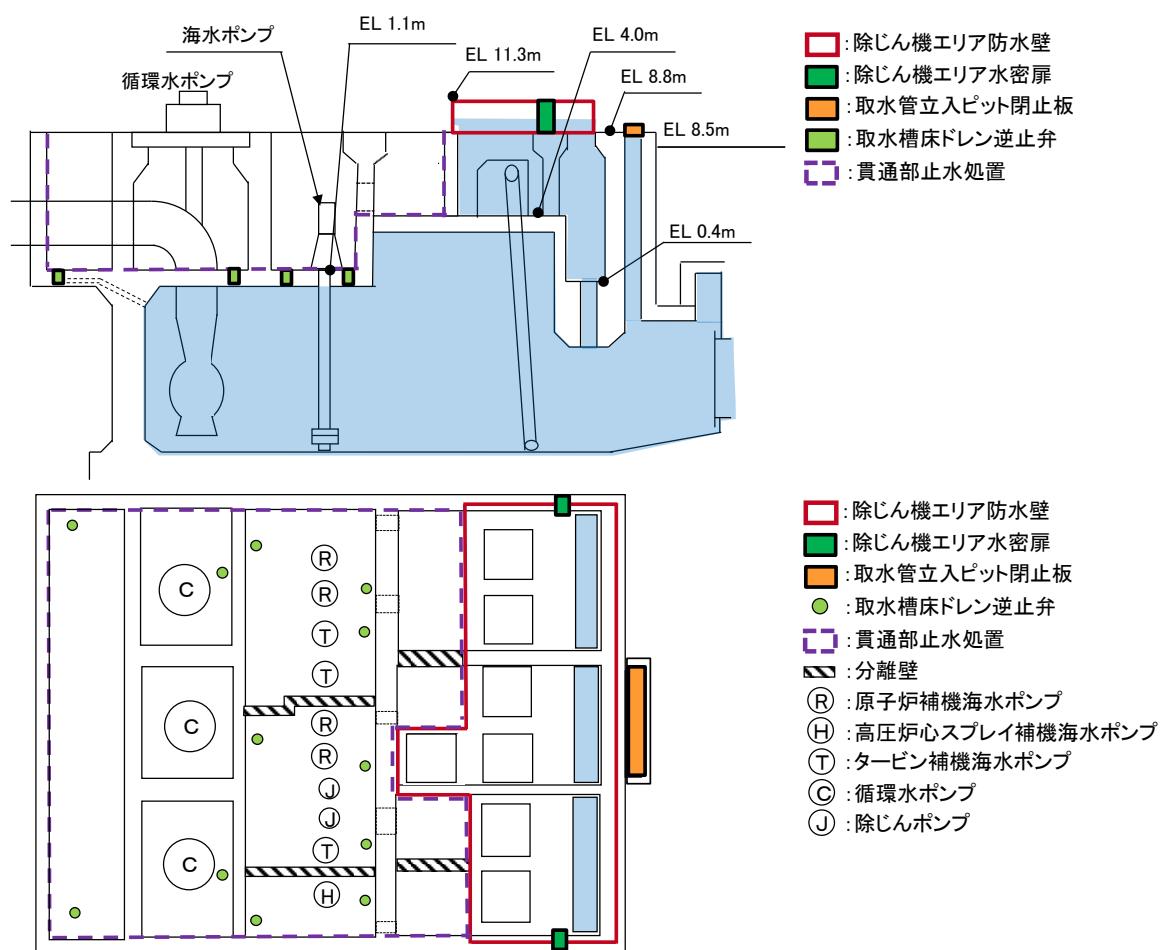
また、取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性のある経路として、第2.2-8図に示すとおり、取水槽C/Cケーブルダクトがあるが、取水槽除じん機エリアと取水槽C/Cケーブルダクトの境界にある貫通部には貫通部止水処置を実施しているため、敷地への流入はない。

以上より、これらの経路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入することはない。

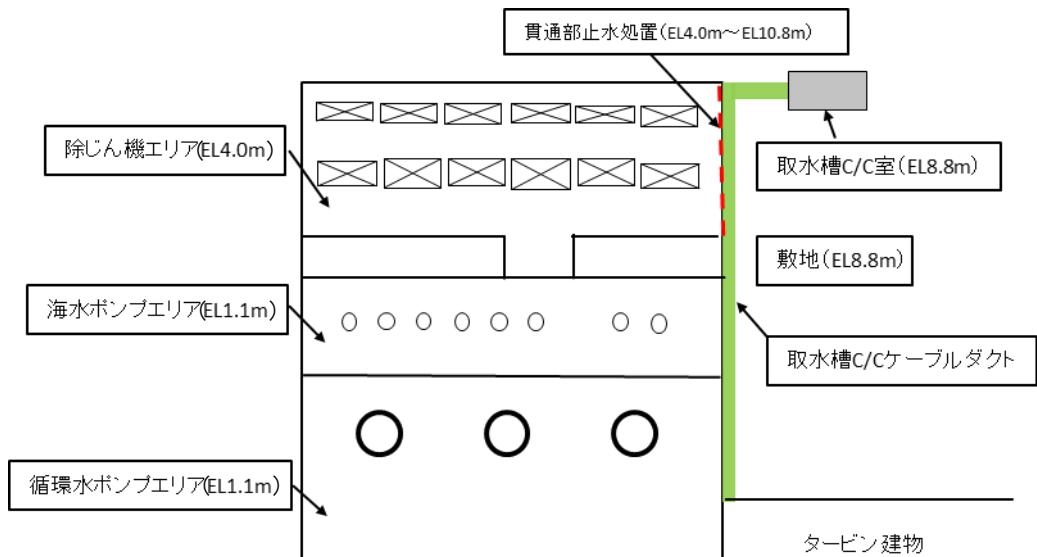
取水槽における入力津波の時刻歴波形を第2.2-9図に示す。設置した浸水防護施設の仕様については「4.2 浸水防止設備の設計」の「(2)除じん機エリア防水壁」、「(3)閉止板」、「(4)除じん機エリア水密扉」及び「(11)貫通部止水処置」に示す。



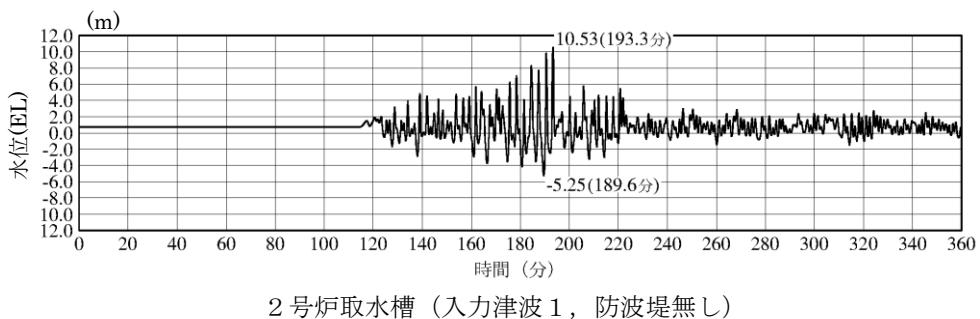
第 2.2-6 図 2 号炉 取水施設断面図



第 2.2-7 図 取水槽の浸水対策の概要 (断面図, 平面図)



第 2.2-8 図 取水槽 C/C ケーブルダクト 配置概要図



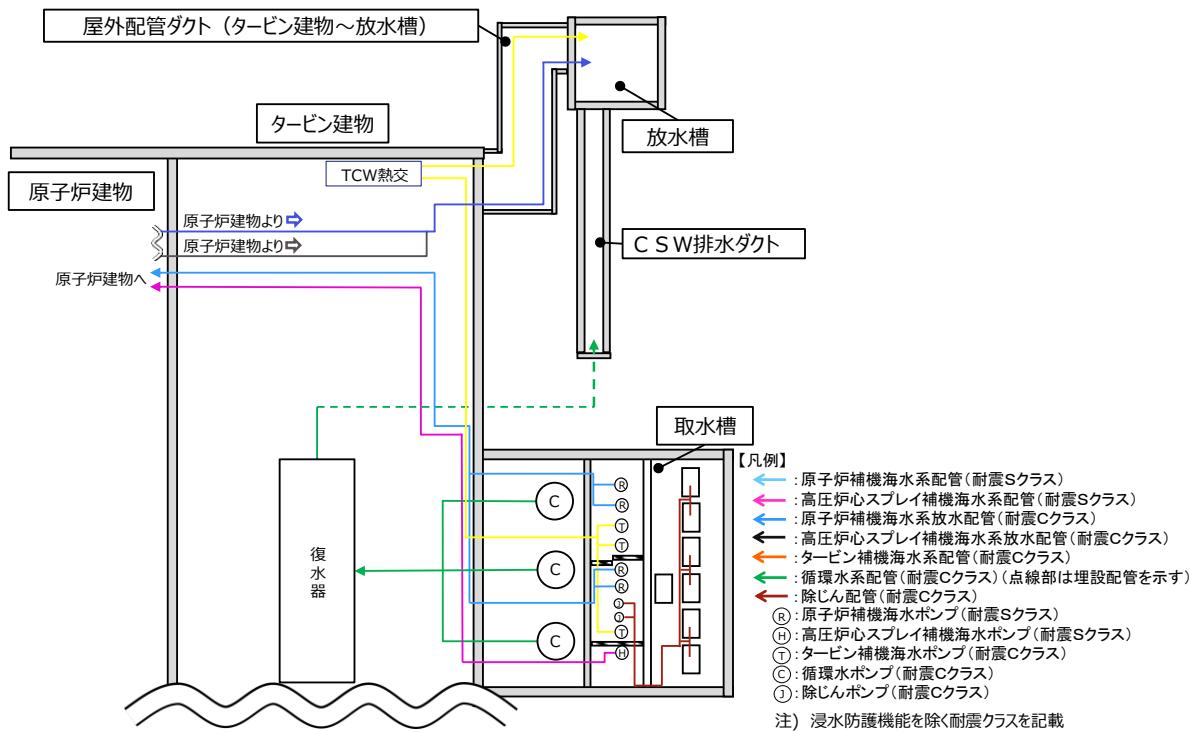
第 2.2-9 図 取水槽における入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波 1 : 防波堤無し)

(b) 建物への流入の可能性

取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物に津波が流入する可能性のある経路としては、取水槽からタービン建物及び原子炉建物に海水を送水する海水系配管及び循環水系配管が挙げられるが、これらの配管は、建物内に開口部はないため津波が直接流入する経路とはならない。

また、地震により破損するおそれのある配管等の損傷により浸水防護重点化範囲である原子炉建物、廃棄物処理建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、制御室建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）及びタービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）へ流入する可能性については、「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」において評価する。

海水系配管、循環水系配管の経路及び耐震クラス（浸水防止機能を除く）を第 2.2-10 図に示す。



第2.2-10図 海水系配管及び循環水配管経路 概要図

(c) 区画への流入の可能性

取水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する区画である取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアに流入する可能性のある経路としては、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアの床面及び壁面開口部が挙げられる。なお、他に、取水槽海水ポンプの軸受部等の構造上の隙間部からの流入の可能性も考えられるが、これについては、「2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護2）」において評価する。

取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアの床面及び壁面開口部に対しては、第2.2-7図に示すとおり、浸水防止設備として取水槽床ドレン逆止弁を設置するとともに、貫通部止水処置を実施することにより、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアへの津波の流入を防止する。仕様については「4.2 浸水防止設備の設計」の「(5) 床ドレン逆止弁」、「(11) 貫通部止水処置」に示す。

また、地震により破損するおそれのある配管等の損傷により浸水防護重点化範囲である取水槽循環水ポンプエリア、取水槽海水ポンプエリアへ流入する可能性については「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」において評価する。

第 2.2-3 表 取水路からの津波の流入評価結果

流入経路		①入力 津波高さ (EL)	状況	②許容 津波高さ (EL)	裕度 ^{※4} (②-①)	評価	
取水槽	除じん機エリア	天端 開口	10.6m ^{※1}	除じん機エリアの天端開口高さは EL8.8m であり、津波が天端開口から敷地に流入する可能性があるため、防水壁を設置する。	11.3m ^{※2}	0.7m	○
	取水管立入ピット	天端 開口		取水管立入ピットの天端開口高さは EL8.8m であり、津波が天端開口から敷地に流入する可能性があるため、閉止板を設置する。	15.0m ^{※3}	4.4m	○
	取水槽 C/C ケーブル ダクト	貫通部		取水槽 C/C ケーブルダクトは敷地に開口しており、開口高さは EL8.8m であるため、津波が敷地に流入する可能性があることから、貫通部止水処置を実施し、取水槽 C/C ケーブルダクトへの津波の流入を防止する。	15.0m ^{※3}	4.4m	○
	海水ポンプエリア、 循環水ポンプエリア	床面		海水ポンプエリア、循環水ポンプエリアの床面高さは EL1.1m であり、床面開口部から同エリアに津波が流入する可能性があるため、床面開口部に逆止弁を設置する。	15.0m ^{※3}	4.4m	○

※1 取水槽における入力津波高さ

※2 防水壁の天端高さ

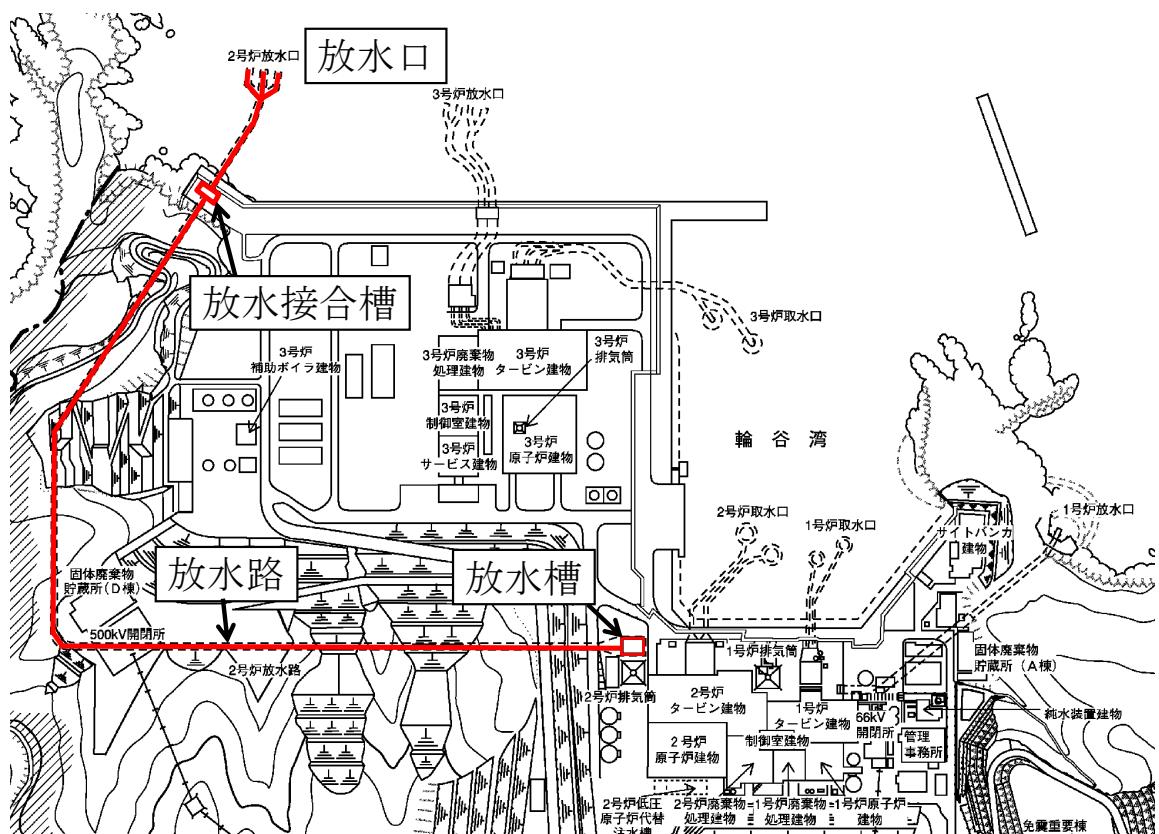
※3 閉止板、逆止弁及び貫通部止水処置の許容津波高さ

※4 参照する裕度 (0.64m) に対しても余裕がある。

b. 2号炉放水路

2号炉放水路のうち海水系は、タービン建物から海水系配管を介して、放水槽に接続している。また、循環水系は、タービン建物から循環水系配管及びダクトを介して、放水槽に接続している。放水槽からは、放水路及び放水接合槽を経由して放水口から海域に放水する。(第2.2-10図、第2.2-11図)

これらの放水路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性について評価を行った。結果を以下に、また結果の一覧を第2.2-4表にまとめて示す。



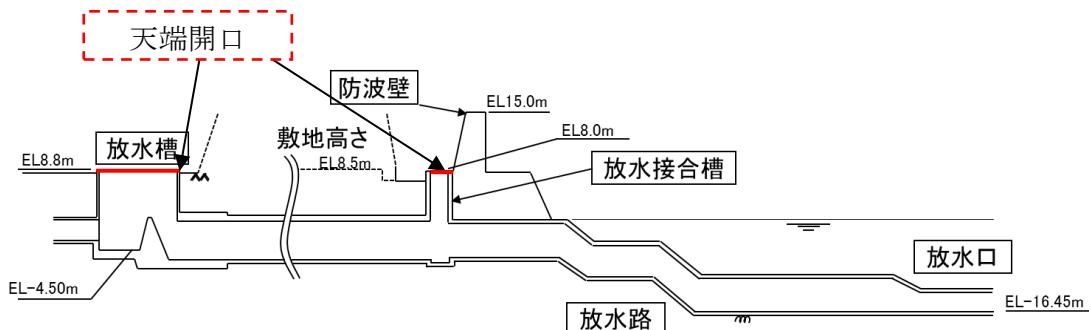
第2.2-11図 放水施設の配置図

(a) 敷地地上部への流入の可能性

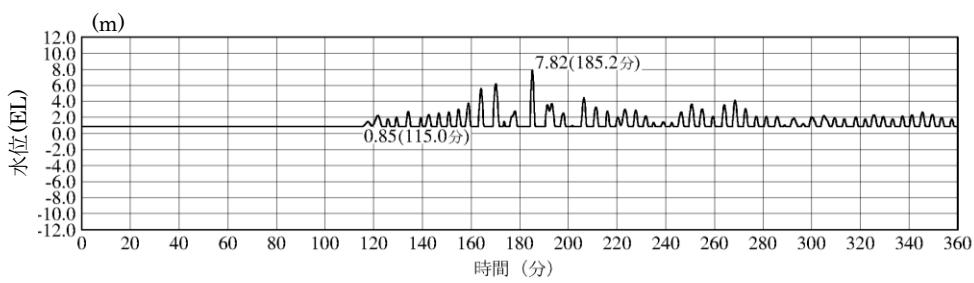
放水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性のある経路としては放水槽及び放水接合槽の天端開口部が挙げられる。放水槽については、開口部の天端高さ（放水槽位置：EL8.8m）は、入力津波高さ（放水槽位置：EL7.9m）よりも高い。

また、放水接合槽については、開口部の天端高さ（放水接合槽位置：EL8.0m）は、入力津波高さ（放水接合槽位置：EL6.1m）よりも高い。

この高さは参考する裕度（0.64m）を考慮しても余裕がある。したがって、これらの経路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入することはない。（第2.2-12図、第2.2-13図）

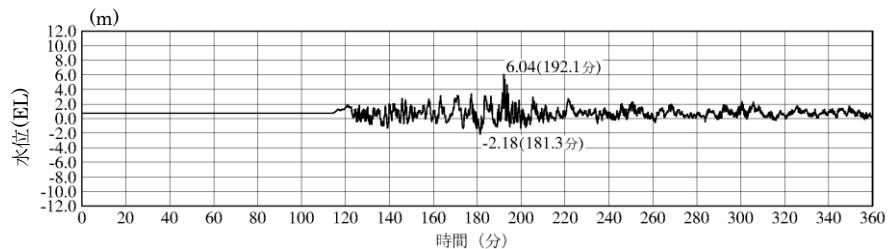


第2.2-12図 放水施設の断面図



2号炉放水槽（入力津波1, 防波堤有り）

第2.2-13-1図 放水槽での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波1 : 防波堤有り)



2号炉放水接合槽（入力津波1, 防波堤無し）

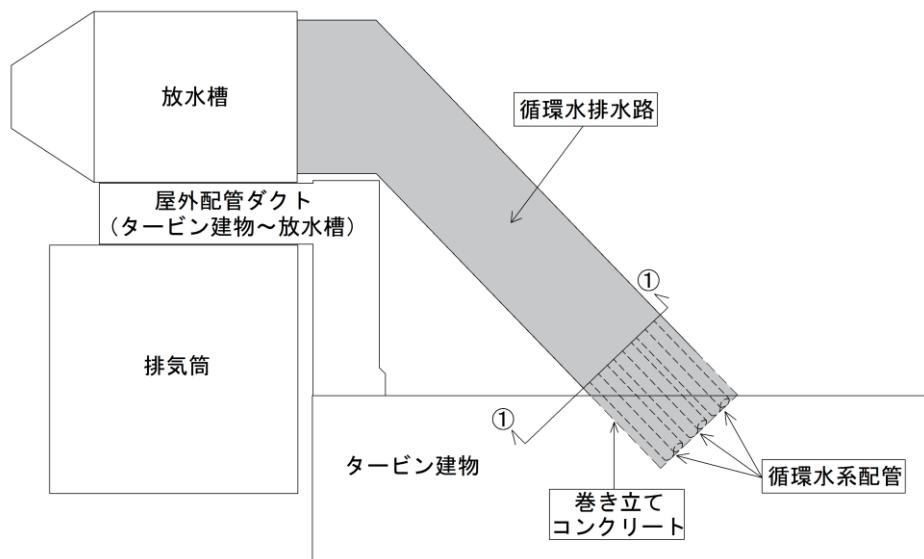
第2.2-13-2図 放水接合槽での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波1 : 防波堤無し)

(b) 建物への流入の可能性

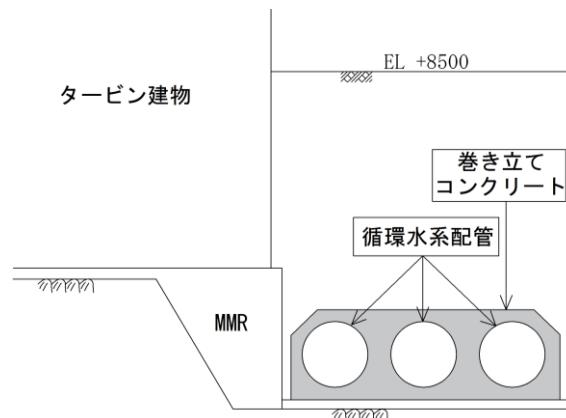
放水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物に津波が流入する可能性のある経路としては、タービン建物から放水路に海水を送水する海水系配管及び循環水系配管の貫通部が挙げられる。

海水系配管は、屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）を通って放水槽に接続しており、貫通部には止水処置を実施しているため、この経路から津波の流入はない。循環水系配管は、タービン建物から循環水排水路を介して放水槽に接続しており、循環水系配管はコンクリート巻き立てとなっているため津波が流入することはない。（第 2.2-14 図）

また、地震により破損するおそれのある配管等の損傷により浸水防護重点化範囲である原子炉建物、廃棄物処理建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、制御室建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）及びタービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）へ流入する可能性については、「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」において評価する。



第 2.2-14-1 図 循環水排水路平面図



第 2.2-14-2 図 循環水排水路断面図 (①-①断面)

(c) 区画への流入の可能性

放水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する区画に流入する可能性のある経路はない。(第 2.2-10 図)

第 2.2-4 表 放水路からの津波の流入評価結果

流入経路		①入力 津波高さ (E L)	状況	②許容 津波高さ (E L)	裕度 ^{※6} (②-①)	評価
放水槽	天端 開口	EL7.9m ^{※1}	放水槽の天端開口高さは EL8.8m であり、天端開口から敷地に津波が流入する可能性はない。	EL8.8m ^{※3}	0.9m	○
放水接合槽	天端 開口	EL6.1m ^{※2}	放水接合槽の天端開口高さは EL8.0m であり、天端開口から敷地に津波が流入する可能性はない。	EL8.0m ^{※4}	1.9m	○
屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)	貫通 部	EL7.9m ^{※1}	屋外配管ダクトの配管貫通部から津波が流入する可能性があることから、貫通部止水処置を実施する。	EL8.8 ^{※5}	0.9m	○

※ 1 放水槽における入力津波高さ

※ 2 放水接合槽における入力津波高さ

※ 3 放水槽の天端高さ

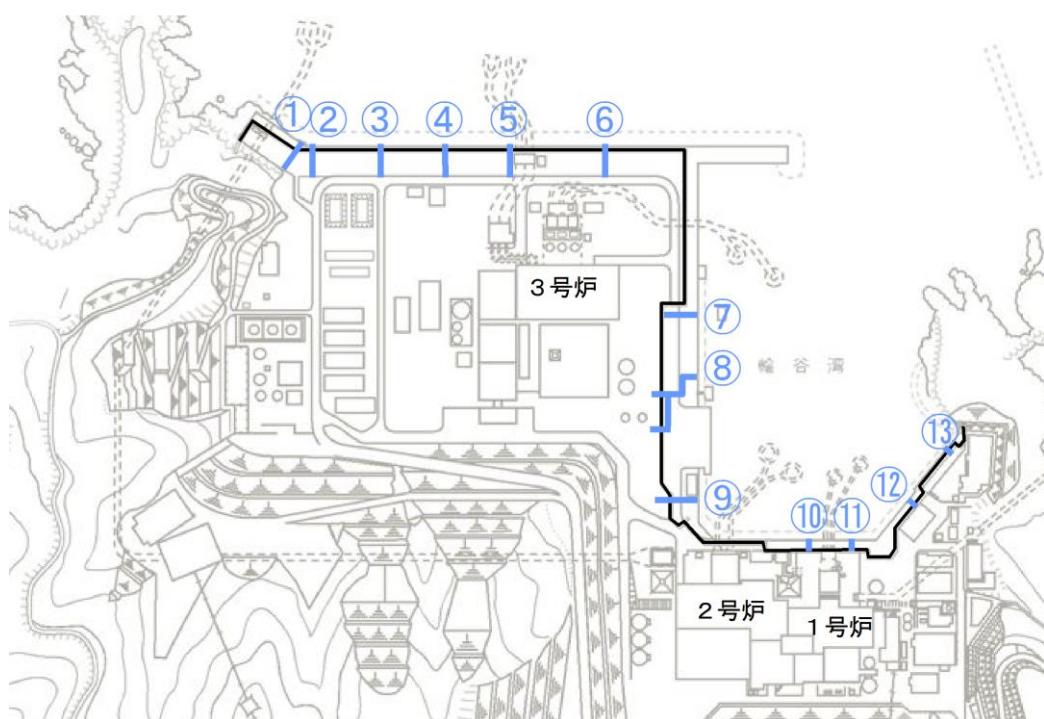
※ 4 放水接合槽の天端高さ

※ 5 貫通部止水処置の許容津波高さ

※ 6 参照する裕度(0.64m)に対しても余裕がある

c. 屋外排水路

海域から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地につながる屋外排水路としては、3号炉北岸に6箇所（①～⑥）、3号炉東岸に3箇所（⑦～⑨）及び1、2号炉北岸に4箇所（⑩～⑬）計13箇所あり、排水路上には敷地面に開口する形で集水枠が設置されている。屋外排水路の全体配置図を第2.2-15図に示す。



第2.2-15図 屋外排水路の全体配置図

屋外排水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性のある経路としては集水枠の開口部が挙げられ、これらは敷地面上（EL8.5m）で開口しているが、浸水防止設備として屋外排水路逆止弁を設置している。屋外排水路逆止弁は津波高さに対して浸水防止機能を十分に保持する設計としていることから、屋外排水路から流入する津波は、敷地に到達しないことを確認している。同設備の仕様については「4.2 浸水防止設備の設計」の「(1)屋外排水路逆止弁」に示す。

以上の結果を第2.2-5表にまとめて示す。

第 2.2-5 表 屋外排水路からの津波の流入評価結果

エリア	接続場所	開口寸法	①入力津波高さ(EL)	状況	②許容津波高さ(EL)	裕度 ^{*3} (②-①)	評価
3号炉 北側施設護岸	①	φ 2,000	11.9m ^{*1}	集水枠背後の敷地高さは EL8.5m であり、津波が敷地に流入する可能性があることから、屋外排水路逆止弁を設置する。	15.0m ^{*2}	3.1m	○
	②	φ 1,500					
	③	φ 1,500					
	④	φ 1,500					
	⑤	φ 1,500					
	⑥	φ 1,500					
3号炉 東側施設護岸	⑦	φ 800	11.9m ^{*1}	集水枠周辺の敷地高さは EL8.5m であるため、津波が敷地に流入する可能性があることから、屋外排水路逆止弁を設置する。	15.0m ^{*2}	3.1m	○
	⑧	φ 800					
	⑨	□ 2,000 × 2,000					
1,2号炉 北側施設護岸	⑩	φ 800	11.9m ^{*1}	集水枠周辺の敷地高さは EL8.5m であるため、津波が敷地に流入する可能性があることから、屋外排水路逆止弁を設置する。	15.0m ^{*2}	3.1m	○
	⑪	φ 800					
	⑫	φ 800					
	⑬	φ 1,500					

※1 施設護岸における入力津波高さ

※2 屋外排水路逆止弁を考慮した許容津波高さ

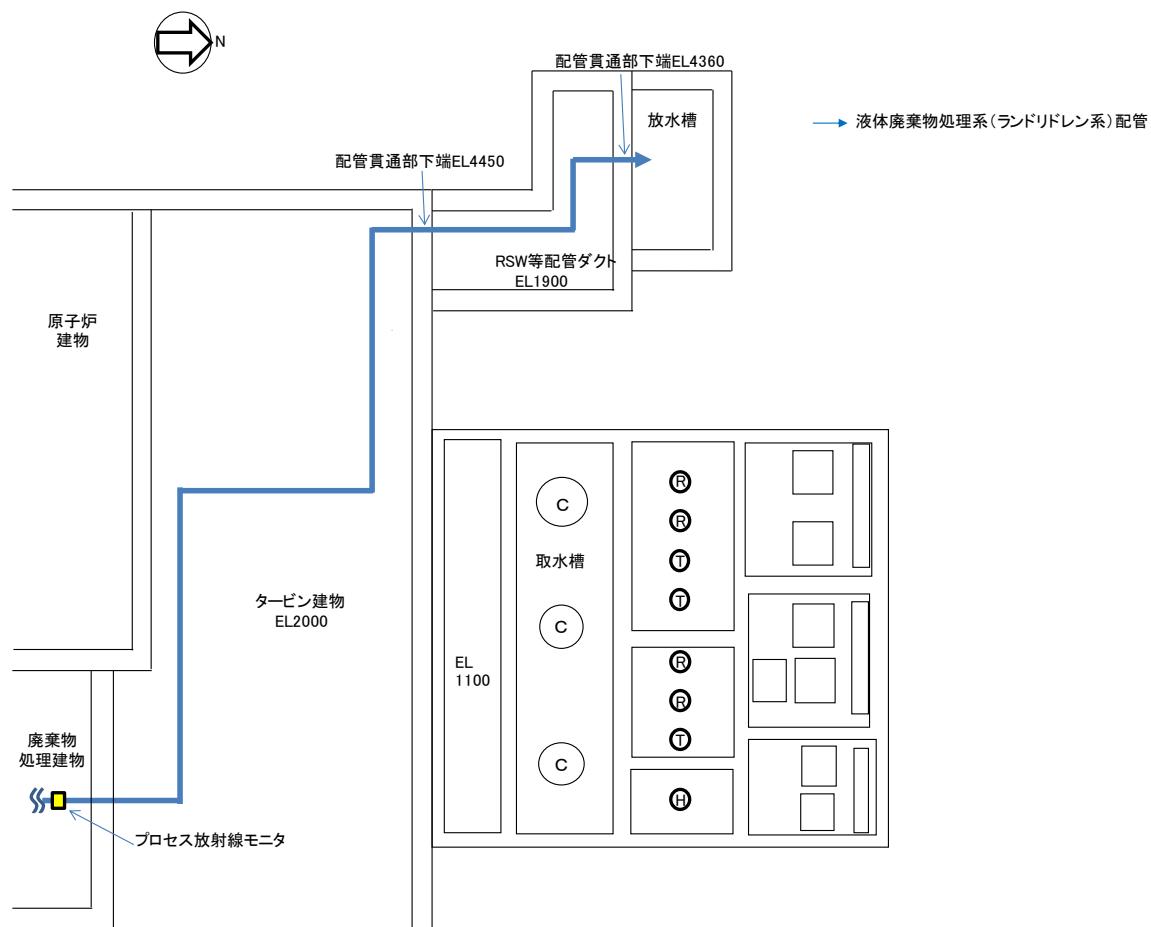
※3 参照する裕度(0.64m)に対しても余裕がある

d. その他排水管

放水路につながり設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物に津波が流入する可能性のある経路としては、廃棄物処理建物からタービン建物、海水系配管ダクトを経由し、放水槽へ排水を送水するランドリドレン系配管が挙げられる。(第 2.2-16 図)

ランドリドレン系配管は、内包水に対するバウンダリが形成されているため、津波が配管に流入した場合においても建物内に流入はない。

また、地震により破損するおそれのある配管等の損傷により浸水防護重点化範囲である原子炉建物、廃棄物処理建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、制御室建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）及びタービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）へ流入する可能性については、「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」において評価する。



第 2.2-16 図 その他排水管の経路概要図

e. 他号路（1, 3号炉）の取水路、放水路等の経路から敷地への流入可能性
海域に接続する他号路（1, 3号炉）の取水路、放水路等の経路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を設置する敷地に津波が流入する可能性について評価を行った。（第 2.2-6 表）

第 2.2-6 表 海域に接続する経路（他号路（1, 3号炉））

経路	号炉	経路の構成
取水路	1	取水口, 取水路, 取水槽
	3	取水口, 取水路, 取水槽
放水路	1	放水口, 放水路, 放水槽
	3	放水口, 放水路, 放水槽

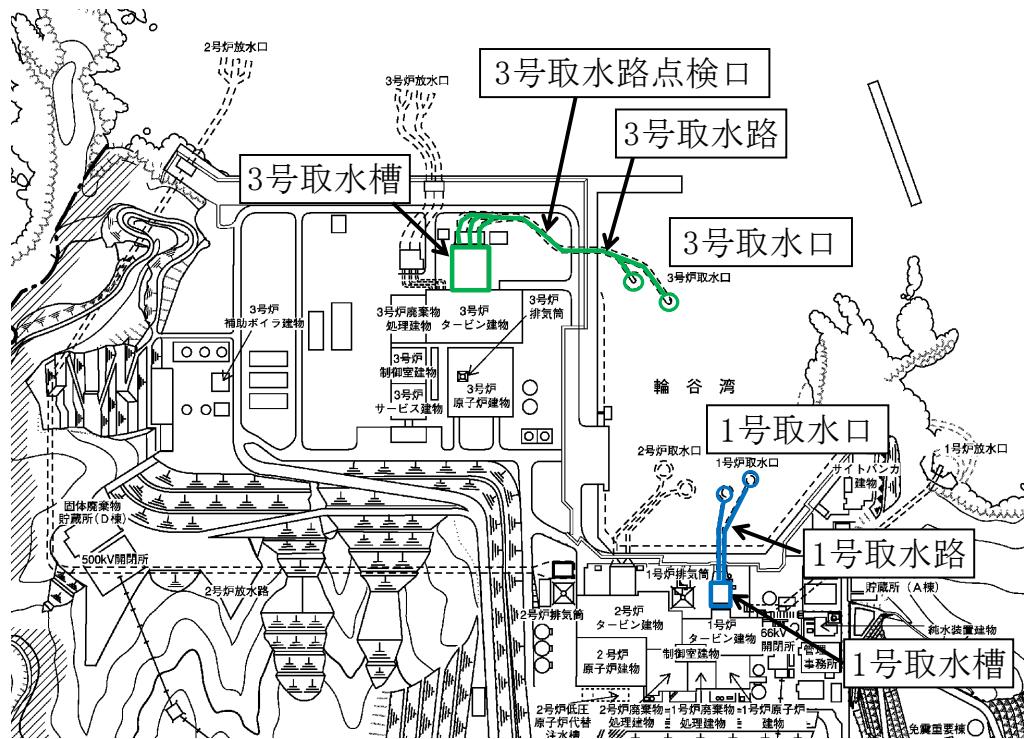
(a) 取水路

1, 3号炉の取水路につながり、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性のある経路としては、取水槽等の天端開口部が挙げられる。

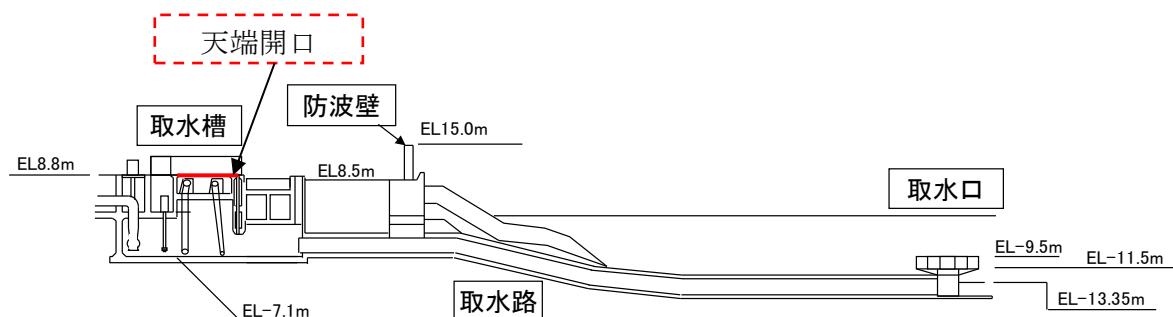
1号炉取水槽については、取水槽に流路縮小工を設置することにより、敷地への津波の流入を防止する。

3号炉取水槽及び取水路点検口については、これらの開口部の天端高さは、いずれも取水槽等における入力津波高さよりも高い。また、この高さは参考する裕度(0.64m)を考慮しても余裕がある。

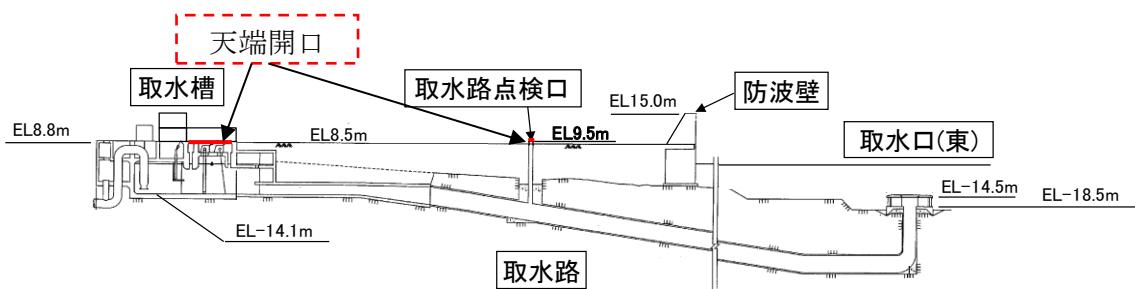
以上より、これらの経路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入することはない。（第 2.2-17 図、第 2.2-18 図、第 2.2-19 図、第 2.2-20 図、第 2.2-21 図、第 2.2-22 図、第 2.2-7 表）



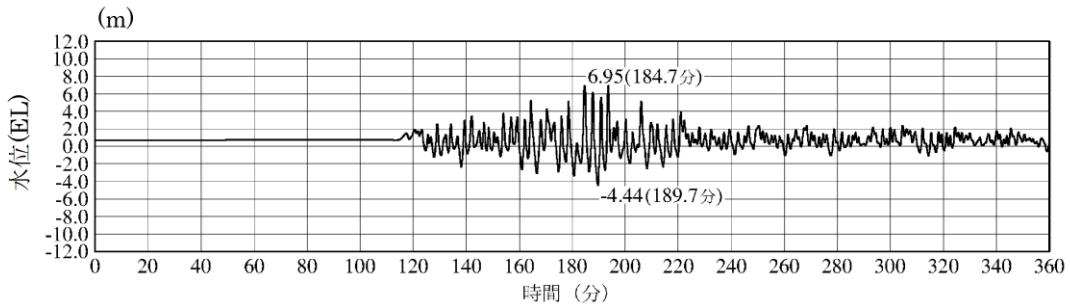
第 2.2-17 図 1, 3 号炉 取水施設の配置図



第 2.2-18 図 1 号炉 取水施設の断面図

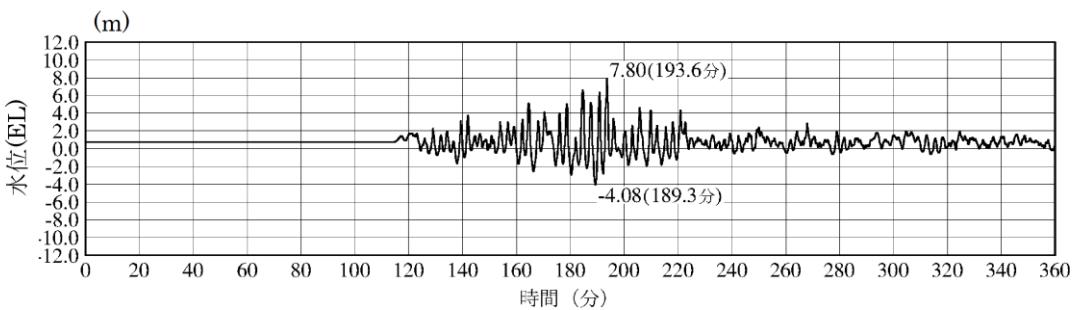


第 2.2-19 図 3 号炉 取水施設の断面図



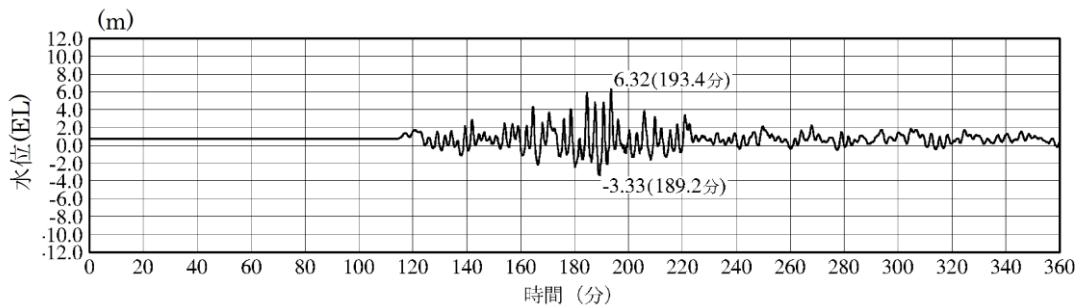
1号炉取水槽（入力津波1，防波堤無し）

第2.2-20図 1号炉取水槽での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波1：防波堤無し, 流路縮小工設置)



3号炉取水槽（入力津波1，防波堤無し）

第2.2-21図 3号炉取水槽での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波1：防波堤無し)



3号炉取水路点検口（入力津波1，防波堤無し）

第2.2-22図 3号炉取水路点検口での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波1：防波堤無し)

第 2.2-7 表 取水路からの津波の流入評価結果

号	流入経路		①入力津波 高さ (EL)	状況	②許容津波 高さ (EL)	裕度 ^{※5} (②-①)	評価
1	取水槽	天端開口	7.0m ^{※1, 2}	取水槽の天端開口高さは EL8.8m であり、天端開口から敷地に津波が流入する可能性はない。	8.8m	1.8m	○
3	取水槽	天端開口	7.8m ^{※3}	取水槽の天端開口高さは EL8.8m であり、天端開口から敷地に津波が流入する可能性はない。	8.8m	1.0m	○
	取水路点検口	天端開口	6.4m ^{※4}	取水路点検口の天端開口高さは EL9.5m であり、天端開口から敷地に津波が流入する可能性はない。	9.5m	3.1m	○

※1 流路縮小工を設置

※2 流路縮小工設置後の 1 号炉取水槽における入力津波高さ

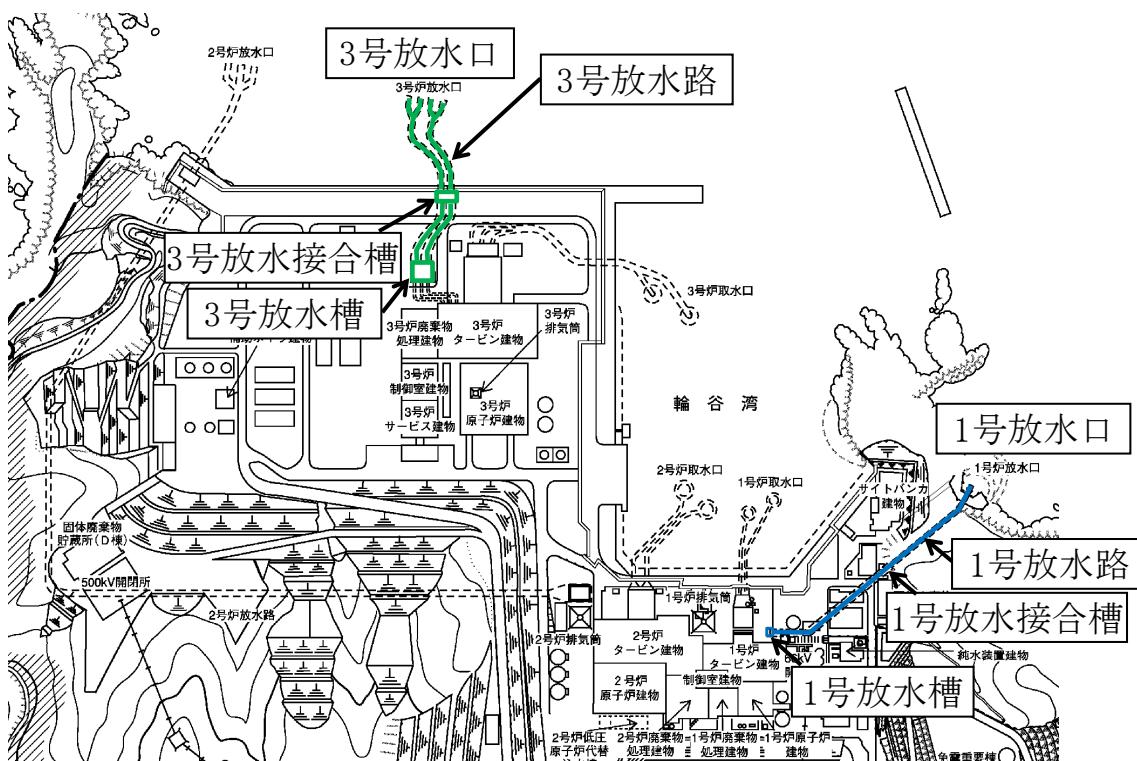
※3 3 号炉取水槽における入力津波高さ

※4 3 号炉取水路点検口における入力津波高さ

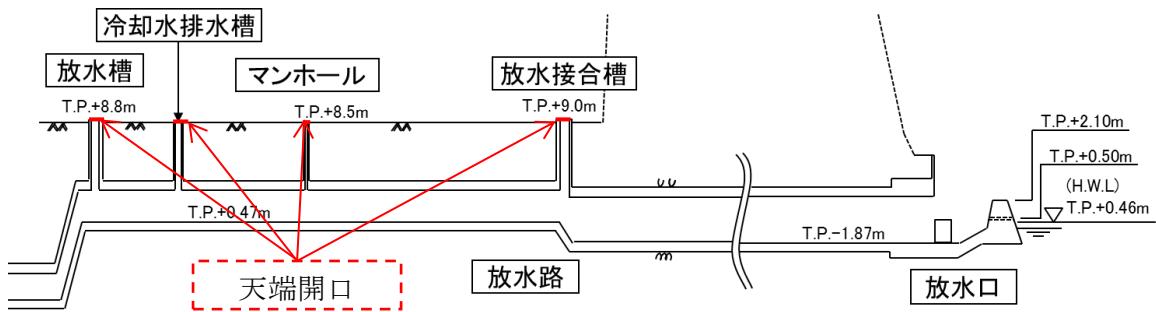
※5 参照する裕度(0.64m)に対しても余裕がある

(b) 放水路

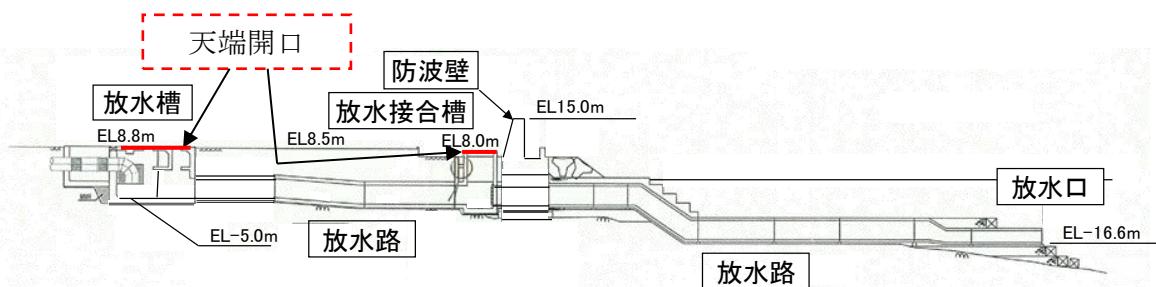
1, 3号炉の放水路につながり、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入する可能性のある経路としては、放水槽等の天端開口部が挙げられるが、これらの開口部天端高さは、いずれも放水槽等における入力津波高さよりも高い。また、この高さは参考する裕度(0.64m)を考慮しても余裕がある。したがって、これらの経路から設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画を設置する敷地に津波が流入することはない。(第2.2-23図、第2.2-24図、第2.2-25図、第2.2-26図、第2.2-27図、第2.2-28図、第2.2-29図、第2.2-30図、第2.2-31図、第2.2-8表)



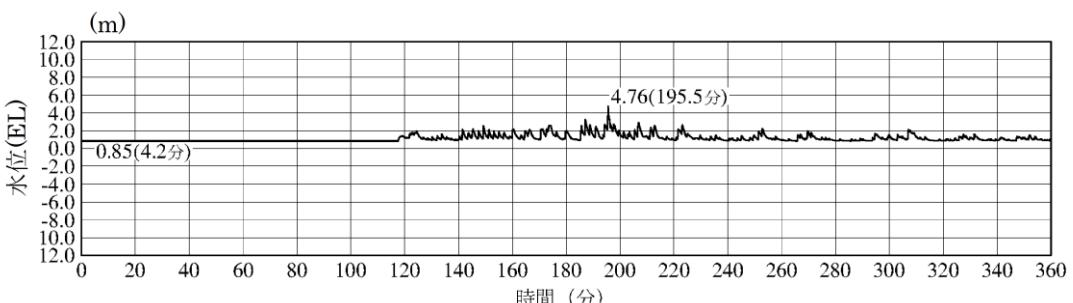
第2.2-23図 1, 3号炉 放水施設の配置図



第 2.2-24 図 1号炉 放水施設の断面図

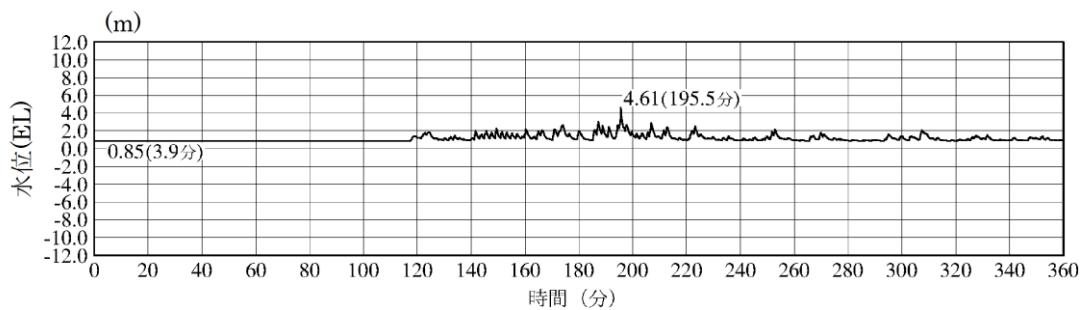


第 2.2-25 図 3号炉 放水施設の断面図

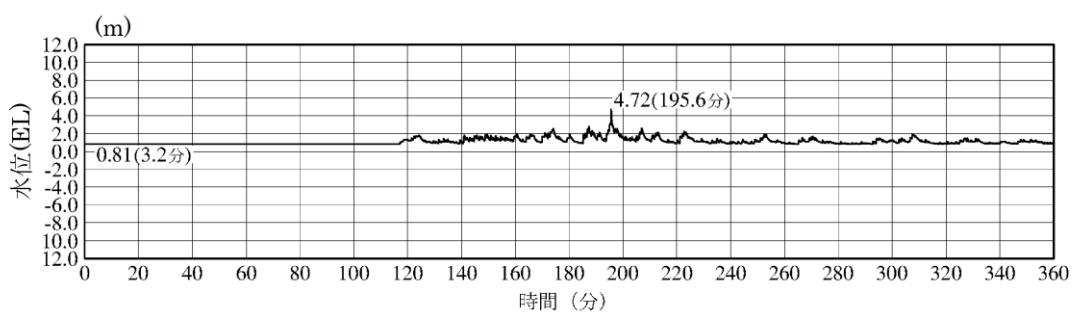


1号炉放水槽（入力津波1，防波堤有り）

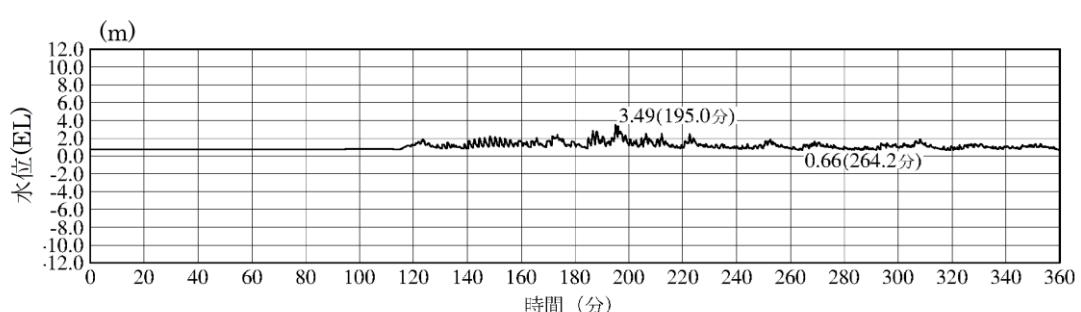
第 2.2-26 図 1号炉放水槽での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波1：防波堤有り)



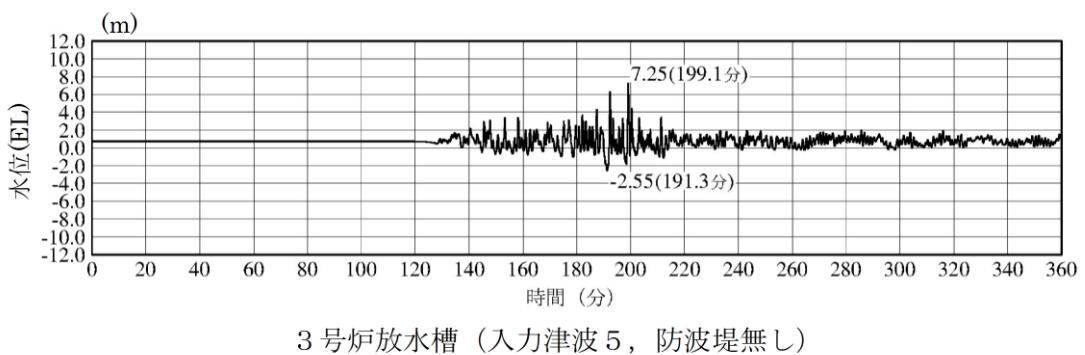
1号炉冷却水排水槽（入力津波1，防波堤有り）
第2.2-27図 1号炉冷却水排水槽での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波1：防波堤有り)



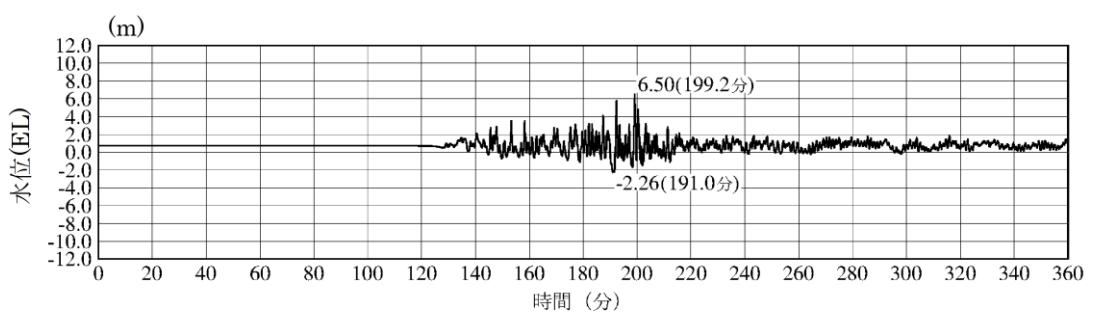
1号炉マンホール（入力津波1，防波堤有り）
第2.2-28図 1号炉マンホールでの入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波1：防波堤有り)



1号炉放水接合槽（入力津波1，防波堤有り）
第2.2-29図 1号炉放水接合槽での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波1：防波堤有り)



第2.2-30図 3号炉放水槽での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波5：防波堤無し)



第2.2-31図 3号炉放水接合槽での入力津波の時刻歴波形（上昇側）
(入力津波5：防波堤無し)

第2.2-8表 放水路からの津波の流入評価結果

号	流入経路		(①)入力津波高さ(EL)	状況	(②)許容津波高さ(EL)	裕度 ^{※7} (②-①)	評価
1	放水槽	天端開口	4.8m ^{※1}	放水槽の天端高さはEL8.8mであり,天端開口から津波が流入する可能性はない。	8.8m	4.0m	○
	冷却水排水槽	天端開口	4.7m ^{※2}	冷却水排水槽の天端高さはEL8.5mであり,天端開口から津波が流入する可能性はない。	8.5m	3.8m	○
	マンホール	天端開口	4.8m ^{※3}	マンホールの天端高さはEL8.5mであり,天端開口から津波が流入する可能性はない。	8.5m	3.7m	○
	放水接合槽	天端開口	3.5m ^{※4}	放水接合槽の天端高さはEL9.0mであり,天端開口から津波が流入する可能性はない。	9.0m	5.5m	○
3	放水槽	天端開口	7.3m ^{※5}	放水槽の天端高さはEL8.8mであり,天端開口から津波が流入する可能性はない。	8.8m	1.5m	○
	放水接合槽	放水接合槽背後の敷地	6.5m ^{※6}	放水接合槽背後の敷地高さはEL8.5mであり,天端開口から津波が流入する可能性はない。	8.5m	2.0m	○

※1 1号炉放水槽における入力津波高さ

※2 1号炉冷却水排水槽における入力津波高さ

※3 1号炉マンホールにおける入力津波高さ

※4 1号炉放水接合槽における入力津波高さ

※5 3号炉放水槽における入力津波高さ

※6 3号炉放水接合槽における入力津波高さ

※7 参照する裕度(0.64m)に対しても余裕がある

2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）

2.4.1 浸水防護重点化範囲の設定

【規制基準における要求事項等】

重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化すること。

【検討方針】

設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化する。

【検討結果】

設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。以下、2.4において同じ。)を内包する建物及び区画としては、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物、制御室建物、取水槽海水ポンプエリア、取水槽循環水ポンプエリア及び屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物、タービン建物～排気筒、タービン建物～放水槽)並びに非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を敷設するエリアがある。また、タービン建物については、復水器を設置するエリアから耐震Sクラスの設備を設置するエリアへの浸水対策として、復水器エリア防水壁等を設置し、タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)とタービン建物(復水器を設置するエリア)に区画する。各建物内の設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置は添付資料1に示すとおりである。

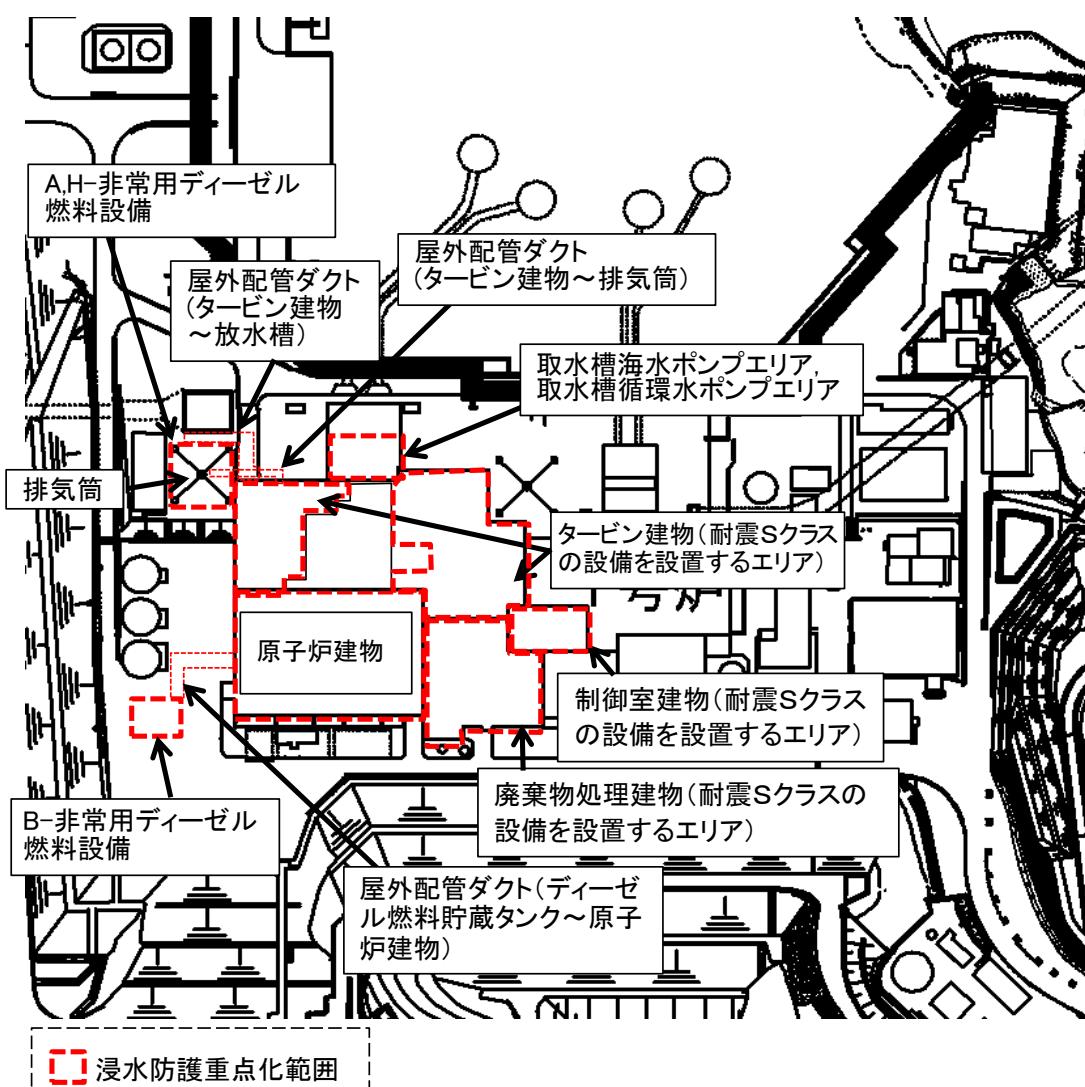
このうち、耐震Sクラスの設備を内包する建物及び区画は、原子炉建物、タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)、廃棄物処理建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)、制御室建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)、取水槽海水ポンプエリア、取水槽循環水ポンプエリア及び屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物、タービン建物～排気筒、タービン建物～放水槽)並びに非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を敷設するエリアであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定する。

第2.4-1表、第2.4-1図、第2.4-2図に浸水防護重点化範囲を示す。また、タービン建物地下1階の復水器エリア防水壁と耐震Sクラスの設備の位置関係を第2.4-3図に示す。

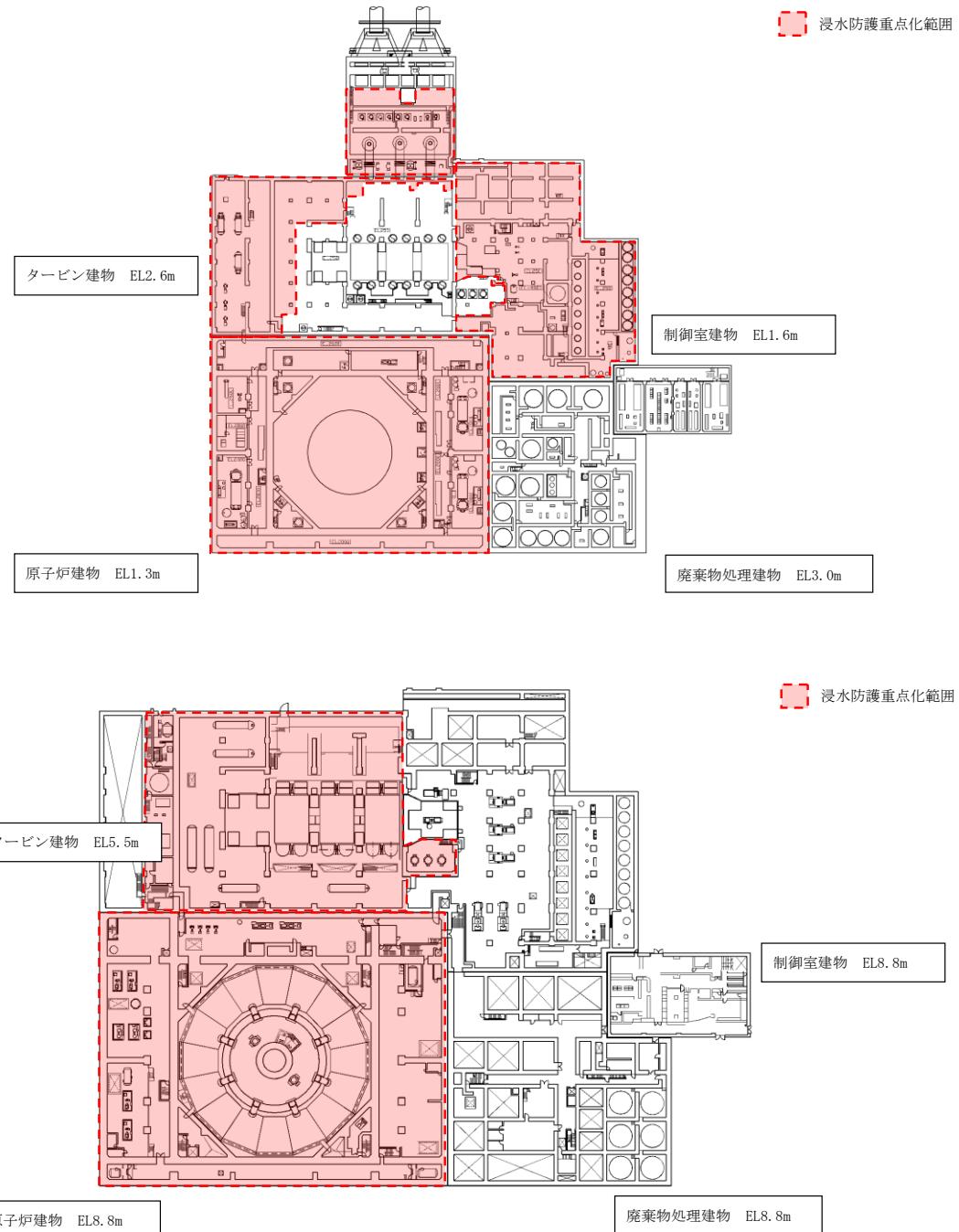
なお、位置が確定していない設備等に対しては、詳細設計段階で浸水防護重点化範囲を再設定する方針である。

第2.4-1表 浸水防護重点化範囲

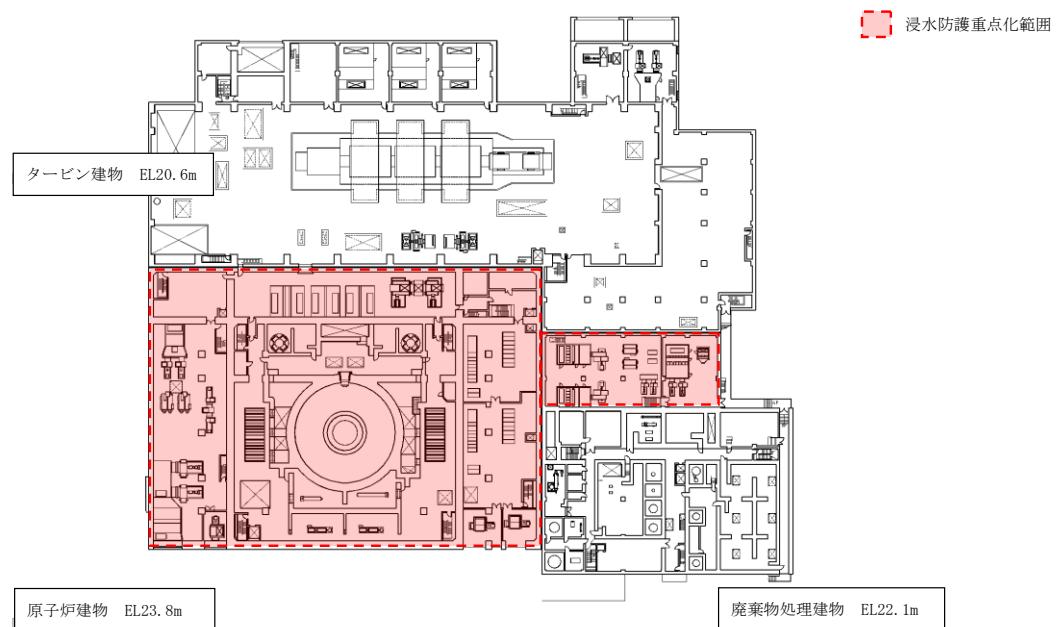
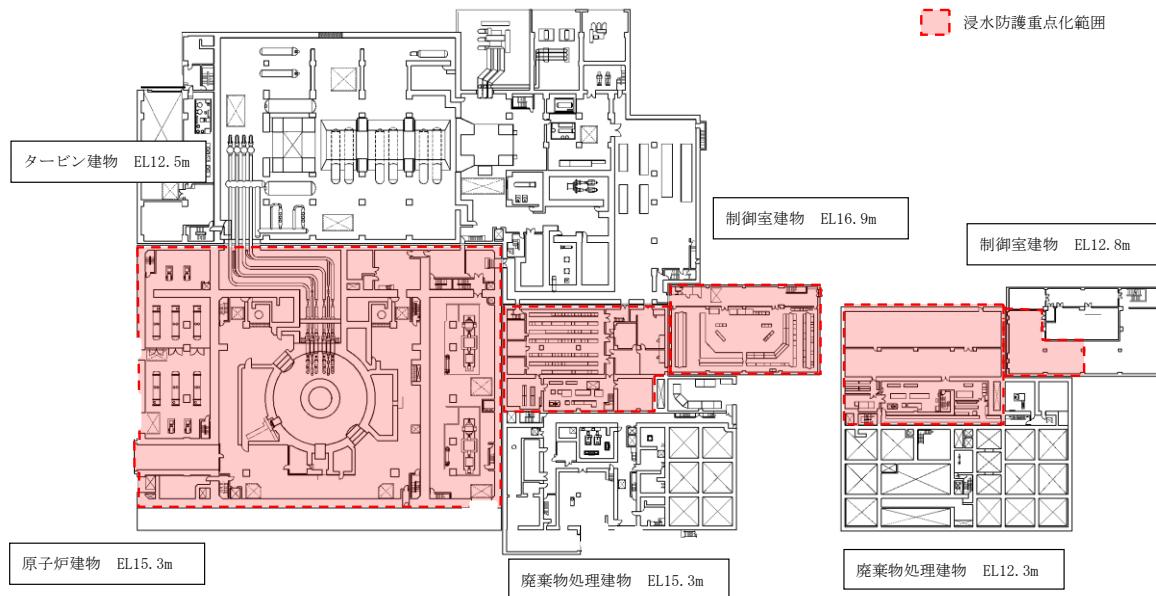
耐震Sクラスの設備を内包する建物及び区画	周辺敷地高さ
<ul style="list-style-type: none"> タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア） 取水槽海水ポンプエリア 取水槽循環水ポンプエリア 屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒） 屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽） A, H-非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を敷設するエリア 	EL8.5m
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 制御室建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア） 廃棄物処理建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア） 屋外配管ダクト（ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物） B-非常用ディーゼル燃料設備を敷設するエリア 	EL15.0m



第2.4-1図 浸水防護重点化範囲概略図

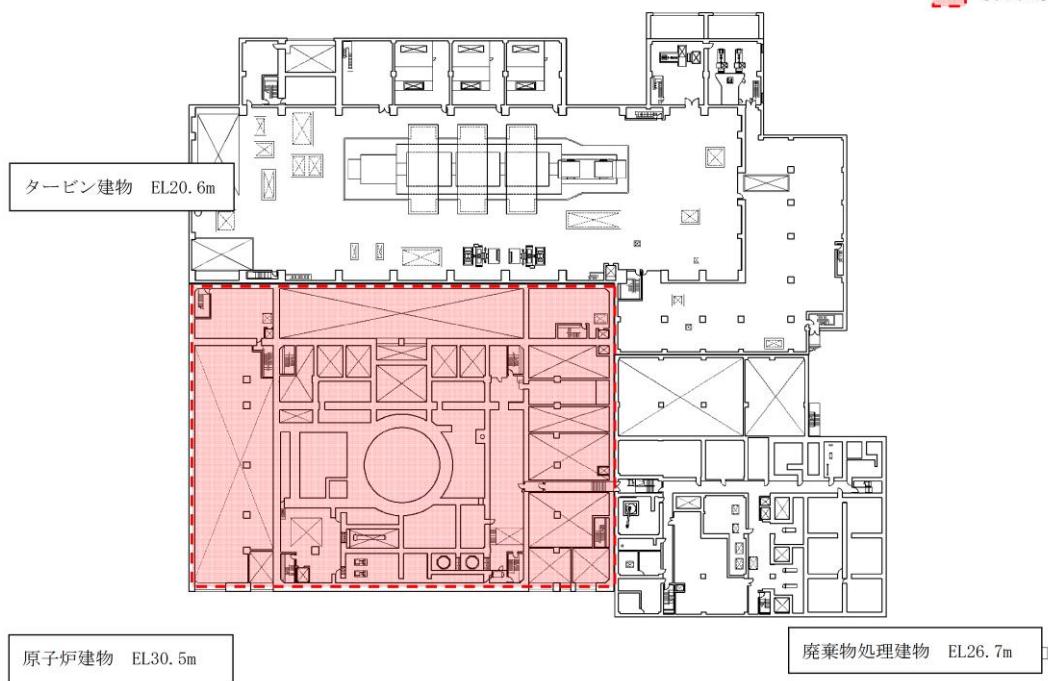


第 2.4-2-1 図 浸水防護重点化範囲（平面図）（1／4）

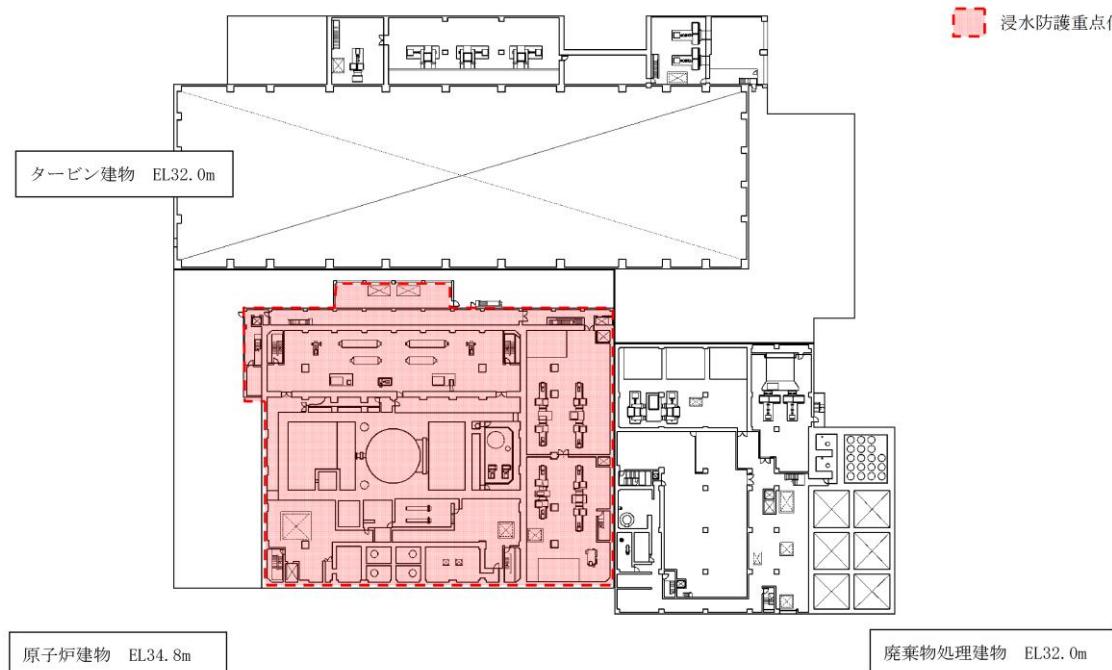


第 2.4-2-1 図 浸水防護重点化範囲（平面図）（2／4）

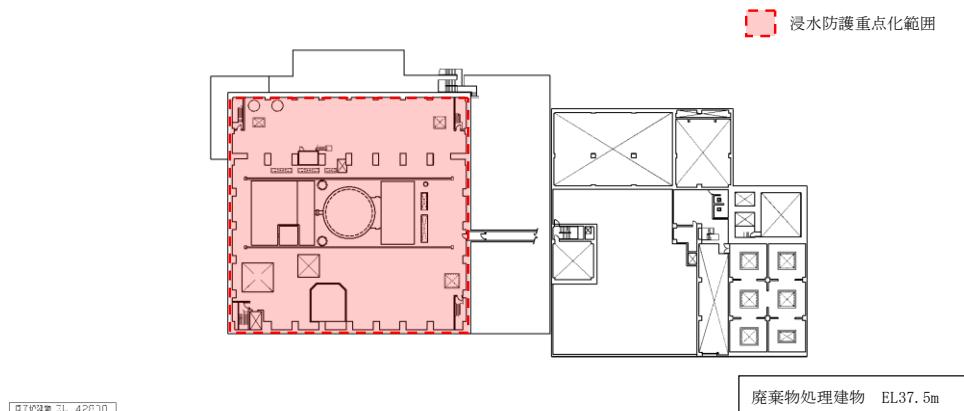
 浸水防護重点化範囲



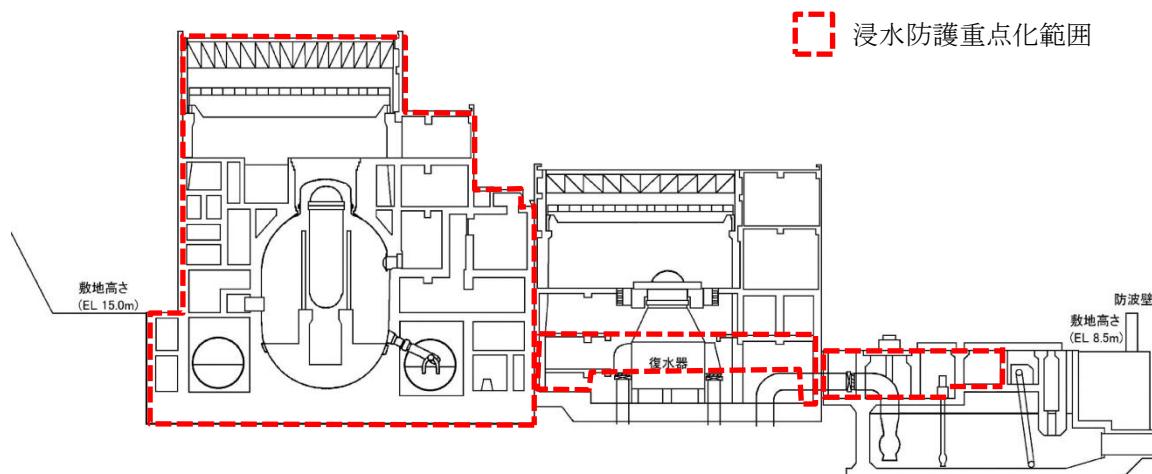
 浸水防護重点化範囲



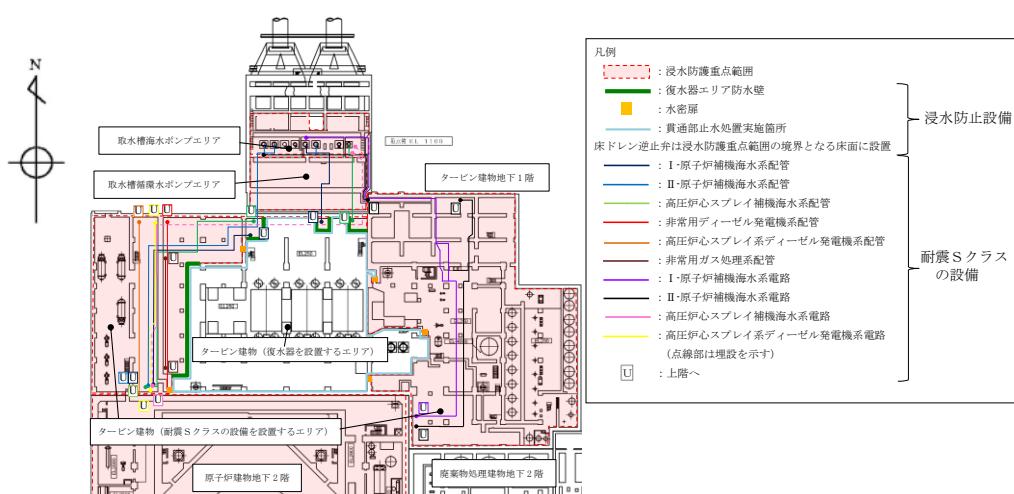
第 2.4-2-1 図 浸水防護重点化範囲（平面図）（3／4）



第 2.4-2-1 図 浸水防護重点化範囲（平面図）（4／4）



第 2.4-2-2 図 浸水防護重点化範囲（断面図）



第 2.4-3 図 タービン建物地下 1 階の復水器エリア防水壁等の浸水防止設備と耐震 S クラスの設備の位置

2.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

【規制基準における要求事項等】

津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること。

浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。

【検討方針】

津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定する。浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を実施する。

津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の方針により安全側の想定を実施する。

- ・ 地震・津波による建物内の循環水系等の機器・配管の損傷による建物内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建物における地震時の地下水排水ポンプの停止による地下水の流入等の事象を考慮する。
- ・ 地震・津波による屋外循環水配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統保有水の溢水等の事象を考慮する。
- ・ 循環水系機器・配管等の損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し襲来を考慮する。また、サイフォン効果も考慮する。
- ・ 機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水における溢水事象想定を考慮して算定する。
- ・ 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。
- ・ 施設・設備施工上生じ得る隙間部等がある場合には、当該部からの溢水も考慮する。

【検討結果】

前項までに述べたとおり、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画が設置された敷地への津波の地上部からの到達・流入に対する外郭防護及び取水路、放水路等の経路からの流入に対する外郭防護は、津波防護施設、浸水防止設備を設置することにより実現している。これより、津波単独事象に対しては、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路は存在しない。

一方、【検討方針】に示される「地震による溢水の影響」について、2号炉に対して「地震による溢水」を具体化すると次の各事象が挙げられる。これらの概念図を第2.4-4-1図に示す。

(1) 地震による溢水の影響を含めた浸水防護重点化範囲への影響について

a. タービン建物（復水器を設置するエリア）における溢水

地震に起因するタービン建物（復水器を設置するエリア）に敷設する循環水配管伸縮継手の破損及び低耐震クラス（浸水防止機能を除く）の機器及び配管の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放水槽から循環水配管等に流れ込み^{*1}、その損傷箇所を介して、タービン建物（復水器を設置するエリア）に流入することが考えられる。

このため、タービン建物（復水器を設置するエリア）に流入した津波により、隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建物、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリア）への影響を評価する。

b. タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における溢水

地震に起因するタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に敷設するタービン補機海水系配管を含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放水槽からタービン補機海水系配管に流れ込み^{*1}、その損傷箇所を介して、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に流入することが考えられる。

このため、浸水防護重点化範囲（タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア））への影響を評価する。

c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水

地震に起因する取水槽循環水ポンプエリアに敷設する循環水配管伸縮継手の破損及び低耐震クラスの機器及び配管の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放水槽から循環水配管等に流れ込み^{*1}、その損傷箇所を介して、取水槽循環水ポンプエリアに流入することが考えられる。

このため、浸水防護重点化範囲（取水槽循環水ポンプエリア）への影響を評価する。

d. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水

地震に起因する取水槽海水ポンプエリアに敷設するタービン補機海水系配管等を含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽海水ポンプエリアに流入することが考えられる。

このため、浸水防護重点化範囲（取水槽海水ポンプエリア）への影響を評価する。

※ 1：取水路と放水路は配管及び復水器を介してつながっており、2号炉の取水槽及び放水槽の水位が高い方から、循環水配管等の損傷箇所との水頭差により海水が流入する。（第2.4-4-2図）

e. 屋外タンク等による屋外における溢水

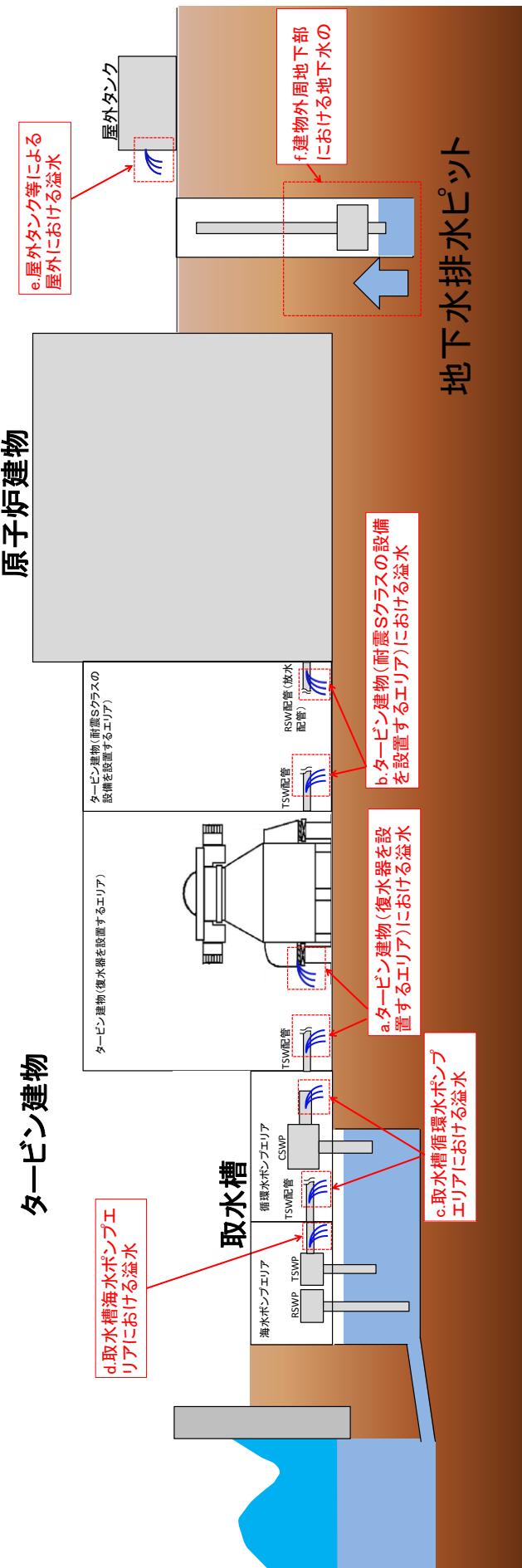
地震により敷地内にある低耐震クラスの機器である屋外タンク等が損傷し、保有水が敷地内に流出する。

このため、浸水防護重点化範囲への影響を評価する。

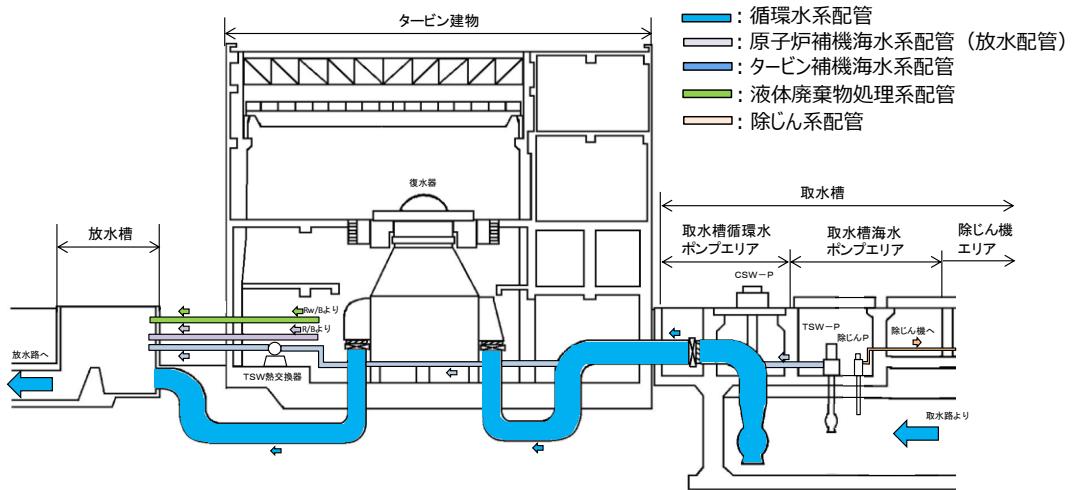
f. 建物外周地下部における地下水位の上昇

地震により地下水を排出するための排水設備(地下水排水ポンプ)が停止し、建物周辺の地下水位が上昇することが考えられる。

このため、浸水防護重点化範囲への影響を評価する。



第2.4-4-1 図 地震による溢水の概念図（低耐震クラスの機器及び配管の損傷）



第 2.4-4-2 図 地震による溢水の概念図
(海域に接続する低耐震クラスの機器及び配管の経路概要)

以上の各事象の中で、「津波による溢水」に該当する事象（津波襲来下において海水が流入する事象），あるいは「津波による溢水」への影響が考えられる事象（津波による溢水の浸水範囲内で、同時に起こり得る溢水事象）としては，a.，b.，c.，d. が挙げられることから、これらの各事象について、浸水防護重点化範囲への影響を評価した。

上記の「地震による溢水」のうち e.，f. については、これらによる影響に対して「設置許可基準規則第 9 条（溢水による損傷の防止等）」への適合のために評価及び対策を行うこととしており、その結果、「津波による溢水」には影響しない地震単独事象となっている。

本内容については、同条に対する適合性（参考資料 2 第 9 章、参考資料 3 第 10 章、参考資料 4 補足説明資料 30）において説明しており、以下ではその概要も合わせて示す。

また、「b. タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）における溢水」，「c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水」，d. 「取水槽海水ポンプエリアにおける溢水」は、それらの区画が耐震 S クラスの設備を設置する浸水防護重点化範囲であることから、「津波による溢水」に該当する事象（津波襲来下において海水が流入する事象）を生じさせない対策（低耐震クラスの機器及び配管への津波流入防止対策（添付資料 27 参照））を踏まえ、浸水防護重点化範囲への影響を評価する。

(2) 浸水量評価

a. タービン建物（復水器を設置するエリア）における溢水

本事象による浸水量評価については、「設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）」に対する適合性（参考資料2第9章9.1）において「復水機エリアにおける溢水」として説明している。評価条件、評価結果等の具体的な内容を添付資料10に抜粋して示す。

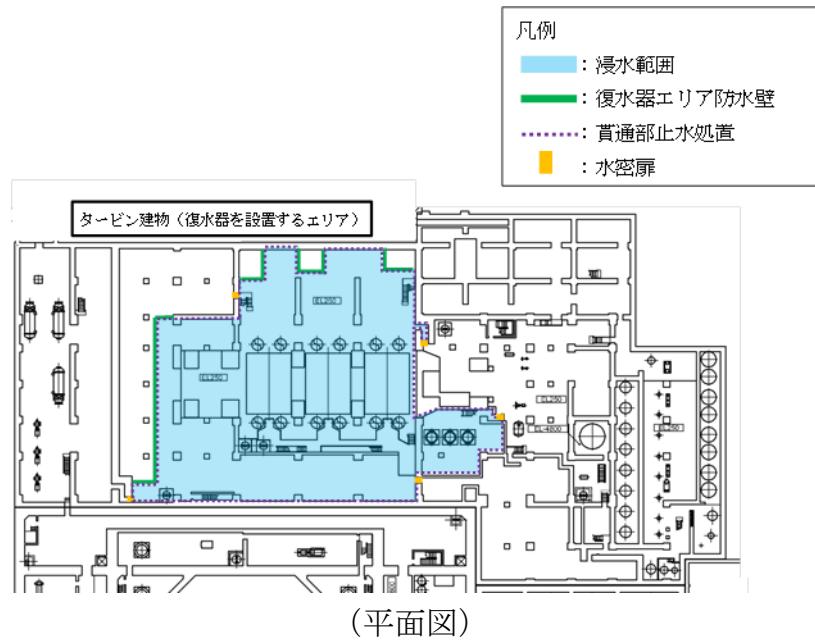
添付資料10に示すとおり、本事象による浸水量は第2.4-5図のとおりとなる（「設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）」に対する適合性（第9章9.1）表9-7より転載）。また、浸水イメージは第2.4-6図のとおりとなる。

表9-8 復水器エリアの溢水を貯留できる空間容積（再掲）

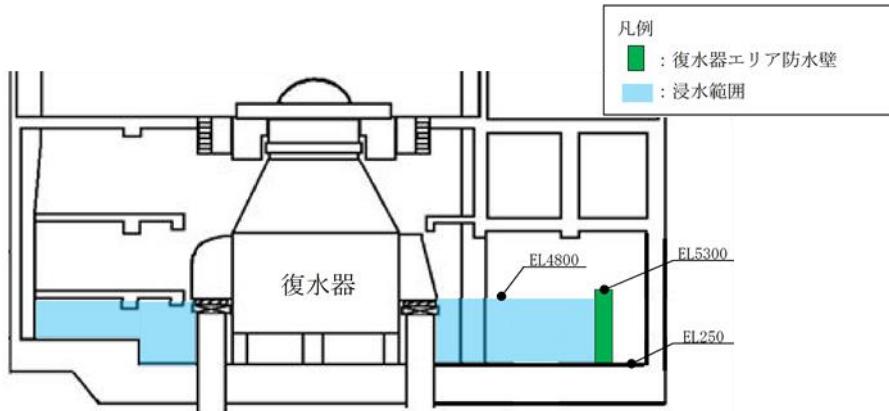
範囲	空間容積[m ³]
EL0.25～EL2.0m	約1,807
EL2.0～EL5.3m	約4,832
合計	約6,639

地震起因による溢水量（約5,990m³）は、復水器エリアの貯留可能容積（約6,639m³）より小さいことから（溢水水位EL4.8m）、復水器エリアに貯留可能で、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

第2.4-5図 タービン建物（復水器を設置するエリア）における地震起因による溢水評価



(平面図)



(断面図)

第 2.4-6 図 タービン建物（復水器を設置するエリア）における浸水イメージ

また、津波による溢水に対しては、「設置許可基準規則第 9 条（溢水による損傷の防止等）」に対する適合性（第 9 章 9.1）における「復水器エリアにおける溢水」の結果から、循環水系に追加設置するインターロック（地震大及びタービン建物の漏えい信号で作動）により、津波襲来前に循環水ポンプの出口弁の全閉により自動隔離することから、津波はタービン建物（復水器を設置するエリア）に浸水しない。これにより、隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建物、タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリア）へ津波は浸水しない。

b. タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における溢水

地震に起因し、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）の低耐震クラスの配管であるタービン補機海水系配管、原子炉補機海水系配管（放水配管）、高圧炉心スプレイ補機海水系配管（放水配管）、液体廃棄物処理系配管の破損により、津波が損傷箇所を介してタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に流入することを防止するため、以下の対策を実施する。対策の詳細は添付資料27に示す。

- ・原子炉補機海水系配管（放水配管）、高圧炉心スプレイ補機海水系配管（放水配管）の基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ機能保持
- ・タービン補機海水系配管、液体廃棄物処理系配管への逆止弁設置

上記対策により、同区画は「津波による溢水」に該当する事象（津波襲来下において海水が流入する事象）は生じない。

また、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に設置する耐震Sクラスの設備に対する浸水影響について、添付資料28に示す。

c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水

地震に起因し、取水槽循環水ポンプエリアに敷設する循環水配管伸縮継手の破損及び低耐震クラスの機器及び配管の損傷により、津波がその損傷箇所を介して、取水槽循環水ポンプエリア内に流入することを防止するため、以下の対策を実施する。対策の詳細は添付資料 27 に示す。

- ・循環水系の機器及び配管の基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ機能保持
- ・タービン補機海水ポンプ出口弁（インターロック動作）

上記対策により、同区画は「津波による溢水」（津波襲来下において海水が流入する事象）に該当する事象は生じない。

また、取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震 S クラスの設備に対する浸水影響について、添付資料 28 に示す。

d. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水

地震に起因し、取水槽海水ポンプエリアに敷設するタービン補機海水系配管を含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷により、津波が取水槽海水ポンプエリアに流入することを防止するため、以下の対策を実施する。対策の詳細は添付資料 27 に示す。

- ・タービン補機海水系、除じん系の機器及び配管の基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ機能保持

上記対策により、同区画は「津波による溢水」（津波襲来下において海水が流入する事象）に該当する事象は生じない。

e. 屋外タンク等による屋外における溢水

本事象による浸水量評価については、「設置許可基準規則第 9 条（溢水による損傷の防止等）」に対する適合性（参考資料 3 第 10.1）において「屋外タンクの溢水による影響」として説明している。評価条件、評価結果等の具体的な内容を添付資料 10 に抜粋して示す。

添付資料 10 に示されるとおり、本事象による溢水については、溢水源として屋外に設置されたタンク等を挙げた上で、溢水防護区画への影響評価を実施した結果、原子炉建物や廃棄物処理建物の各扉付近の開口部の下端高さが溢水水位より高い位置にあること等により、浸水防護重点化範囲に影響を与えることはないと評価している。

屋外タンクの溢水伝播挙動を第 2.4-7 図に示す。

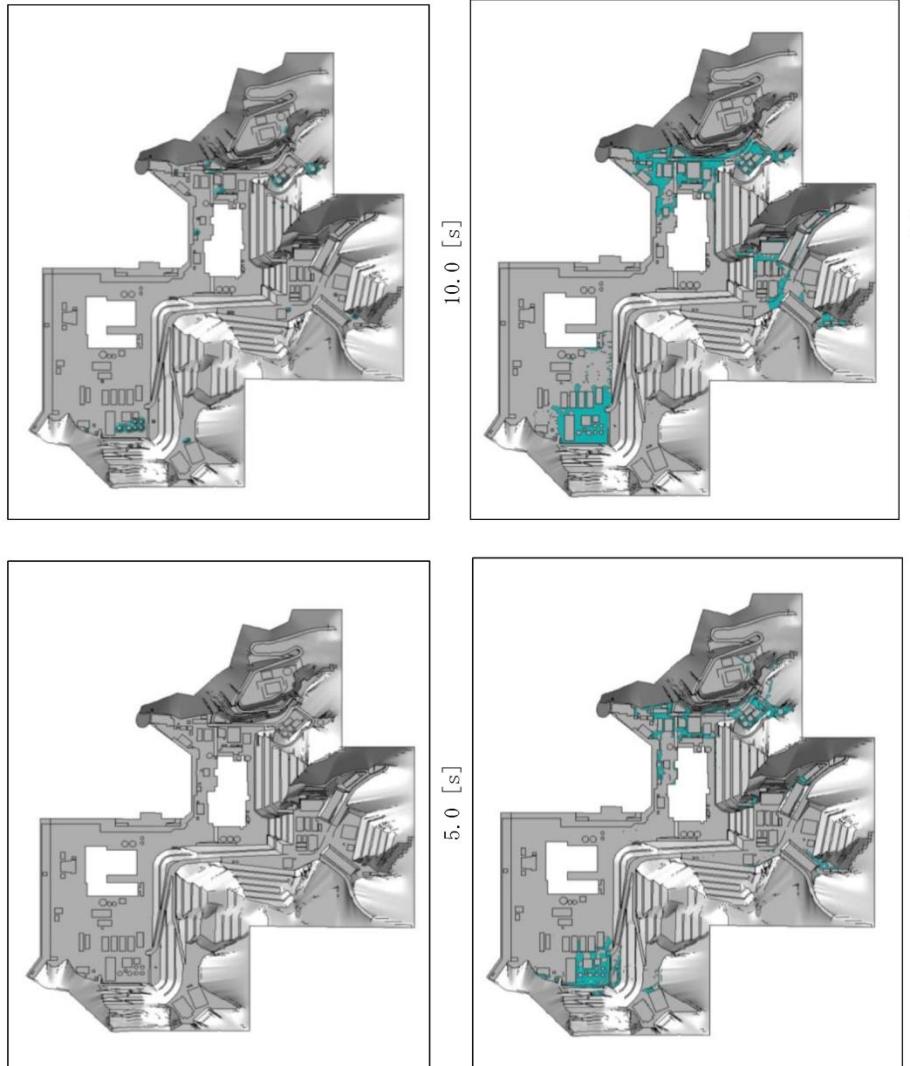


図 10-3-2 屋外タンクの溢水伝播挙動 (1/2)

9条-別添1-10-7

第 2.4-7-1 図 屋外タンクの溢水伝播挙動

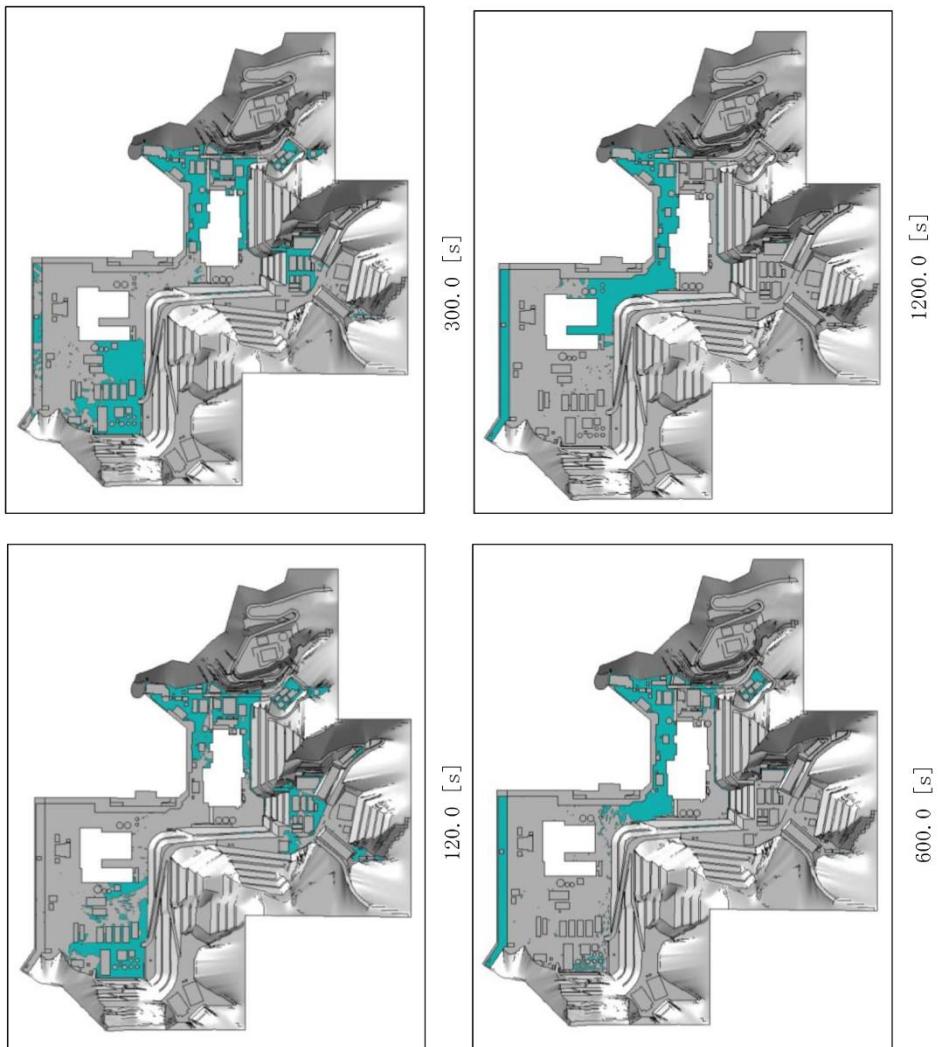


図 10-3-2 屋外タンクの溢水伝播挙動 (2/2)

9条-別添1-10-8

第 2.4-7-2 図 屋外タンクの溢水伝播挙動

f. 建物外周地下部における地下水位の上昇

本事象による浸水量評価については、「設置許可基準規則第9条（溢水による損傷防止等）」に対する適合性（参考資料3第10章10.2）において「地下水の溢水による影響」として説明している。評価条件、評価結果等の具体的な内容を添付資料10に抜粋して示す。

添付資料10に示されるとおり、本事象による浸水水位（建物周囲の地下水位）については、基準地震動Ssによる地震力に対して機能維持する地下水位低下設備を設置することから、建物まで地下水位が上昇することはなく、地下水が溢水防護区画に影響を与えることはないと評価している。

その上で、地下水位をタービン建物の地表面（EL8.5m）と想定し、地下外壁のひび割れ幅が、地震応答解析におけるせん断変形が第一折点に収まること、又は第一折点を超える場合は、残留ひび割れを考慮した評価を実施し、水密性の観点から「原子炉施設における建築物の維持管理指針・同解説（日本建築学会）」における水密性の観点から補修の検討が必要となるひび割れ幅の評価基準値（0.2mm）を超えないこと確認する。

a. b. c. d. e. f. までの影響評価の内容を第2.4-2表に示す。

第2.4-2表 影響評価一覧表

溢水事象	事象概要	起因事象	想定事象	対策	確認条文
a	タービン建物（復水器を設置するエリア）における溢水	地震	• 内部溢水 • 津波による溢水	• インターロックによる循環水系の自動隔離※ • インターロックによるタービン補機海水系の自動隔離※ • タービン補機海水系の放水配管等への逆止弁設置※ • 低耐震クラスの機器及び配管の耐震性評価	設置許可基準規則第5条 第9条
b	タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における溢水				
c	取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水				
d	取水槽海水ポンプエリアにおける溢水				
e	屋外タンク等による屋外における溢水	地震	• 内部溢水	• 取水槽海水ポンプエリアへの防水壁の設置	設置許可基準規則第9条
f	建物外周地下部における地下水位の上昇	地震	• 内部溢水	• 地下水位低下設備の設置※	設置許可基準規則第9条

※ 隔離範囲については、基準地震動Ssによる地震力に対してバウンダリ機能等を保持する設計とする。

(3) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

「(2) 浸水量評価」で示した各事象により想定される浸水範囲、浸水量に対し、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を実施した。なお、浸水の可能性のある経路、浸水口の特定にあたっては、施設・設備施工上生じうる隙間部等として、貫通口における貫通物と貫通口（スリーブ、壁等）との間に生じる隙間部や建物間接合部に生じる隙間部についても考慮した。

浸水対策の実施範囲を第2.4-8図に、浸水経路・浸水口に応じた浸水対策の種類を第2.4-3表に示す。

各浸水対策の仕様については「4.2 浸水防止設備の設計」、その設置位置、施工範囲については添付資料11に示す。

なお、浸水防護重点化範囲のうち、その境界部に安全側に想定した浸水が及ばず、結果として浸水対策が不要であった範囲を建物の階層単位で整理して示すと第2.4-4表となる。各津波防護対象設備において、浸水が生じ得る箇所に設置されるものであるか否か（浸水対策が求められる浸水防護重点化範囲内に設置されているか否か）は、同表及び添付資料1「基準津波に対して機能を維持すべき設備とその配置」により確認される。

a. タービン建物（復水器を設置するエリア）における溢水

「浸水量評価」に示すとおり本事象による津波の浸水はない。

地震に起因する溢水によるタービン建物（復水器を設置するエリア）における溢水水位は、EL約4.8mとなるため、没水水位との関係を考慮した浸水防護重点化範囲の境界に以下のにおける浸水対策を行うことから、浸水防護重点化範囲（原子炉建物、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリア）へ及ぼす影響はない。

＜タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に対する対策＞

- ・復水器エリア防水壁、水密扉、床ドレン逆止弁、貫通部止水処置

＜原子炉建物及び取水槽循環水ポンプエリアに対する対策＞

- ・貫通部止水処置

b. タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における溢水

タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における溢水については、浸水防護重点化範囲の境界に以下の浸水対策を行うことにより、浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に津波の浸水はない。詳細は添付資料27に示す。

＜タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に対する対策＞

- ・原子炉補機海水系配管（放水配管）、高圧炉心スプレイ補機海水系配管（放水配管）の基準地震動Ssによる地震力に対してバウンダリ機能保持

- ・タービン補機海水系配管、液体廃棄物処理系排水配管への逆止弁設置

c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水

取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水については、浸水防護重点化範囲の境界に以下の浸水対策を行うことにより、浸水防護重点化範囲である取水槽循環水ポンプエリアに津波の浸水はない。なお、タービン補機海水ポンプ出口弁に設置するインターロックについては、浸水防護重点化範囲（耐震 S クラスの設備を内包する建物）への津波の流入を防止する重要な設備であり、津波襲来前に確実に閉止するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。詳細は添付資料 27 に示す。

<取水槽循環水ポンプエリアに対する対策>

- ・循環水ポンプ及び配管の基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ機能保持
- ・タービン補機海水ポンプ出口弁（インターロック動作）

d. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水

取水槽海水ポンプエリアにおける溢水については、浸水防護重点化範囲の境界に以下の浸水対策を行うことにより、浸水防護重点化範囲である取水槽海水ポンプエリアに津波の浸水はない。詳細は添付資料 27 に示す。

<取水槽海水ポンプエリアに対する対策>

- ・タービン補機海水ポンプ及び配管、除じんポンプ及び配管の基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ機能保持

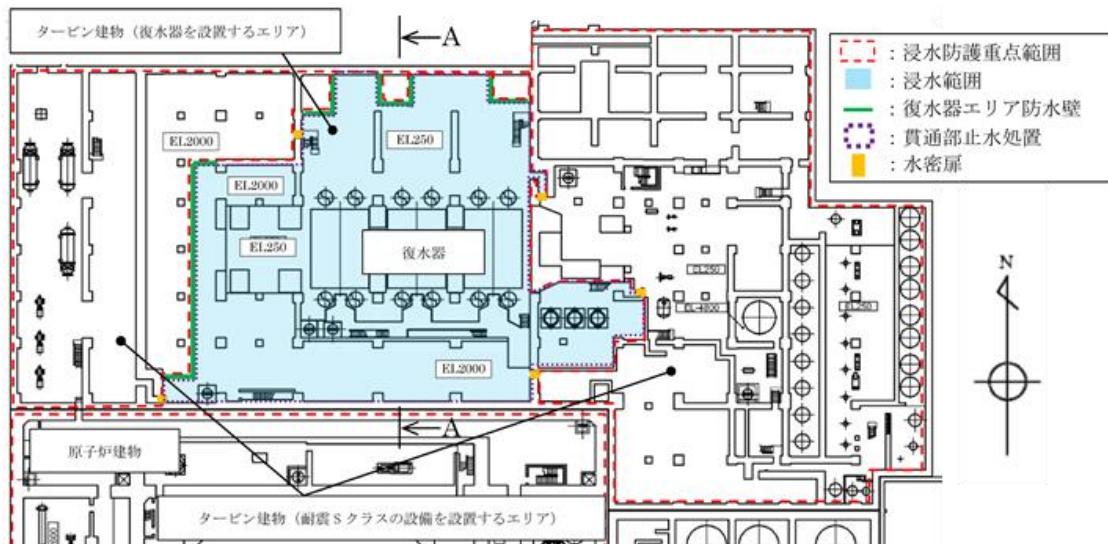
e. 屋外タンク等における溢水

地震時の屋外タンク等による影響評価は、原子炉建物や廃棄物処理建物の各扉付近の開口部の下端高さが溢水水位より高い位置にあること等により、浸水防護重点化範囲に影響を与えることはないと評価している。

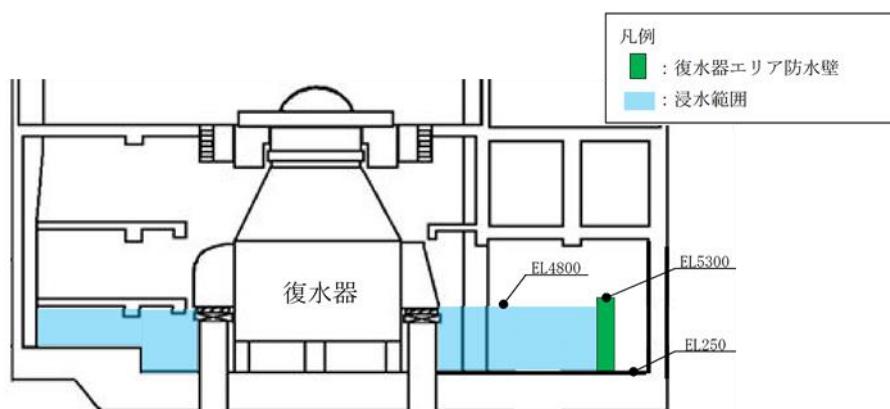
f. 建物外周地下部における地下水位の上昇

建物外周地下部における地下水位の上昇については、基準地震動 Ss による地震力に対して機能維持する地下水位低下設備を設置することによって、地震時及び地震後においても地下水を地上の雨水排水系統へ排水することが可能である。また、地下水位低下設備の電源は、非常用電源系統より供給することから、外部電源喪失時にも排水が可能となっており、水位が上昇し続けることはない（「島根原子力発電所 2 号炉 地震による損傷の防止 別紙-17 地下水位低下設備について」参照）。なお、地下水位の上昇を保守的にタービン建物の地表面（EL8.5m）と想定した場合においても、貫通部の止水措置、建物間に設置するエキスパンジョイント止水板により、地下水が浸水防護重点化範囲に浸水することはない。

なお、島根 2 号炉の浸水防護重点化範囲であるタービン建物、制御室建物、廃棄物処理建物（それぞれ耐震 S クラスの設備を設置するエリア）は島根 1 号炉タービン建物等と隣接しているため、島根 1 号炉にて発生した溢水による島根 2 号炉の浸水防護重点化範囲への浸水が考えられるが、島根 2 号炉と島根 1 号炉の建物境界に対しては、溢水防護の観点から止水対策を実施することから、島根 2 号炉へ浸水することはない。

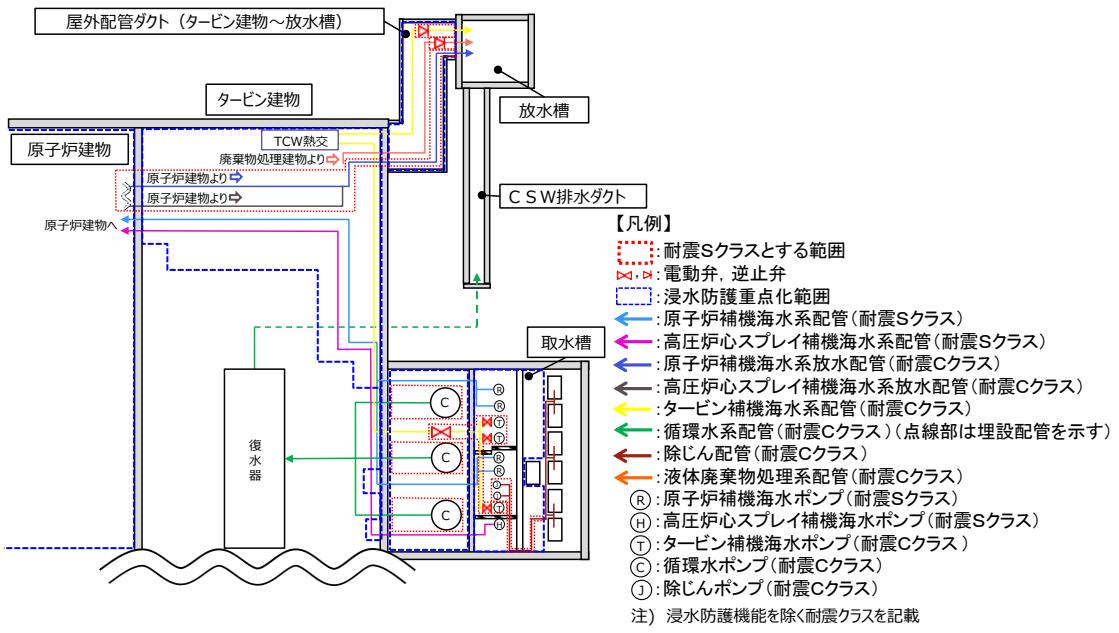


(平面図)



(A-A 断面)

第 2.4-8-1 図 浸水対策概要図 (EL5.3m まで)



第2.4-8-2図 浸水防護重点化範囲内に設置する海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管への対策概要図

第 2.4-3 表 浸水経路・浸水口に応じた浸水対策の種類

浸水経路・浸水口	浸水対策	(参考) 対象とする 溢水事象
通路・扉部	・「水密扉」を設置	a
区画	・「防水壁」を設置	a
貫通部	・「貫通部止水処置」を実施	a
配管		a
電線管		a
ケーブルトレイ		a
予備スリーブ		a
床ドレン	・「逆止弁」を設置	a
低耐震クラスの機器及び配管	・基準地震動 Ss による地震力に対するバウンダリ機能保持 ・「電動弁」、「逆止弁」を設置	b, c, d
建物間接合部	・エキスパンションジョイント	e, f

第 2.4-4 表 浸水防護重点化範囲境界の浸水有無（浸水対策要求有無）

建物	タービン建物（復水器を設置するエリア）における階層 ^{※1}			
	地下 1 階 (EL2.0m) 浸水あり	地上 1 階 (EL5.5m) 浸水なし	地上 2 階 (EL12.5m) 以上 浸水なし	
原子炉建物	対策要求あり	対策要求なし	対策要求なし	
制御室建物	対策要求なし ^{※2}	対策要求なし		
廃棄物処理建物				
タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）	対策要求あり	対策要求なし	対策要求なし	
取水槽循環水ポンプエリア	対策要求あり	対策要求なし	対策要求なし	

※1 建物によりエレベーションは異なり、ここでは代表でタービン建物のエレベーションを表記

※2 制御室建物及び廃棄物処理建物の浸水防護重点化範囲はそれぞれ EL12.8m, EL15.3m 以上であるため、対策要求はない。（第 2.4-2-1 図（1 / 4, 2 / 4）参照。）

4.2 浸水防止設備の設計

【規制基準における要求事項等】

浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計すること。

【検討方針】

浸水防止設備（屋外排水路逆止弁、防水壁、閉止板、水密扉、床ドレン逆止弁、隔離弁及び貫通部止水処置）については、基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。

【検討結果】

浸水防止設備としては、「2.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）」及び「2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護2）」に示したとおり、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画に津波を地上部から到達、流入させないよう、また、取水槽、放水槽等の経路から津波が流入及び漏水することがないよう、屋外排水路逆止弁、防水壁、閉止板、水密扉及び床ドレン逆止弁を設置し、貫通部止水処置を実施する。

また、「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」に示したとおり安全側に想定した浸水範囲に対して、浸水防護重点化範囲内が浸水するがないよう、浸水防護重点化範囲の境界にある扉、開口部、貫通口等に、防水壁、水密扉、床ドレン逆止弁、隔離弁の設置並びに貫通部止水処置を実施する。なお、浸水防護重点化範囲内に設置する海域に接続する低耐震クラスの機器及び配管のうち、破損した場合に津波の流入経路となる機器及び配管については、基準地震動Ssによる地震力に対してバウンダリ機能を維持する設計とする。

浸水防止設備の種類と設置位置を整理し、第4.2-1表に示す。各浸水防止設備の設計方針を以下に示す。

第4.2-1表 浸水防止設備の種類と設置位置

種類	設置位置		箇所数 (参考)
外郭防護に 係る浸水 防止設備	屋外排水路逆止弁	屋外排水路	一式
	防水壁	取水槽除じん機エリア	1
	閉止板	取水槽 (取水管立入ピット)	1
	水密扉	取水槽除じん機エリア	2
	貫通部止水処置	取水槽除じん機エリア	一式
	床ドレン逆止弁	取水槽	一式
内郭防護に 係る浸水 防止設備	防水壁	タービン建物（復水器を設置するエリア）と タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置す るエリア）との境界	1
	水密扉		5
	床ドレン逆止弁		一式
	電動弁 隔離弁	取水路とタービン建物（耐震Sクラスの設備 を設置するエリア）との境界	4
		放水路とタービン建物（耐震Sクラスの設備 を設置するエリア）との境界	2
	貫通部止水処置	タービン建物（復水器を設置するエリア）と 原子炉建物、タービン建物（耐震Sクラスの 設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ボ ンプエリアとの境界	一式

(1) 屋外排水路逆止弁

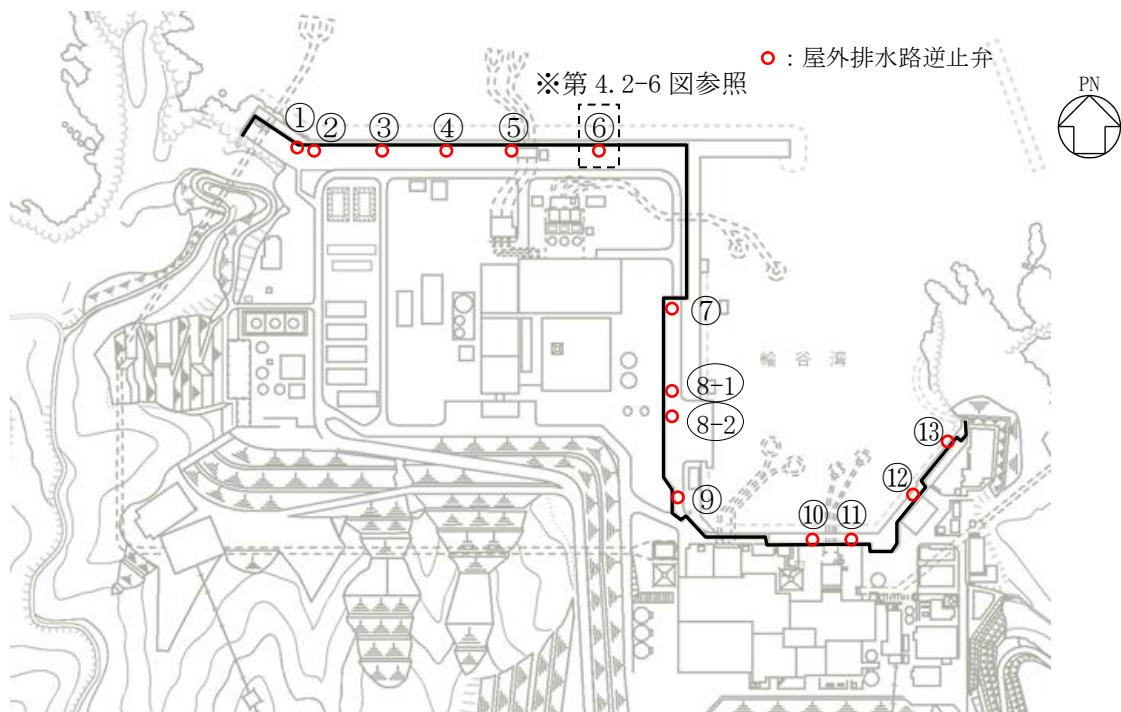
施設護岸における入力津波高さに対して、屋外排水路出口からの敷地への津波の到達、流入を防止するため、屋外排水路出口の排水柵に屋外排水路逆止弁を設置する。

屋外排水路逆止弁は津波荷重や地震荷重等に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう以下の方針により設計する。

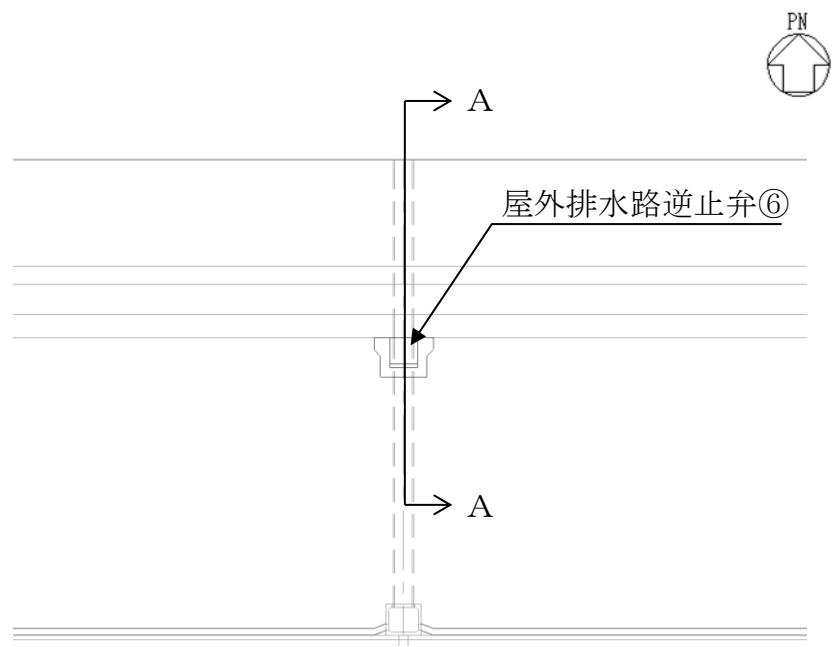
a. 構造

屋外排水路逆止弁は、板材、補強材等の鋼製部材により構成し、排水柵に固定する。

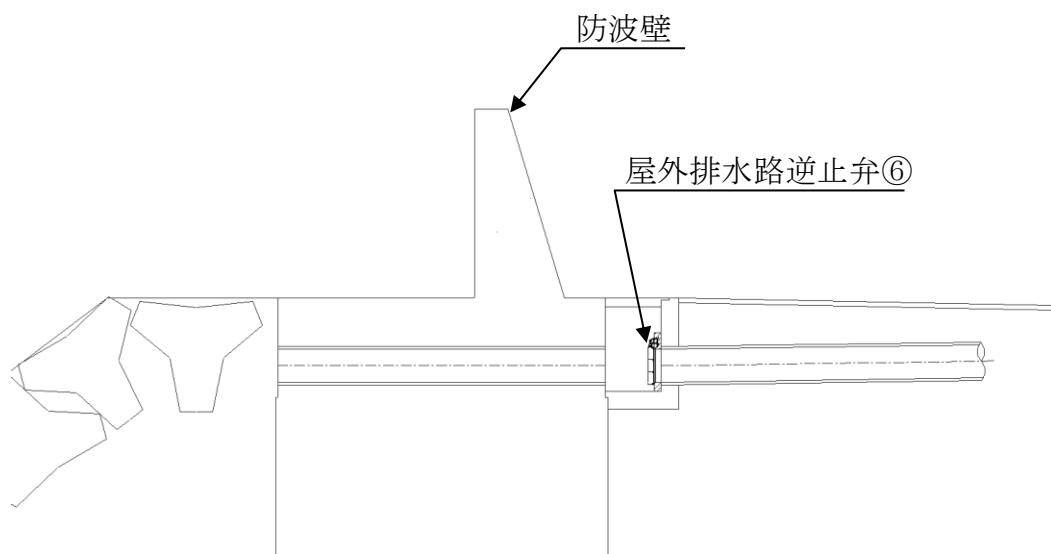
屋外排水路逆止弁の位置図を第4.2-1図に、配置図を第4.2-2図に、構造例を第4.2-3図に示す。



第4.2-1図 屋外排水路逆止弁位置図

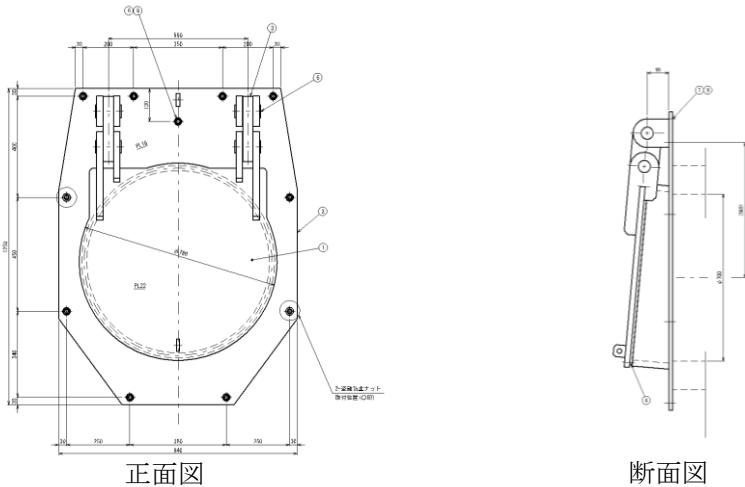


平面図



断面図 (A-A断面)

第4.2-2図 屋外排水路逆止弁⑥配置図



第4. 2-3図 屋外排水路逆止弁構造例

b. 荷重組合せ

屋外排水路逆止弁の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重及び津波荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重
- ・常時荷重+津波荷重+余震荷重

また、設計に当たっては、その他自然現象との組合せを適切に考慮する（添付資料20参照）。

c. 荷重の設定

屋外排水路逆止弁の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

(a) 常時荷重

自重等を考慮する。

(b) 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

(c) 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

(d) 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示す。

d. 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを確認する。

なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。

(2) 防水壁

a. 除じん機エリア防水壁

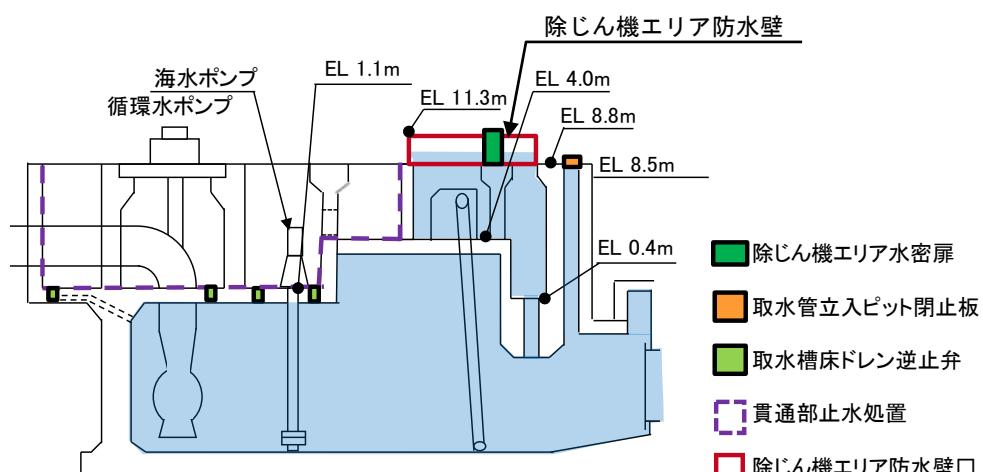
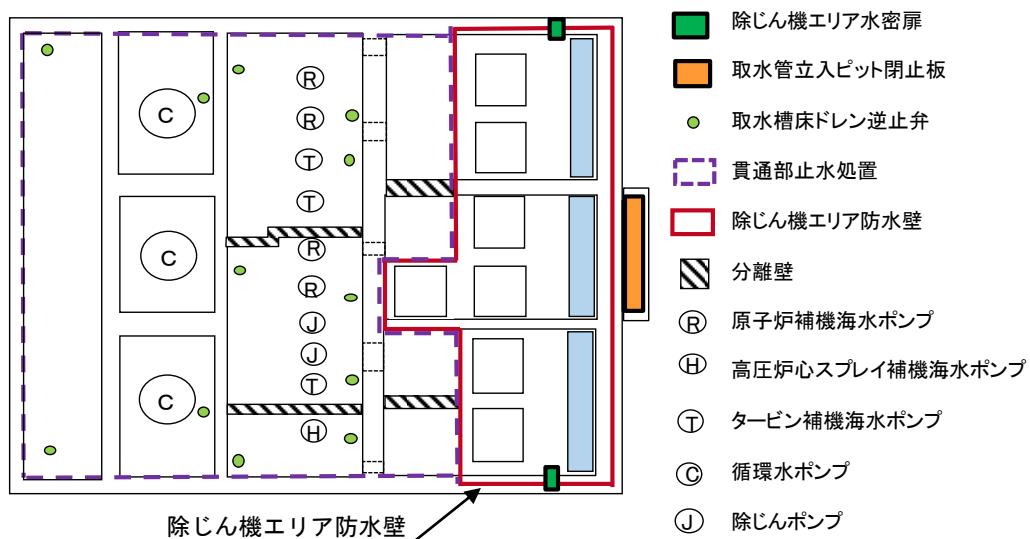
除じん機エリアに設置する防水壁は、2号炉取水槽での入力津波高さに対して、取水路から敷地への津波の到達、流入を防止し、津波防護対象設備が機能喪失しないようにするために2号炉取水槽に設置するものであり、入力津波高さに対して十分な高さを確保している。

除じん機エリア防水壁は津波荷重や地震荷重に対して津波防護機能が十分に保持できるように以下の方針により設計する。（詳細な設計方針及び構造成立性の見通しについては、添付資料30参照）

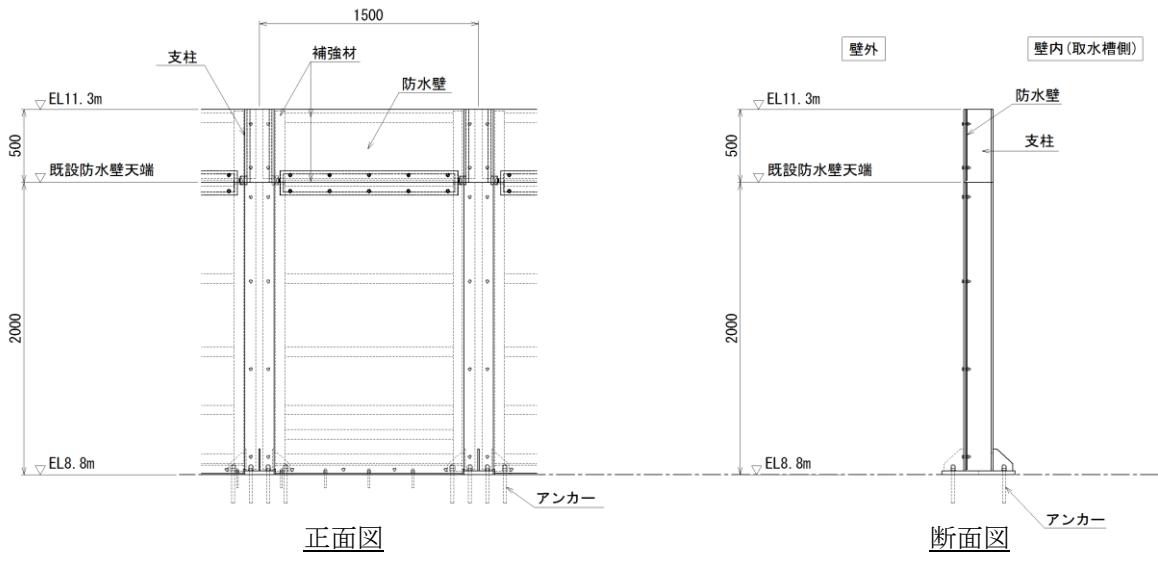
(a) 構造

除じん機エリア防水壁は鋼製壁で構成し、基礎ボルトにより取水槽躯体に固定する。

除じん機エリア防水壁の配置図を第4.2-4図に、構造図を第4.2-5図に示す。



第4.2-4図 除じん機エリア防水壁配置図



第4.2-5図 除じん機エリア防水壁構造図

(b) 荷重組合せ

除じん機エリア防水壁は防波壁内側の敷地にある2号炉取水槽の天端に設置するものであることから、設計においてはその設置状況を考慮し、以下に示す常時荷重、地震荷重、津波荷重の組合せを考慮する。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重

また、設計に当たっては、その他自然現象との組合せを適切に考慮する（添付資料20参照）。

(c) 荷重の設定

除じん機エリア防水壁の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

- i 常時荷重
自重等を考慮する。
- ii 地震荷重
基準地震動Ssを考慮する。
- iii 津波荷重
設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。
- iv 余震荷重
海域活断層に想定される地震による津波の影響を受けないため、余震荷重を考慮しない。

(d). 許容限界

津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波防護機能を保持していることを確認する。

b. 復水器エリア防水壁

「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」に示す津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定した際に、浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）への浸水を防止するため、タービン建物（復水器を設置するエリア）とタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）の境界に復水器エリア防水壁を設置する。

復水器エリア防水壁の設置位置を第4.2-6図に示す。

復水器エリア防水壁は津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分に保持できるように以下の方針により設計する。

(a) 構造

復水器エリア防水壁は鋼製壁で構成し、アンカーボルトによりタービン建物軀体に固定する。

(b) 荷重組合せ

復水器エリア防水壁の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重
- ・常時荷重+津波荷重+余震荷重

なお、復水器エリア防水壁は、建物内に設置することから、その他自然現象の影響が及ばないため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しない。

（添付資料20参照）。

(c) 荷重の設定

復水器エリア防水壁の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

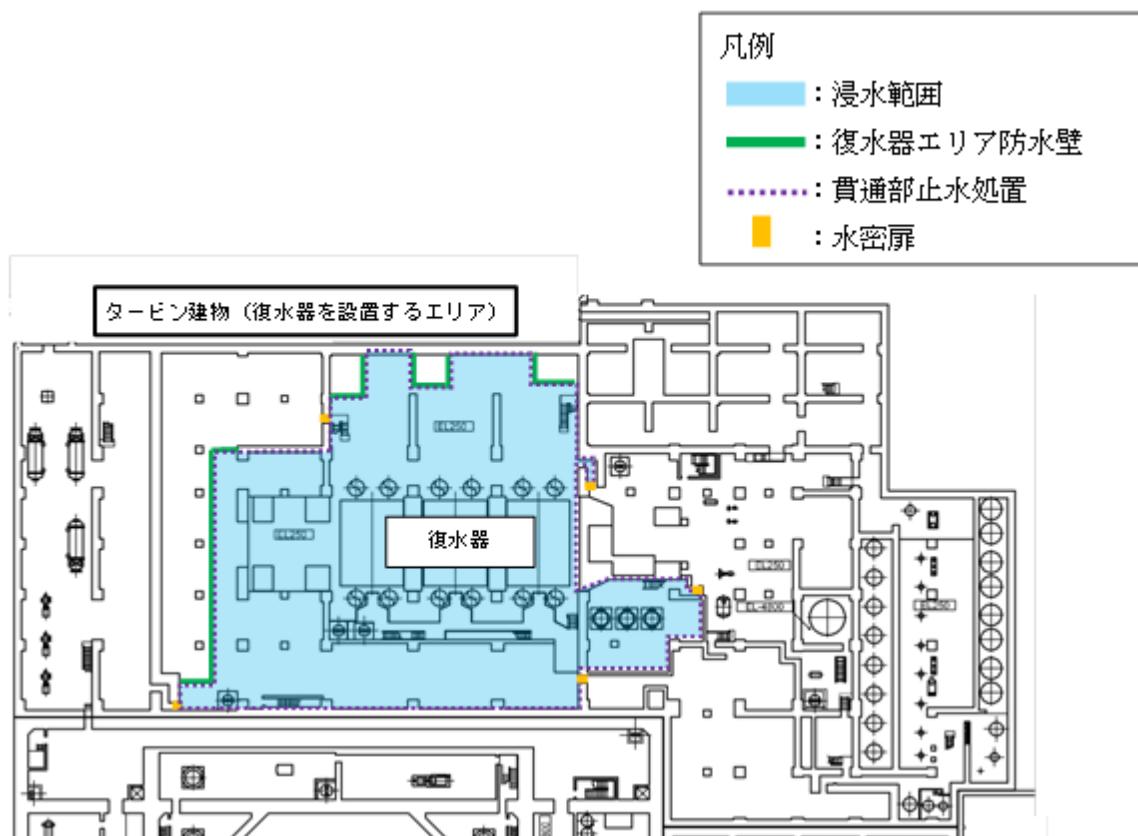
設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

iv 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には、余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。適用にあたっての考え方を添付資料22に示す。

(d) 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、浸水防止機能を保持していることを確認する。なお、止水性能については、耐圧・漏水試験で確認する。



第4.2-6図 復水器エリア防水壁 設置位置

(3) 閉止板

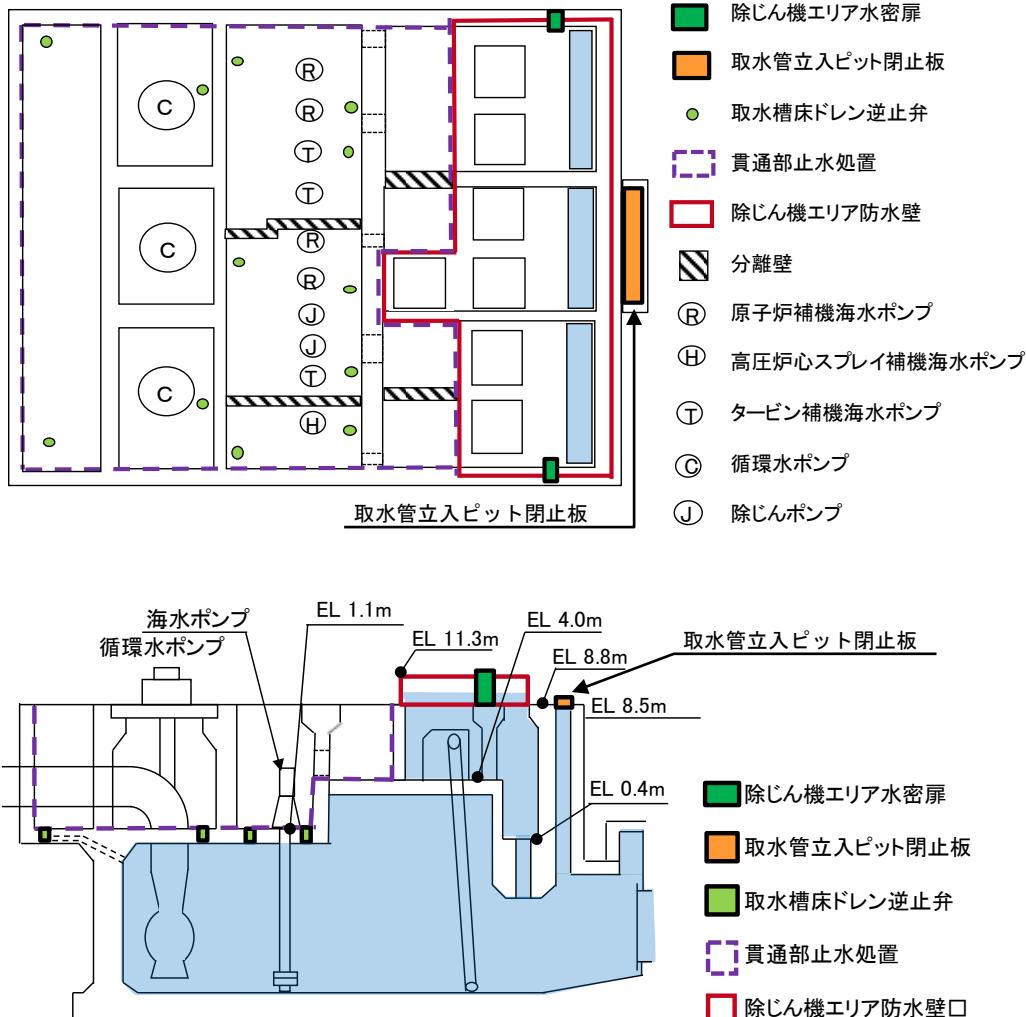
取水管立入ピットに設置する閉止板は、2号炉取水槽にある取水管立入ピットでの入力津波高さに対して、敷地への津波の到達、流入を防止するために、2号炉取水槽にある取水管立入ピット天端に設置する。

取水管立入ピット閉止板は津波荷重や地震荷重等に対して浸水防止機能が十分に保持できるように以下の方針により設計する。

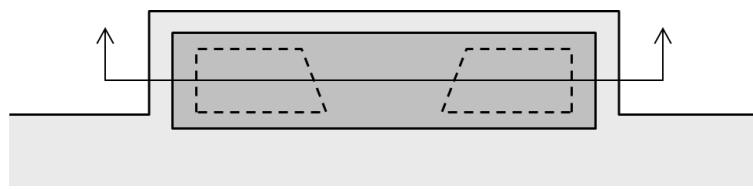
a. 構造

取水管立入ピット閉止板は、鋼製部材により構成し、基礎ボルトにより2号炉取水槽躯体に固定する。

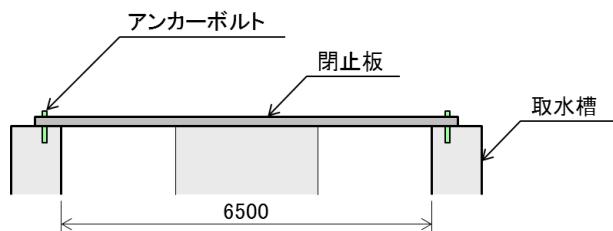
取水管立入ピット閉止板の配置図を第4.2-7図に、構造図を第4.2-8図に示す。



第4.2-7図 取水管立入ピット閉止板配置図



平面図



断面図

第4.2-8図 取水管立入ピット閉止板構造図

b. 荷重組合せ

取水管立入ピット閉止板の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重及び津波荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重

また、設計に当たっては、その他自然現象との組合せを適切に考慮する（添付資料20参照）。

c. 荷重の設定

取水管立入ピット閉止板の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

- (a) 常時荷重
自重等を考慮する。
- (b) 地震荷重
基準地震動Ssを考慮する。
- (c) 津波荷重
設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。
- (d) 余震荷重
海域活断層に想定される地震による津波の影響を受けないため、余震荷重を考慮しない。

d. 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを確認する。

なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。

(4) 水密扉

a. 除じん機エリア水密扉

除じん機エリア水密扉は、2号炉取水槽での入力津波高さに対して、敷地への津波の到達、流入を防止するため、2号炉取水槽に設置するものであり、入力津波高さに対して十分な高さを確保している。

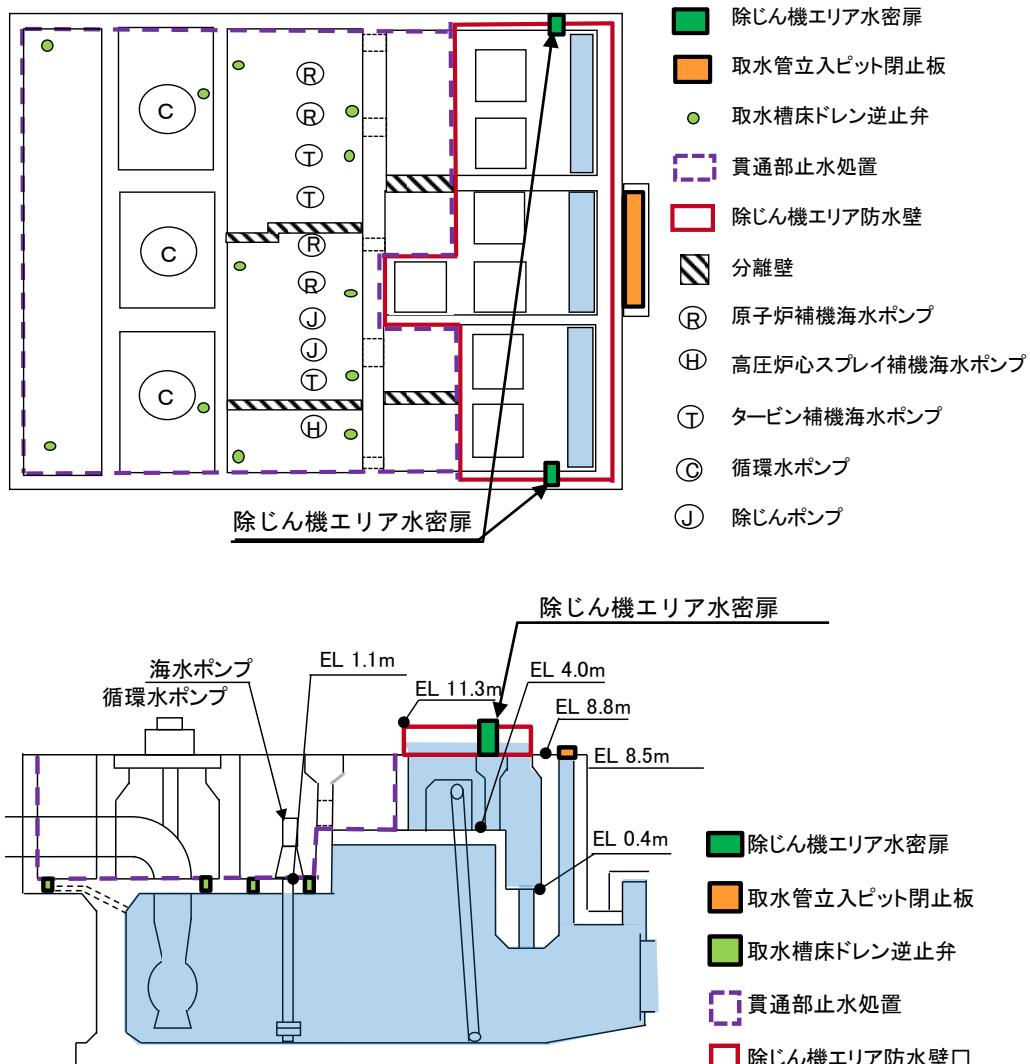
除じん機エリア水密扉は津波荷重や地震荷重等に対して浸水防止機能が十分に保持できるように以下の方針により設計する。（詳細な設計方針及び構造成立性の見通しについては、添付資料30参照）

なお、水密扉の運用管理については添付資料23に示す。

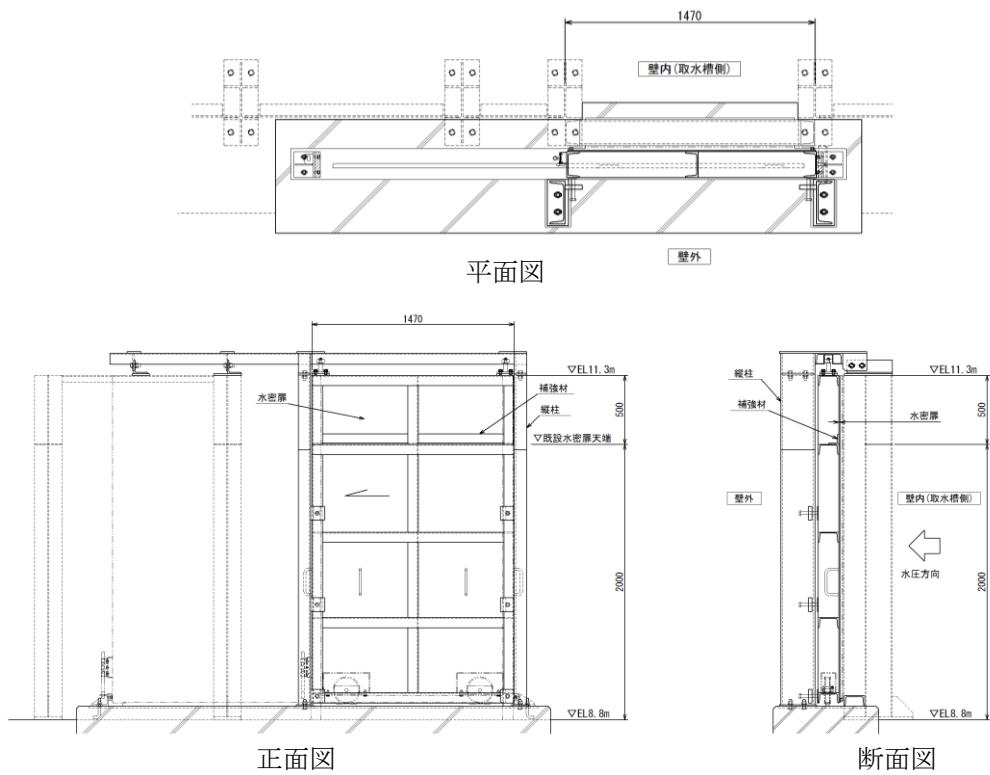
(a) 構造

除じん機エリア水密扉は鋼製部材により構成し、基礎ボルトにより取水槽躯体に固定する。また、扉体に止水ゴムを取り付けることで浸水を防止する構造とする。

除じん機エリア水密扉の配置図を第4.2-9図に、構造例を第4.2-10図に示す。



第4.2-9図 除じん機エリア水密扉配置図



第4.2-10図 除じん機エリア水密扉構造図

(b) 荷重組合せ

除じん機エリア水密扉の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重及び津波荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重

また、設計に当たっては、その他自然現象との組合せを適切に考慮する（添付資料20参照）。

(c) 荷重の設定

除じん機エリア水密扉の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

- i 常時荷重
自重等を考慮する。
- ii 地震荷重
基準地震動Ssを考慮する。
- iii 津波荷重
設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。
- iv 余震荷重
海域活断層に想定される地震による津波の影響を受けないため、余震荷重を考慮しない。

(d) 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを確認する。

なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。

b. 復水器エリア水密扉

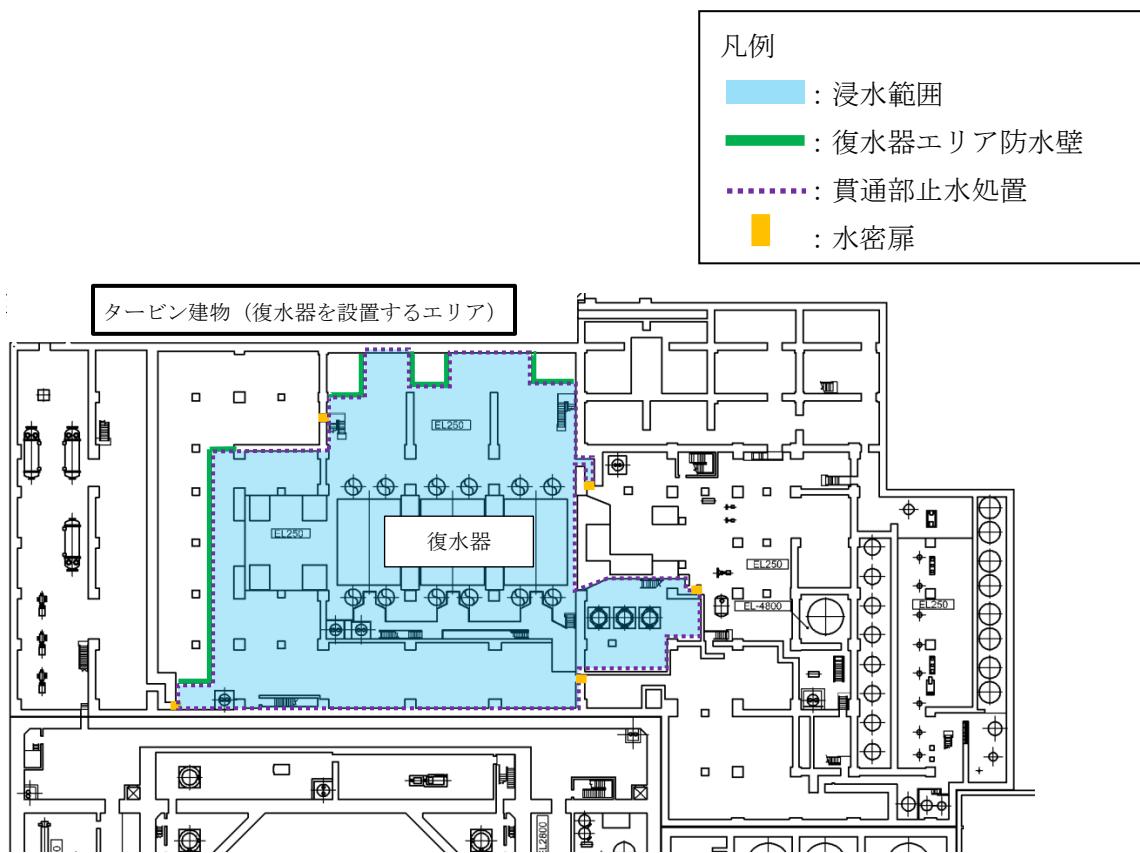
「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」に示す津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定した際に、浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）への浸水を防止するため、タービン建物（復水器を設置するエリア）とタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）の境界に復水器エリア水密扉を設置する。

復水器エリア水密扉の設置位置を第4.2-11図に示す。

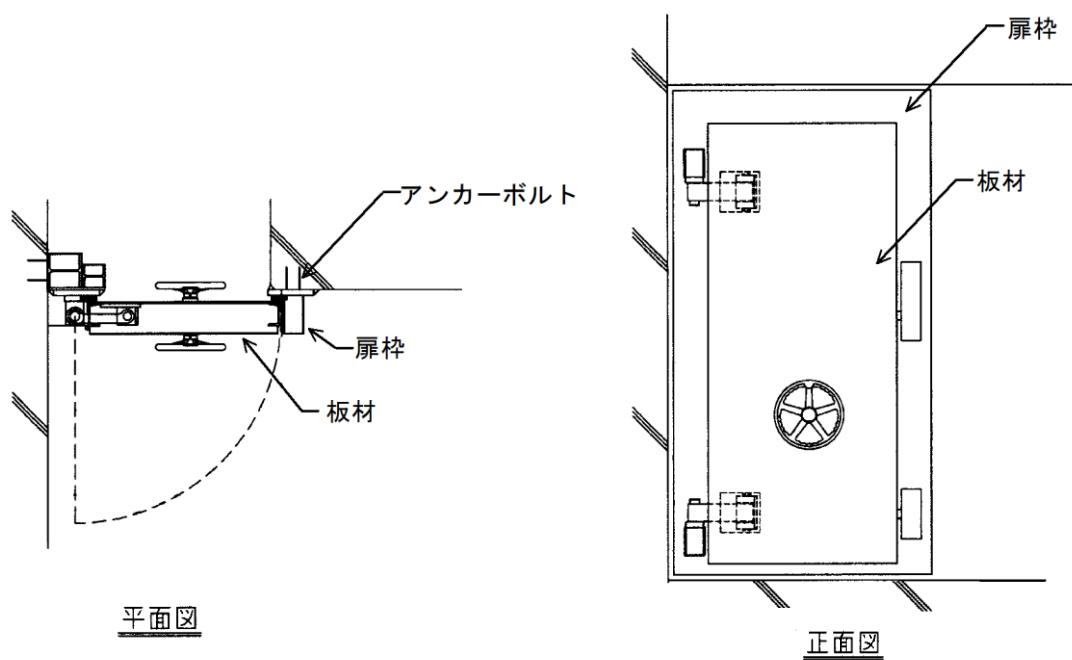
復水器エリア水密扉は津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分に保持できるように以下の方針により設計する。なお、水密扉の運用管理については、添付資料23に示す。

(a) 構造

復水器エリア水密扉は板材、補強材、扉枠等の鋼製部材により構成し、扉枠はアンカーボルトにより建物躯体等に固定する。また、扉枠にパッキンを取りつけることで浸水を防止する構造とする。水密扉の構造例を第4.2-12図に示す。



第4.2-11図 復水器エリア水密扉 設置位置



第4.2-12図 水密扉の構造例

(b) 荷重組合せ

復水器エリア水密扉の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重
- ・常時荷重+津波荷重+余震荷重

なお、復水器エリア水密扉は、建物内に設置することから、その他自然現象の影響が及ばないため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しない。
(添付資料20参照)。

(c) 荷重の設定

復水器エリア水密扉の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

iv 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には、余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。適用にあたっての考え方を添付資料22に示す。

(d) 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、浸水防止機能を保持していることを確認する。なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。

(5) 床ドレン逆止弁

津波防護対象設備を設置する区画である取水槽の床面高さEL1.1mに対し、取水槽の入力津波高さがEL10.5mであることから、取水槽海水ポンプエリア及び循環水ポンプエリアへの津波の流入を防止するため、浸水防止設備として逆止弁を設置する。

また、「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」に示す浸水防護重点化範囲への浸水経路、浸水口となり得る床ドレンライン部に対して、浸水防止設備として逆止弁を設置する。

床ドレン逆止弁の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重
- ・常時荷重+津波荷重+余震荷重

また、設計にあたっては、その他自然現象との組合せを適切に考慮する（添付資料20参照）。

床ドレン逆止弁の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

iv 余震荷重

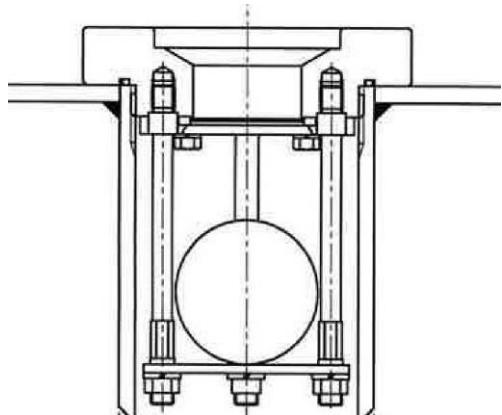
余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には、余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。適用にあたっての考え方を添付資料22に示す。

また、上記荷重の組合せに対して、床ドレン逆止弁の浸水防止機能が十分に保持できるよう、それぞれ以下の方針により設計する。

a. 構造

床ドレン逆止弁は、鋼製の構造物であり、フロートが水の浮力により上昇し、開口部を閉鎖することで津波の流入を防止する構造とする。

構造例を第4.2-13図に示す。

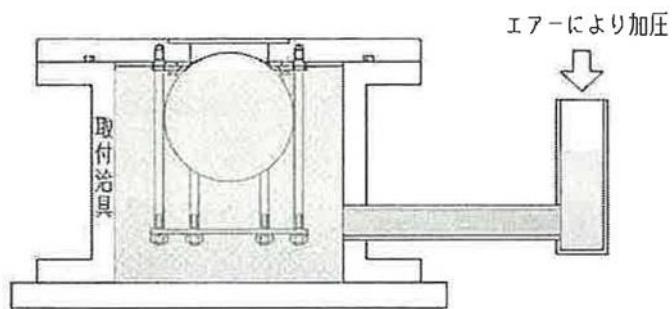


第4.2-13図 床ドレン逆止弁の構造の例

b. 耐圧性及び水密性

床ドレン逆止弁は、床面下部からの流入に対してフロートが押し上げられ、弁座に密着することで漏水を防止する。

また、溢水時には溢水を当該エリア外へ排出する。逆止弁が十分な水密性をもっていることを試験で確認する。試験概要を第4-2-14図に示す。



第4.2-14図 逆止弁の試験概要

c. 耐震性

基準地震動Ssに対して、浸水防止機能が保持できることを評価または加振試験により確認する。

加振試験の例を第4.2-15図に示す。



■加振試験条件

- ・水平方向振動周波数：20Hz
- ・水平方向加速度：6.0G
- ・鉛直方向振動周波数：20Hz
- ・鉛直方向加速度：6.0G
- ・加振時間：5分間

第4.2-15図 加振試験例（逆止弁）

(6) 隔離弁

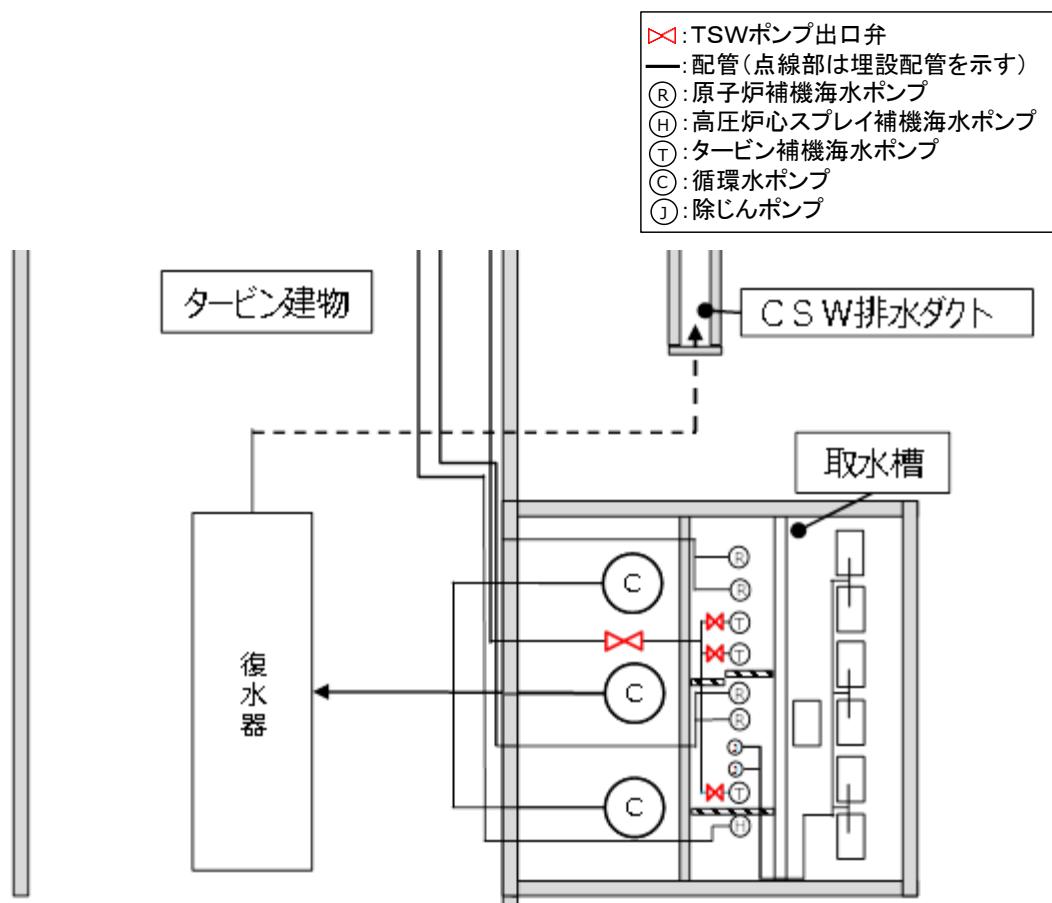
a. 電動弁

「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」に示す地震による配管損傷後に、浸水防護重点化範囲への浸水経路となり得るタービン補機海水ポンプ出口に電動弁（以下「タービン補機海水ポンプ出口弁」という。）を設置する。電動弁は、インターロックの動作による自動閉とし、インターロックに係る設備は、浸水防護重点化範囲（耐震Sクラスの設備を内包する建物）への津波の流入を防止する重要な設備であり、津波襲来前に確実に閉止するため、重要安全施設（MS-1）として設計し、多重化・多様化を図る。

タービン補機海水ポンプ出口弁は津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分に保持できるように以下の方針により設計する。

(a) 構造

タービン補機海水ポンプ出口弁は、当該配管損傷後、取水路から浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に津波が浸水することを防止するため、タービン補機海水ポンプ出口に設置する。設置位置を第4.2-16図に示す。



第4.2-16図 タービン補機海水ポンプ出口弁 設置位置

(b) 荷重組合せ

タービン補機海水ポンプ出口弁の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重
- ・常時荷重+津波荷重+余震荷重

また、設計に当たっては、その他自然現象との組合せを適切に考慮する（添付資料20参照）。

(c) 荷重の設定

タービン補機海水ポンプ出口弁の設計において考慮する荷重は、以下のとおり設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

iv 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示す。

(d) 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを確認する。なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。

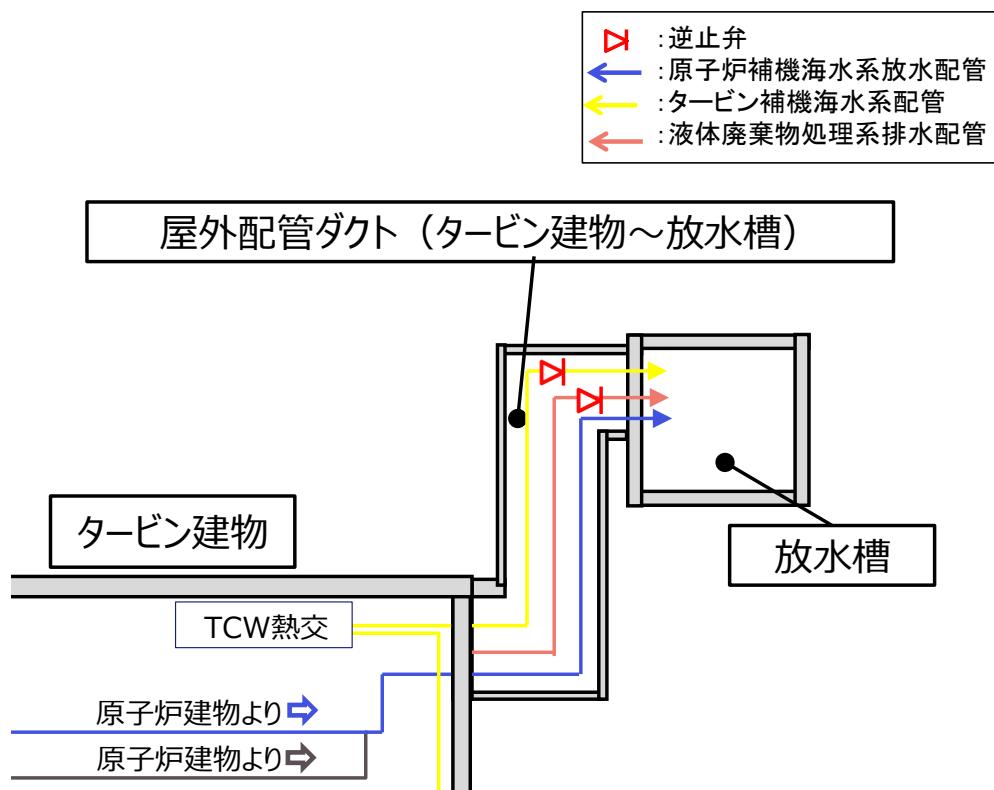
b. 逆止弁

「2.4 重量な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」に示す地震による配管損傷後に、浸水防護重点化範囲への浸水経路となり得るタービン補機系放水配管及び液体廃棄物処理系配管に浸水防止設備として逆止弁を設置する。

タービン補機系放水配管及び液体廃棄物処理系配管逆止弁は津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分に保持できるように以下の方針により設計する。

(a) 構造

タービン補機系放水配管及び液体廃棄物処理系配管逆止弁は、当該配管損傷後、放水路から浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に津波が浸水することを防止するため、タービン補機海水系放水配管及び液体廃棄物処理系配管に設置する。設置位置を第4.2-17図に示す。



第4.2-17図 タービン補機海水系放水配管逆止弁及び液体廃棄物処理系配管逆止弁 設置位置

(b) 荷重組合せ

タービン補機海水系放水配管及び液体廃棄物処理系配管逆止弁の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重
- ・常時荷重+津波荷重+余震荷重

また、設計に当たっては、その他自然現象との組合せを適切に考慮する（添付資料20参照）。

(c) 荷重の設定

タービン補機海水系放水配管及び液体廃棄物処理系配管逆止弁の設計において考慮する荷重は、以下のとおり設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

iv 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示す。

(d) 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを確認する。

なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。

(7) 貫通部止水処置

「2.4重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」に示す浸水防護重点化範囲への浸水経路、浸水口となり得る貫通口部等に対して、浸水防止設備として貫通部止水処置を実施する。貫通部止水処置の実施範囲及び実施例は添付資料11に示す。

貫通部止水処置は、第4.2-2表に示す充てん構造（シリコン）、ブーツ構造（ラバーブーツ）、及び充てん構造（モルタル）に分類でき、貫通部の形状等に応じて適切な止水構造を選択し実施する。

これらの止水処置の設計においては、以下に示すとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重
- ・常時荷重+津波荷重
- ・常時荷重+津波荷重+余震荷重

また、設計に当たっては、その他自然現象との組合せを適切に考慮する。
(添付資料20参照)

ここで、貫通部止水処置の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

(a)常時荷重

自重等を考慮する。

(b)地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

(c)津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

(d)余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示す。

また、上記荷重の組合せに対して、各止水構造の浸水防止機能が十分に保持できるよう、それぞれ以下の方針により設計する。

第4.2-2表 止水構造

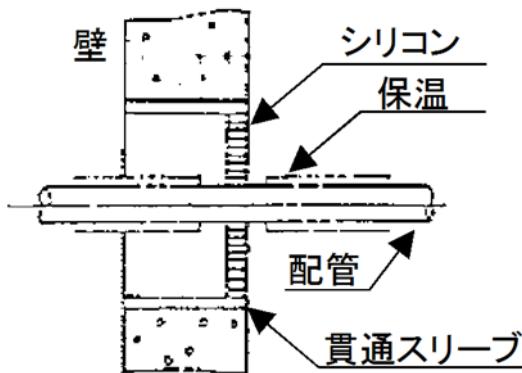
貫通物	止水処理	施工内容		説明
		断面図	写真	
低温配管	モルタル			貫通スリーブと配管の間にモルタルを充填する
	シリコン			貫通スリーブと配管の間にシリコンを充填する
高温配管	ラバーブーツ			貫通スリーブと配管にラバーブーツの端部を固定する
	シリコン			貫通スリーブとケーブルトレイの間、ケーブルトレイ内にシリコンを充填する
ケーブルトレイ	シリコン			電線管が接続するプルボックス内にシリコンを充填する
電線管				電線管が接続するプルボックス内にシリコンを充填する

a. 充てん構造（シリコン）

(a) 構造

充てん構造（シリコン）は貫通口と貫通物の間の隙間に、鋼板による補強板を設けた上でシリコンを充てんすることにより止水する構造である。

本構造の概要を第4.2-18図に示す。

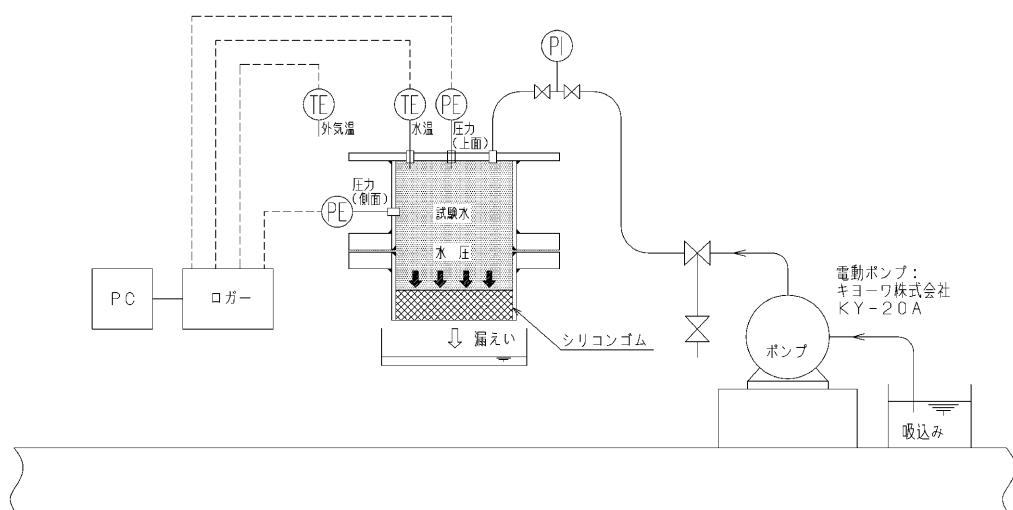


第4.2-218図 充てん構造（シリコン）の概要

(b) 水密性

耐圧性は補強板及びシリコンが担い、シリコンにより水密性を確保することを基本としており、設置箇所で想定される浸水に対して、浸水防止機能が保持できることを、実機を模擬した耐圧・漏水試験により確認する。

実機模擬試験の例を第4.2-19図に示す。



【試験体寸法】

スリーブ径 [A] 50, 150, 250

施工幅 [mm] 40, 150

【試験体数】

各組合せ6体

【試験方法】

試験装置に注水後、水により加圧

試験圧力 (0.11MPa) , 保持時間15分

第4.2-19図 実機模擬試験例

(c) 耐震性

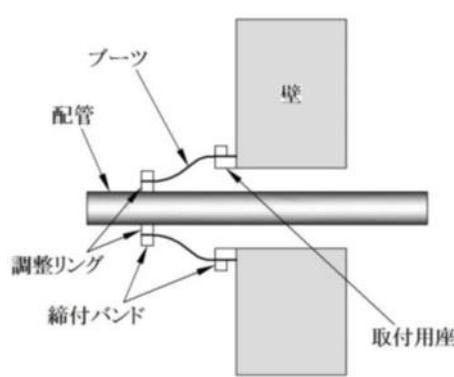
シリコンは伸縮性に優れたシール材であり、配管の貫通部に適用するシール材の耐震性を満足させるために、貫通部近傍に支持構造物を設置することとしており、配管等の変位追従性に優れた構造となっていることから、地震によりシリコンの健全性が損なわれることはない。

b. ブーツ構造（ラバーブーツ）

(a) 構造

ブーツ構造（ラバーブーツ）はブーツと締付バンドにて構成され、高温配管等の熱膨張変位及び地震時の変位を吸収できるよう伸縮性ゴムを用い、壁面に溶接した取付用座と配管に締付バンドにて締結する。

本構造の概要を第4.2-20図に示す。

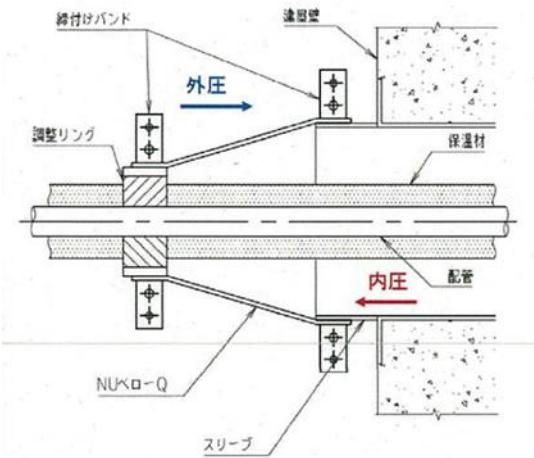


第4.2-20図 ブーツ構造の概要

(b) 水密性

伸縮性のあるシールカバーを貫通口と貫通物の隙間に設置することで、耐圧性及び水密性を確保することを基本としており、設置箇所で想定される浸水に対して、浸水防止機能が保持できることを、第4.2-21図に示す実機を模擬した耐圧・漏水試験により確認する。

実機模擬試験の例を第4.2-3表、第4.2-4表に示す。



【試験方法】

ラバーブーツ内側・外側から水により加圧

第4.2-21図 実機模擬試験例

第4.2-3表 実機模擬試験（型式1）

No.	呼び寸法		水圧 [MPa]	
	配管径 [A]	スリーブ径 [A]	内圧	外圧
1	400	550	0.04	0.03
2	80	250	0.03	0.02

第4.2-4表 実機模擬試験（型式2）

No.	呼び寸法		水圧 [MPa]	
	配管径 [A]	スリーブ径 [A]	内圧	外圧
1	25	200	0.20	0.20
2	350	650	0.20	0.20
3	750	1000	0.20	-

(c) 耐震性

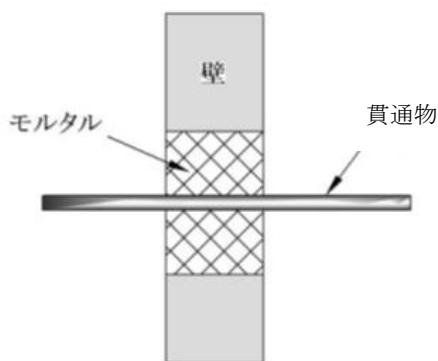
ラバーブーツについては、伸縮性ゴムを使用しており、配管等の変位追従性に優れた構造となっていることから、地震によりラバーブーツの健全性が損なわれることはない。

c. 充てん構造（モルタル）

(a) 構造

モルタルは、貫通口と貫通物の間に隙間にモルタルを充てんすることにより止水する構造とし、充てん硬化後は、貫通部内面、配管等の外面と一定の付着力によって結合される。

本構造の概要を第4.2-22図に示す。



第4.2-22図 充てん構造（モルタル）の概要

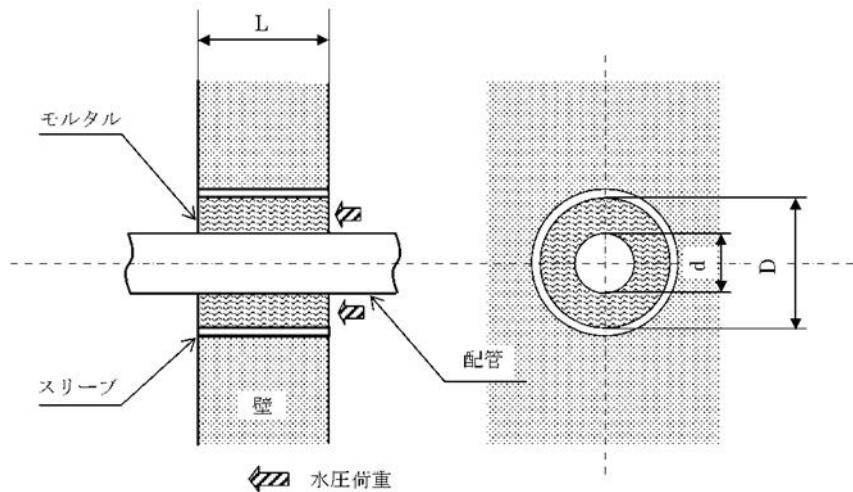
(b) 水密性

貫通部の止水処置として使用するモルタルについて、性能試験等により、止水性能を確認した。

貫通部の止水処置に用いるモルタルについては、以下のとおり静水圧に対し十分な耐性を有していることを確認している。モルタルの評価概要を第4.2-23図に示す。

【検討条件】

- ・スリーブ径 : D [mm]
 - ・モルタルの充填深さ : L [mm]
 - ・配管径 : d [mm]
 - ・モルタル許容付着強度[※] : 2.0 [N/mm²]
 - ・静水圧 : 0.2 [N/mm²] (保守的に 20m 相当の静水圧を想定)
- ※「鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説 2010」による。



第4.2-23図 モルタル評価概要図

○評価方法

① モルタル部分に作用する水圧荷重 (P1)

静水圧がモルタル部分に作用したときに生じる荷重は以下のとおり。

$$P1 \text{ [N]} = 0.2 \text{ [N/mm}^2\text{]} \times (\pi \times (D^2 - d^2) / 4) \text{ [mm}^2\text{]}$$

② モルタルの許容付着荷重 (P2)

静水圧がモルタル部分に作用したときに、モルタルが耐える限界の付着荷重は以下のとおり。

$$P2 \text{ [N]} = 2.0 \text{ [N/mm}^2\text{]} \times (\pi \times (D+d) \times L) \text{ [mm}^2\text{]}$$

モルタルの付着強度は、付着面積及び充填深さに比例するため、ここでは、保守的に貫通部に配管がない状態 ($d=0$) を想定し評価を行った。

静水圧に対して止水性能を確保するためには、 $P1 \leq P2$ であるため、以下のように整理できる。

$$0.03 \times D \text{ [mm]} \leq L \text{ [mm]}$$

上式より、モルタル施工箇所が止水性能を発揮するためには、貫通スリーブ径の3%以上の充填深さが必要である。

例えば400mmの貫通スリーブに対して、約12mm以上の充填深さが必要であるが、実機における対象貫通部の最小厚さ200mmに対し、モルタルは壁厚さと同程度の厚さで充填されていることを踏まえると、止水性能は十分に確保できる。

(c) 耐震性

貫通口内に貫通部が存在する構造では、基準地震動Ssによりモルタル充てん部に発生する配管反力がモルタルの許容圧縮強度及び許容付着強度以下であることを確認する。

内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲、浸水量について

1. はじめに

「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」では、規制基準における要求事項「津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること」に関し、審査ガイドに従い、2号炉で考慮すべき具体的な溢水事象として以下の6事象を挙げている。（図1）

- タービン建物（復水器を設置するエリア）における溢水
- タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における溢水
- 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水
- 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水
- 屋外タンク等による屋外における溢水
- 建物外周地下部における地下水位の上昇

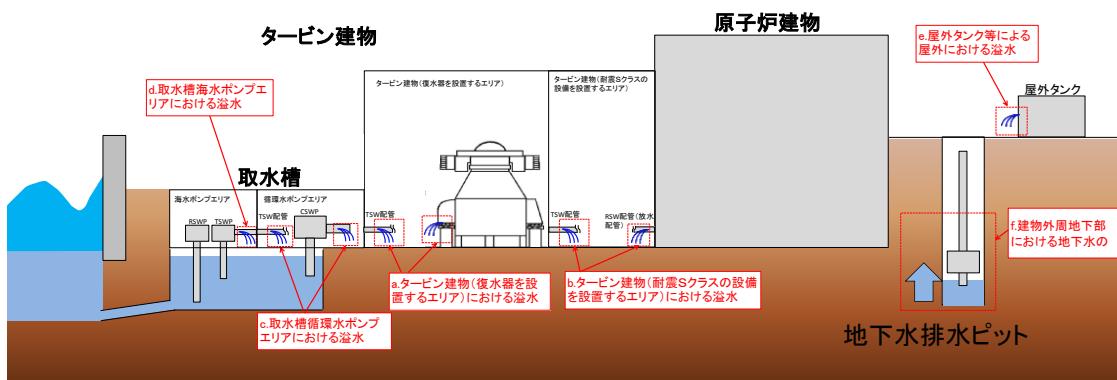


図1 地震による溢水の概念図

これらの各事象による浸水範囲、浸水量については、「設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）」に対する適合性において説明されており、本書ではその該当箇所を抜粋する形で、その評価条件、評価結果等の具体的な内容を示す。

2. タービン建物（復水器を設置するエリア）における溢水（事象 a. ）

9.1 復水器エリアにおける溢水

復水器エリアにおける溢水については、想定破損による溢水では循環水系配管の伸縮継手部の全円周状の破損を想定し、地震起因による溢水では循環水系配管の伸縮継手部の全円周状の破損及びその他の耐震 B, C クラス機器の破損を想定する。また、消火水の放水による溢水を想定する。

9.1.1 評価条件

(1) 評価条件

- ・伸縮継手部からの溢水は、破損から循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの時間を考慮する。
- ・循環水系配管の破損箇所での溢水の流出圧力は、循環水ポンプ運転時の系統圧力とする。なお、配管の圧損については保守的に考慮しない。
- ・循環水系配管の破損箇所は海面より高いためサイフォン効果による流入はない。
- ・地震起因による溢水では、破損を想定する耐震 B, C クラス機器の保有水を考慮する。
- ・地震起因による溢水では、地震に伴い津波が襲来するものとし、循環水系配管を含む耐震 B, C クラス機器の破損箇所からの津波の流入を考慮する。
- ・消火水の放水による溢水では、屋内消火栓からの放水流量を考慮する。

(2) 循環水ポンプ停止及び循環水系弁閉止インターロックについて

a. 概要

地震時に復水器エリア内の伸縮継手部が破損し、循環水系から大量の海水が流入した場合、溢水防護区画へ海水が伝播し、溢水防護対象設備が機能喪失に至るおそれがある。このため、図 9-3 に示すような地震時に循環水ポンプ停止、循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁を閉止するインターロックを設置し、復水器エリア内への海水の流入を低減する。

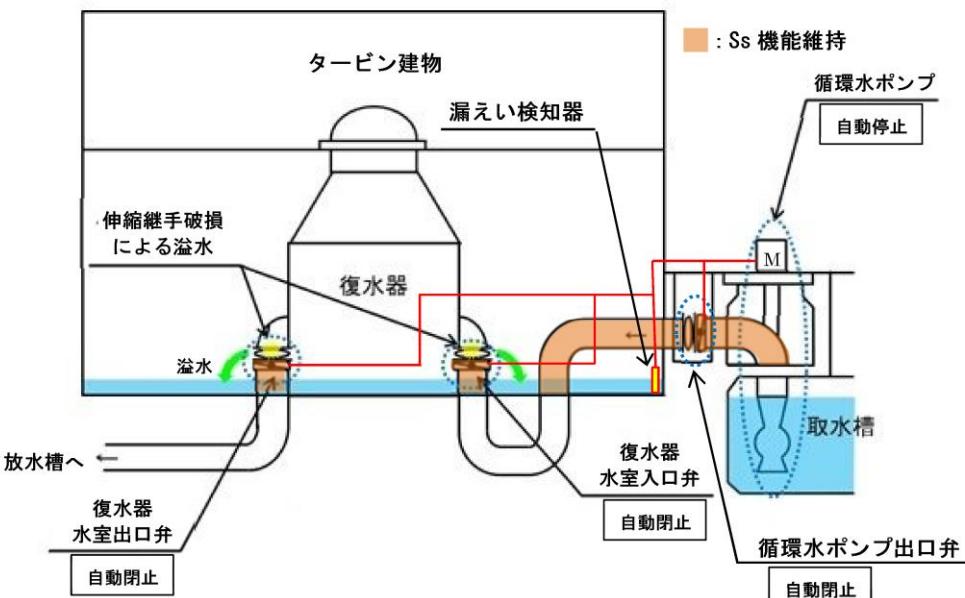


図 9-3 循環水ポンプ停止及び循環水系弁閉止インターロック設置概要図

b. インターロック動作条件

地震時には、確実に漏えいしたことを検出した上でインターロックを動作させるよう、図 9-4 に示すように地震大信号と漏えい検知器動作の AND 条件とする。インターロック回路、循環水ポンプ出口弁及び復水器出入口弁は、基準地震動 Ss に対して機能を維持する設計とし、非常用電源へ接続する。漏えい検知は床上 100mm にて検知する設計とする。漏えい検知器の作動原理は、溢水が電極式レベル計の検知レベルに達すると、電極間が導通し、漏えいを検知するものである。漏えい検知器の設置箇所を図 9-5 に、構造及び外観を図 9-6 に示す。

c. インターロック設置の必要性

地震起因による溢水量は、インターロック非設置の場合はタービン建物の貯留可能容積を大きく上回ることから、タービン建物内から原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出が考えられる。

原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物への溢水の流出防止のためインターロックは必要である。

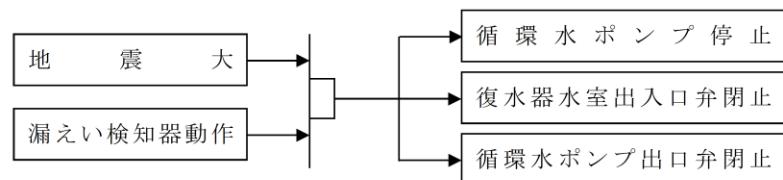


図 9-4 循環水ポンプ停止及び循環水系弁閉止インターロック

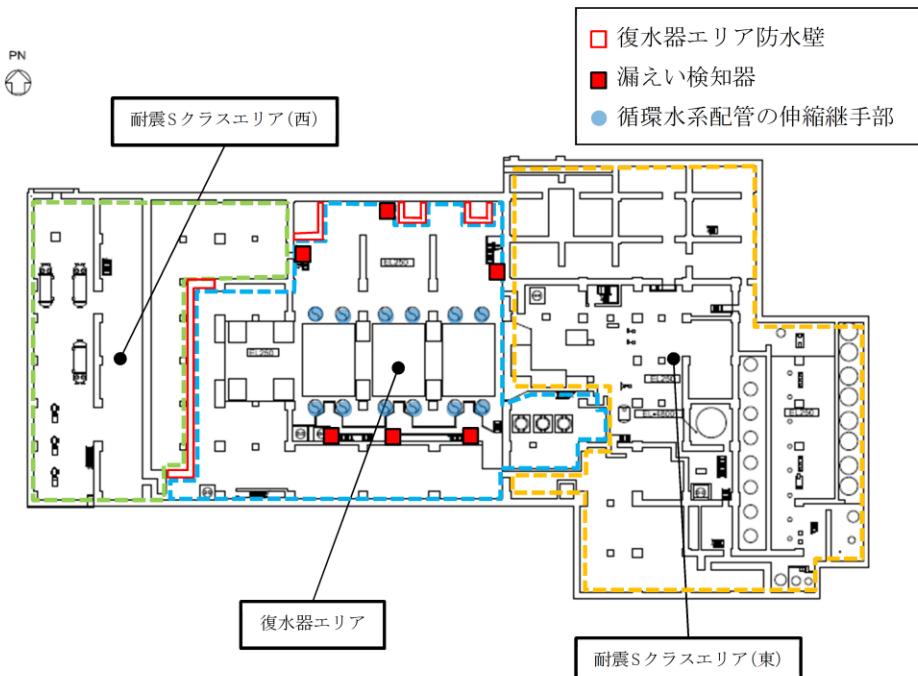


図 9-5 漏えい検知器設置箇所 (タービン建物地下 1 階)

9条-別添1-9-6

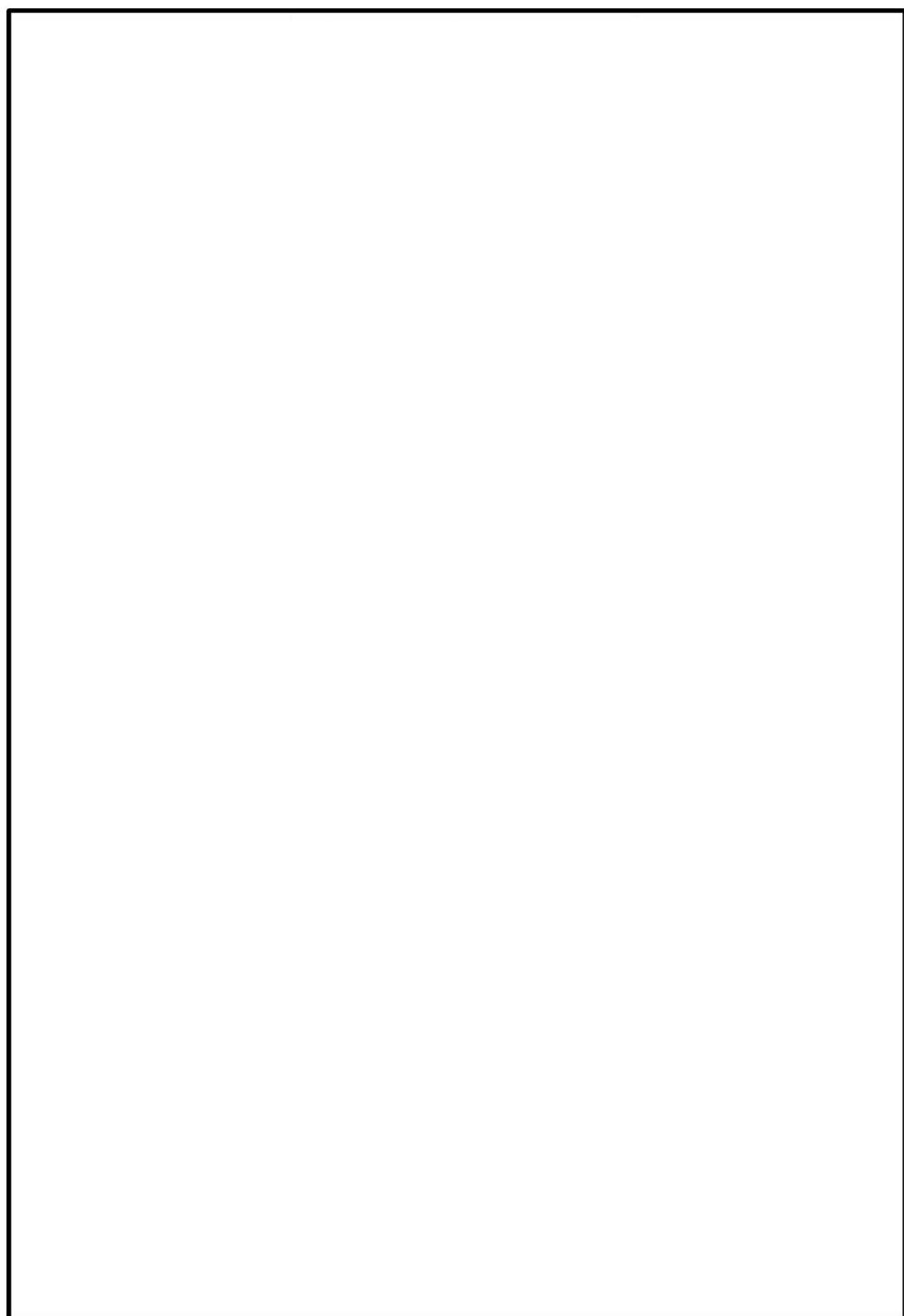


図 9-6 漏えい検知器の構造及び外観

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

9 条-別添 1-9-7

9.1.2 溢水量

(1) 想定破損による溢水量

循環水系配管の伸縮継手部からの溢水量は、溢水流量、隔離時間及び循環水系の保有水量から算出した。隔離時間は、破損から運転員による循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの時間とした。算出した溢水流量、隔離時間及び溢水量をそれぞれ表 9-1～3 に示す。また、実際に漏えい検知に要する時間は、循環水配管の溢水流量、漏えい検知器動作に必要な溢水量を考慮した結果、表 9-4 に示すとおり 10 秒未満であり、評価に用いた検知時間 5 分は十分に保守的である。

表 9-1 伸縮継手部からの溢水流量

部位	内径 [mm]	破損幅 [mm]	溢水流量 [m^3/h]
復水器水室出入口部	2,200	50	約 13,170

表 9-2 伸縮継手部の破損から隔離までの時間

項目	時間 [min]
漏えい検知器による漏えい検知までの時間	5
現場への移動時間	20
漏えい箇所特定に要する時間	30
循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止時間	10
合計	65

表 9-3 想定破損による溢水量

項目	溢水量 [m^3]
破損から循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの溢水量	約 14,270
循環水系の保有水量	約 180
合計	約 14,450

表 9-4 伸縮継手部の破損から漏えい検知までの時間評価

循環水系配管の伸縮継手部からの溢水流量	約 13,170 [m^3/h]
復水器エリア EL0.25m～EL2.0m の空間容積	約 1,807 [m^3]
漏えい検知方法	漏えい検知器
漏えい検知器設定値	床面 +20 [mm]
漏えい検知器動作に必要な溢水量	20.7 [m^3]
漏えい検知器動作までの時間	5.7 [s]

(2) 地震起因による溢水量

循環水系配管の伸縮継手部からの溢水量に加え、タービン建物内の耐震 B, C クラス機器の保有水量から算出した。隔離時間は、地震発生から復水器エリアの漏えい検知インターロックによる循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの時間とした。算出した溢水流量、隔離時間及び溢水量をそれぞれ表 9-5～7 に示す。

表 9-5 伸縮継手部からの溢水流量

部位	部位数	内径 [mm]	破損幅 [mm]	溢水流量 [m^3/h]
復水器水室出入口部	12	2,200	50	約 233,534
復水器水室連絡管部	6	2,100	50	

表 9-6 伸縮継手部の破損から隔離までの時間及び漏えい検知方法

項目	時間 [min]
地震発生から漏えい検知インターロックによる循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの時間	1
漏えい検知方法	漏えい検知器
漏えい検知器設定値	床面 +100 [mm]

表 9-7 地震起因による溢水量

項目	溢水量 [m^3]
循環水系配管の伸縮継手部	地震発生から漏えい検知インターロックによる循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの溢水量 約 3,130
耐震 B, C クラス機器の保有水量	約 2,860
合計	約 5,990

(3) 消火水の放水による溢水量

「6.1 溢水量の算定」に基づき、消火水の放水による溢水量の算出に用いる放水流量を $130[1/min]$ とし、この値を 2 倍して溢水流量とした。放水時間と溢水流量から評価に用いる消火水の放水による溢水量を以下のとおりとした。

$$\cdot 130[1/min/\text{個}] \times 2\text{倍} \times 3.0[h] = 46.8[m^3]$$

9.1.3 復水器エリアにおける溢水影響評価結果

復水器エリアの溢水事象により浸水する範囲について、溢水防護対象設備が設置されている原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物との境界貫通部に対して止水処置を施すことにより、溢水防護対象設備への影響がないことを確認した。各溢水事象における評価結果を以下に示す。

(1) 想定破損による没水影響評価結果

復水器エリアの溢水を貯留できる EL5.3m（復水器エリア防水壁高さ）以下の空間容積を表 9-8 に示す。

表 9-8 復水器エリアの溢水を貯留できる空間容積

範囲	空間容積[m ³]
EL0.25～EL2.0m	約 1,807
EL2.0～EL5.3m	約 4,832
合計	約 6,639

循環水系配管の伸縮継手部からの溢水量（約 14,450m³）は、復水器エリアの貯留可能容積（約 6,639m³）より大きいことから、復水器エリア防水壁を越流し、耐震 S クラスエリア（東）に流出する。溢水の浸水する範囲を図 9-7 に、タービン建物全体（耐震 S クラスエリア（西）を除く）の溢水を貯留できる EL8.8m（タービン建物から原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物への流出高さ）以下の空間容積を表 9-9 に示す。空間容積の算出にあたっては、タービン建物床面積から機器等の設置面積相当分を差し引き、上階の床スラブ厚を差し引いた高さを乗じて算出した。

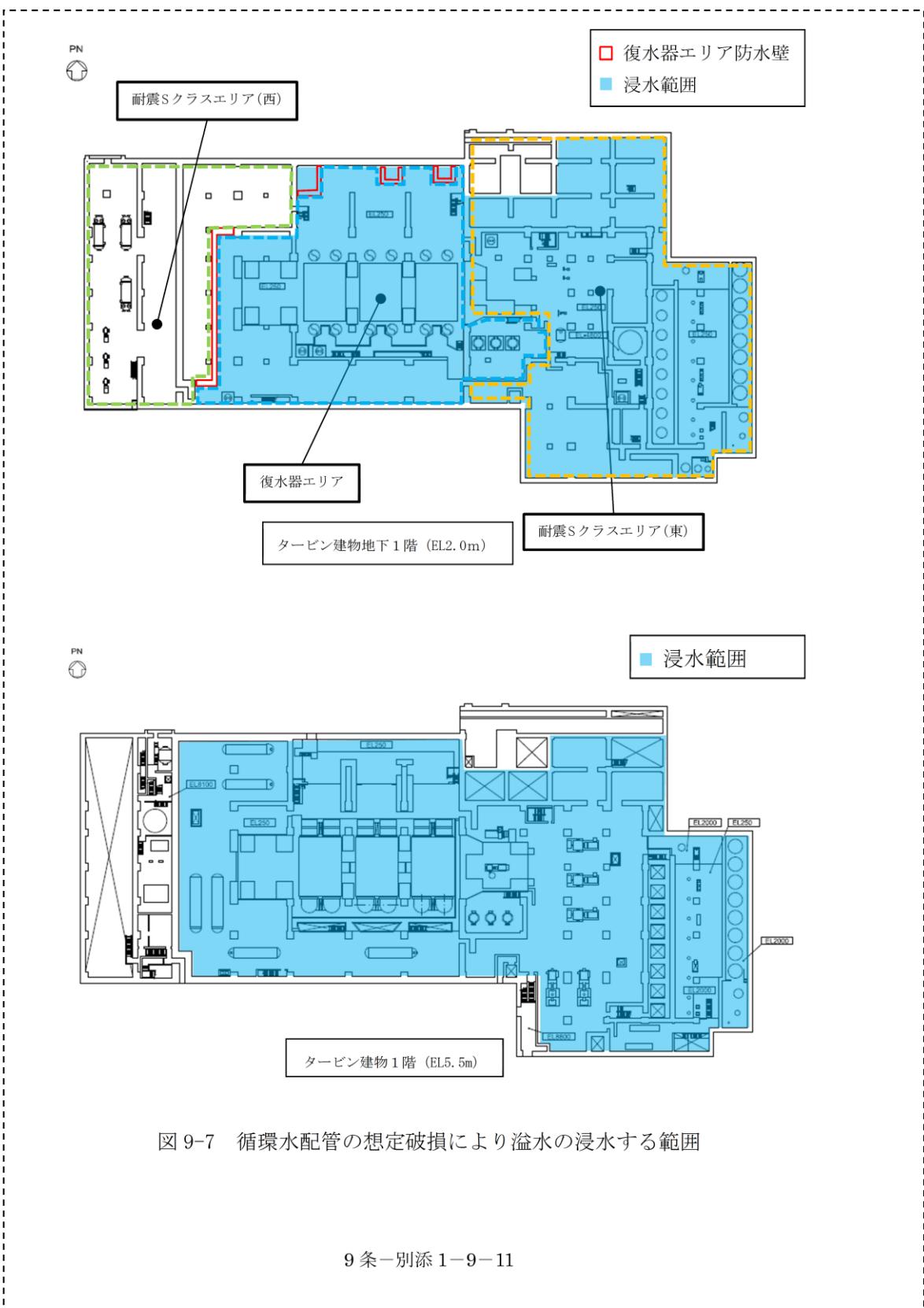


図 9-7 循環水配管の想定破損により溢水の浸水する範囲

9条-別添1-9-11

表 9-9 タービン建物全体（耐震 S クラスエリア（西）を除く）
の溢水を貯留できる空間容積

範囲	空間容積[m ³]
EL-4.8～EL0.25m	約 176
EL0.25～EL2.0m	約 3,216
EL2.0～EL5.5m	約 10,005
EL5.5～EL8.8m	約 11,352
合計	約 24,749

循環水系配管の伸縮継手部からの溢水量（約 14,450m³）は、タービン建物全体（耐震 S クラスエリア（西）を除く）の貯留可能容積（約 24,749m³）より小さいことから（溢水水位 EL5.8m），タービン建物内に貯留可能で、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

14,450m³ > 6,639m³
(循環水系配管の伸縮
継手部からの溢水量) (復水器エリアの貯留可能容積)

14,450m³ < 24,749m³
(循環水系配管の伸縮
継手部からの溢水量) (タービン建物全体（耐震 S クラス
エリア（西）を除く）の貯留可能容積)

(2) 地震起因による没水影響評価結果

復水器エリアの溢水を貯留できる EL5.3m（復水器エリア防水壁高さ）以下の空間容積を表 9-8（再掲）に示す。

表 9-8 復水器エリアの溢水を貯留できる空間容積（再掲）

範囲	空間容積[m ³]
EL0.25～EL2.0m	約 1,807
EL2.0～EL5.3m	約 4,832
合計	約 6,639

地震起因による溢水量（約 5,990m³）は、復水器エリアの貯留可能容積（約 6,639m³）より小さいことから（溢水水位 EL4.8m），復水器エリアに貯留可能で、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

5,990m³ < 6,639m³
(地震起因による溢水量) (復水器エリアの貯留可能容積)

(3) 消火水の放水による没水影響評価結果

消火水の放水による溢水量(46.8m³)は想定破損による溢水量(約14,450m³)

より小さいことから、想定破損による溢水評価に包含され、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

9条-別添1-9-13

3. タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における溢水（事象b.）

9.2 耐震Sクラスエリアにおける溢水

耐震Sクラスエリア（東）及び（西）における溢水について、想定破損による溢水ではエリア内で最も溢水量の大きい復水給水系配管の破損を想定し、地震起因による溢水では耐震B,Cクラス機器の破損を想定する。また、消火水の放水による溢水を想定する。

9.2.1 評価条件

- ・想定破損による溢水では、エリア内で最も溢水量の大きい復水給水系配管の破損を考慮する。
- ・地震起因による溢水では、破損を想定する耐震B,Cクラス機器の保有水を考慮する。
- ・地震起因による溢水では、地震に伴い津波が襲来するものとし、タービン補機海水系配管を含む耐震B,Cクラス機器の破損箇所からの津波の流入を考慮する。
- ・消火水の放水による溢水では、屋内消火栓からの放水流量を考慮する。

9.2.2 溢水量

(1) 想定破損による溢水量

エリア内で想定する溢水のうち、最も溢水量の大きい復水給水系($1,646\text{m}^3$)とした。

(2) 地震起因による溢水量

エリア内に設置される耐震B,Cクラス機器の保有水量から算出した。各エリアの溢水量を表9-10に示す。

表9-10 地震起因による溢水量

エリア	溢水量[m^3]
耐震Sクラスエリア（東）	約2,730
耐震Sクラスエリア（西）	約1,332

(3) 消火水の放水による溢水量

9.1.2 (2)と同様に、 46.8m^3 とした。

9.2.3 耐震Sクラスエリア（東）及び（西）における溢水影響評価結果

耐震Sクラスエリア（東）及び（西）の溢水事象により浸水する範囲について、溢水防護対象設備が設置されている原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物との境界貫通部に対して止水処置を施すことにより、溢水防護対象設備への影響がないことを確認した。各溢水事象における評価結果を以下に示す。

(1) 耐震 S クラスエリア (東)

a. 想定破損による没水影響評価結果

想定破損による溢水量(約 1,646m³)は、地震起因による溢水量(約 2,730m³)より小さいことから、地震起因による溢水評価に包含され、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。地震起因の没水影響評価結果を b. 項に示す。

b. 地震起因による没水影響評価結果

耐震 S クラスエリア (東) の溢水を貯留できる EL4.9m (天井高さ) 以下の空間容積を表 9-11 に示す。

表 9-11 耐震 S クラスエリア (東) の溢水を貯留できる空間容積

範囲	空間容積[m ³]
EL-4.8～EL0.25m	約 176
EL0.25～EL2.0m	約 1,409
EL2.0～EL4.9m	約 4,990
合計	約 6,575

地震起因による溢水量(約 2,730m³)は、耐震 S クラスエリア (東) の貯留可能容積(約 6,575m³)より小さいことから(溢水水位 EL2.8m)，エリア内に貯留可能で、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

$$2,730\text{m}^3 < 6,575\text{m}^3 \\ (\text{地震起因による溢水量}) \qquad \qquad \qquad (\text{耐震 S クラスエリア (東) の貯留可能容積})$$

c. 消火水の放水による没水影響評価結果

消火水の放水による溢水量(46.8m³)は地震起因による溢水量(約 2,730m³)より小さいことから、地震起因による溢水評価に包含され、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

(2) 耐震 S クラスエリア (西)

a. 想定破損による没水影響評価結果

耐震 S クラスエリア (西) の溢水を貯留できる EL4.9m (天井高さ) 以下の空間容積を表 9-12 に示す。

表 9-12 耐震 S クラスエリア（西）の溢水を貯留できる空間容積

範囲	空間容積[m ³]
EL2.0 ~ EL4.9m	約 3,137

想定破損による溢水量（約 1,646m³）は、耐震 S クラスエリア（西）の貯留可能容積（約 3,137m³）より小さいことから（溢水水位 EL3.6m），エリア内に貯留可能で、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

$$\begin{array}{ccc} 1,646\text{m}^3 & < & 3,137\text{m}^3 \\ \text{(想定破損による溢水量)} & & \text{(耐震 S クラスエリア（西）の} \\ & & \text{貯留可能容積)} \end{array}$$

b. 地震起因による没水影響評価結果

地震起因による溢水量（約 1,332m³）（溢水水位 EL3.4m）は、想定破損による溢水量（約 1,646m³）より小さいことから、想定破損による溢水評価に含まれ、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

c. 消火水の放水による没水影響評価結果

消火水の放水による溢水量（46.8m³）は想定破損による溢水量（約 1,646m³）より小さいことから、想定破損による溢水評価に含まれ、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

9.3 海域活断層及び日本海東遠部に想定される地震による津波について

海域活断層及び日本海東遠部に想定される地震による津波については、図9-8、9-9に示す通り、海域と接続のある耐震B,Cクラス機器のうち、循環水系に加え、タービン補機海水系についてもインターロックによる弁閉止及び出口側配管の逆止弁により津波の流入を防止することから、循環水系配管を含む耐震B,Cクラス機器の破損箇所からタービン建物へ津波の流入はない。タービン補機海水系の対策概要図を図9-10に示す。

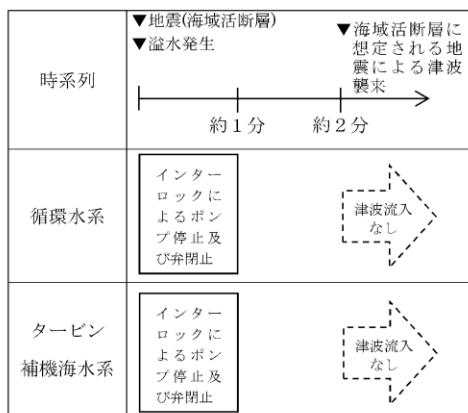


図9-8 海域活断層に想定される地震による津波襲来に係る時系列

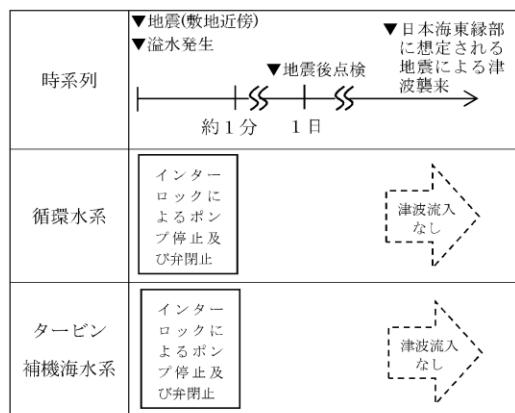


図9-9 日本海東縁部に想定される地震による津波襲来に係る時系列

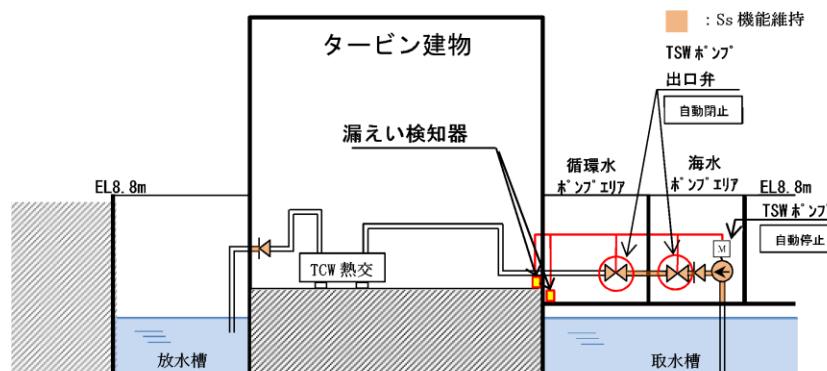


図9-10 タービン補機海水系の対策概要図

9条-別添1-9-17

4. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水（事象 c.）

9.5 循環水ポンプエリアにおける溢水

海水ポンプエリアに隣接する循環水ポンプエリアの循環水系配管の伸縮継手部の全円周状の破損を想定し、海水ポンプエリアへの溢水影響を評価した。算出した溢水流量を表 9-15 に示す。海水ポンプエリアに設置している海水ポンプエリア防水壁（EL10.8m）は、循環水ポンプエリア天端（EL8.8m）より 2.0m 高く設計しており、隣接する循環水ポンプエリアでの想定破損により溢水が発生した場合においても、循環水ポンプエリア天端の越流水深は約 0.3m であることから、海水ポンプエリア防水壁を越流して隣接する海水ポンプエリアに流入することはない。循環水系配管破損時の平面図を図 9-12 に、断面図を図 9-13 に示す。

表 9-15 循環水系配管の伸縮継手部の溢水流量

部位	内径 [mm]	破損幅 [mm]	溢水流量 [m^3/h]
循環水ポンプ出口配管伸縮継手部	2,600	50	約 15,590

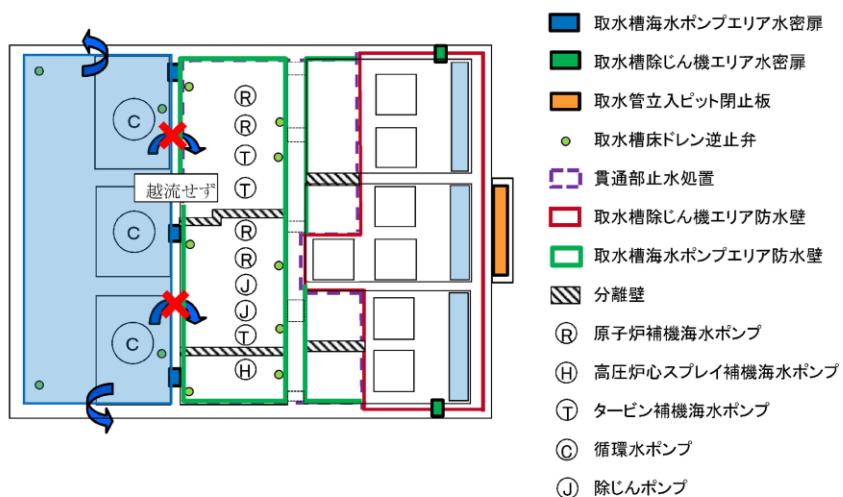


図 9-12 取水槽海水ポンプエリア平面図（循環水系配管破損時）

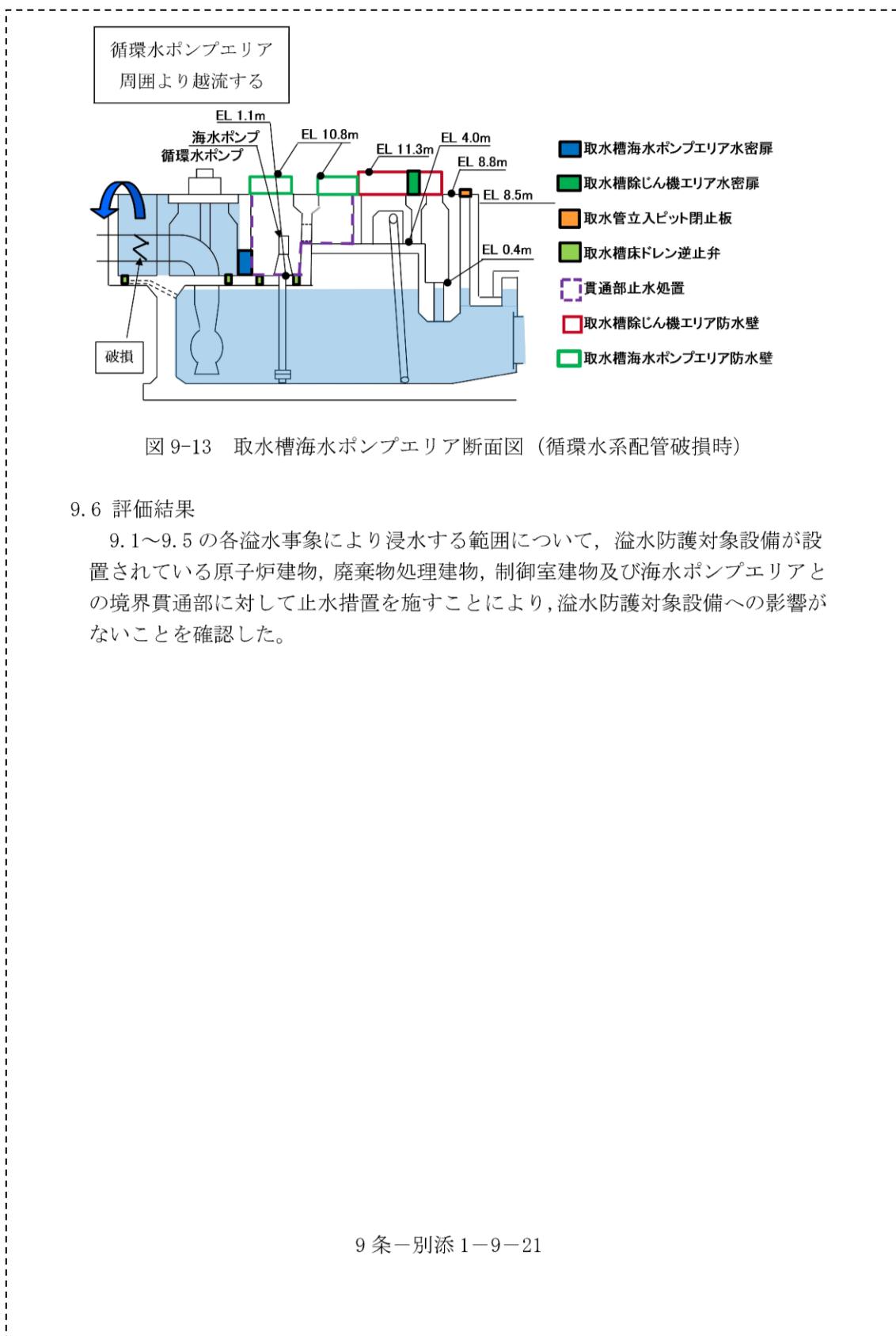


図 9-13 取水槽海水ポンプエリア断面図（循環水系配管破損時）

9.6 評価結果

9.1～9.5 の各溢水事象により浸水する範囲について、溢水防護対象設備が設置されている原子炉建物、廃棄物処理建物、制御室建物及び海水ポンプエリアとの境界貫通部に対して止水措置を施すことにより、溢水防護対象設備への影響がないことを確認した。

9条-別添1-9-21

5. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水（事象 d.）

補足説明資料 30

海水ポンプエリアの防護について

1. はじめに

溢水防護対象設備のうち海水ポンプは、取水槽に設置されている。

海水ポンプエリアは、エリア外からの浸水を防止する対策として、水密扉及び逆止弁の設置、貫通部止水処置を実施するとともに、海水ポンプエリア上部には防水壁を、海水ポンプエリア内には分離壁を設置している。

ここでは、海水ポンプエリアについて、想定破損、消防水の放水及び地震起因による溢水を評価した。海水ポンプエリアの平面図を図 1-1 に、断面図を図 1-2 に示す。

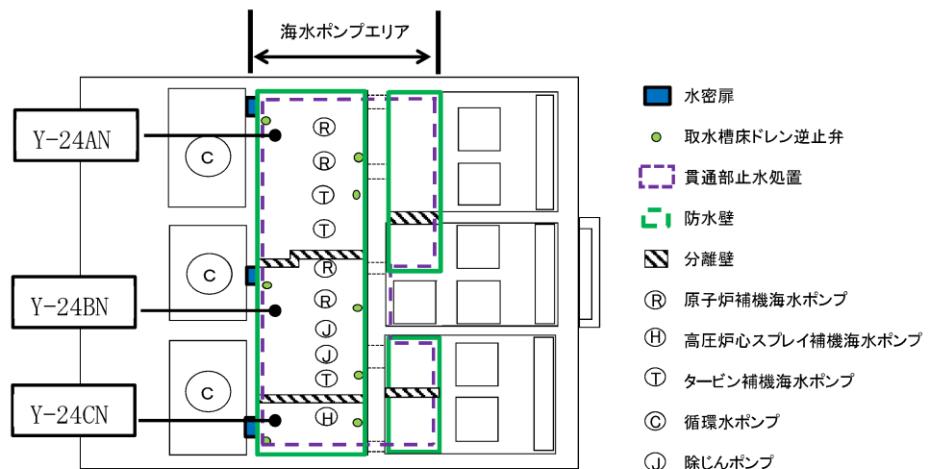


図 1-1 海水ポンプエリア平面図

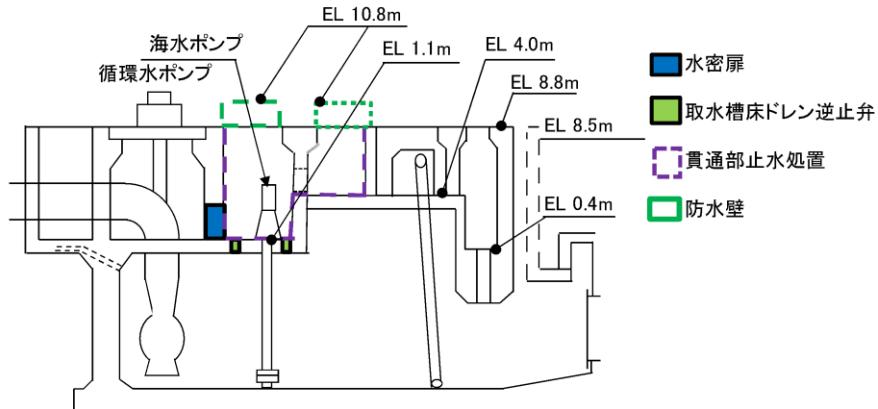


図 1-2 海水ポンプエリア断面

2. 想定破損による溢水影響評価

図 2-2 に示す通り、海水ポンプエリアに設置している分離壁(高さ 9.9m)は、防水壁(高さ 9.7m)より 0.2m 高く設計されており、隣接する海水ポンプエリアでの想定破損により溢水が発生した場合においても、分離壁を越流して溢水が隣接する海水ポンプエリアに流入することはなく、多重化された系統が同時に機能喪失することはない。評価結果を表 2-1 に示す。

表 2-1 想定破損による溢水影響評価結果

評価区画		Y-24AN	Y-24BN	Y-24CN
W	防水壁の高さ [m]	9.7	9.7	9.7
B	排出を期待する開口長さ [m]	33	23	17
L	防水壁の幅 [m]	0.074	0.074	0.074
Q	区画内の最大溢水流量 [m^3/h]	216	216	121
h	越流水深 [m]	0.02	0.02	0.02
H	許容越流水深 [m]	0.2	0.2	0.2
	評価結果 (判定基準: $H \geq h$)	○	○	○

また、評価結果の例を以下に示す。

【区画 Y-24AN での想定破損による溢水影響評価】

区画 Y-24AN での想定破損による溢水が隣接する区画 Y-24BN に流出しないことを確認する。溢水源となる系統及び溢水流量を表 2-2 に示す。

表 2-3 越流水深計算結果

評価対象区画		Y-24AN
W	防水壁の高さ [m]	9.7
B	排出を期待する開口長さ [m]	33
L	海水ポンプエリア防水壁の幅 [m]	0.074
Q	越流流量 (II-RSW) [m ³ /h]	216
h	越流水深 [m]	0.02

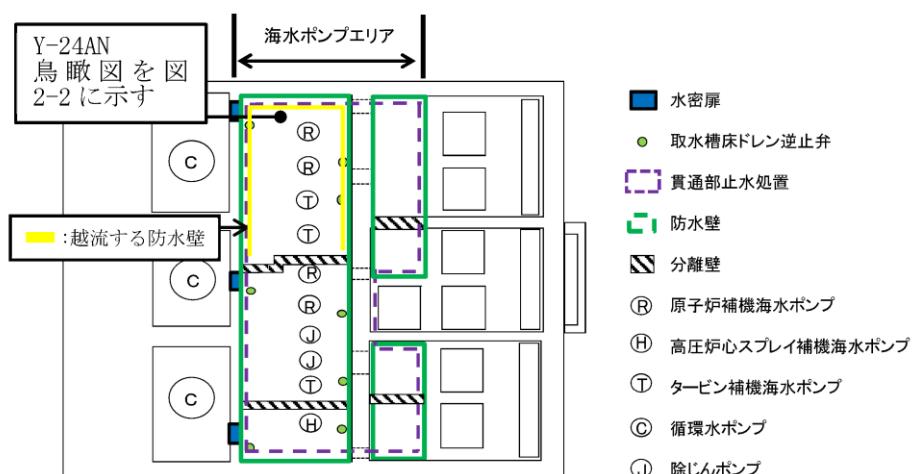


図 2-1 海水ポンプエリア防水壁概略図

9条-別添1-補足30-4

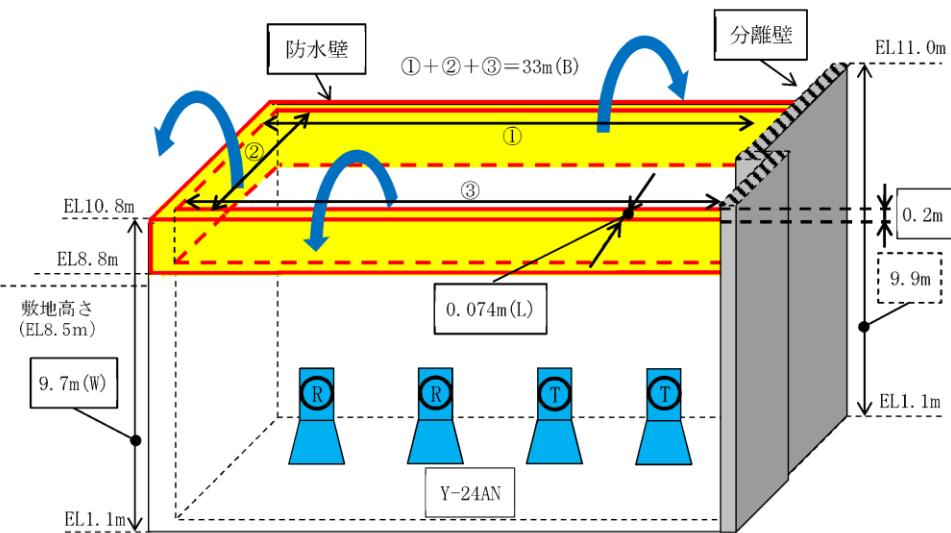


図 2-2 排出を期待する防水壁鳥瞰図 (Y-24AN)

3. 消火水の放水による溢水

海水ポンプエリアの消火活動に使用される設備に屋外の消火栓がある。消火栓からの溢水流量を $350 \text{ l/min} \times 2 \text{ 倍}$ ($42\text{m}^3/\text{h}$) とし、消火活動による放水に伴う溢水流量とする。この溢水流量は、表 3-1 に示す通り想定破損の評価で想定する溢水流量より小さく、消火水の放水による溢水評価は想定破損の評価に包含されるため、多重化された系統が同時に機能喪失することはない。

表 3-1 想定破損および消火放水による溢水流量の比較

/	想定破損		消火放水
	系統	溢水流量 [m^3/h]	溢水流量 [m^3/h]
Y-24AN	原子炉補機海水系 (II-RSW)	216	42
Y-24BN	原子炉補機海水系 (I-RSW)	216	42
Y-24CN	取水槽設備系 (OTC)	121	42

4. 地震起因による溢水

溢水源となりうる機器のうち、基準地震動 Ss による地震力によって破損が生じるおそれのある機器を溢水源として想定した。添付資料 3 に示すとおり、海水ポンプエリアの機器・配管は基準地震動 Ss に対する耐震性を有している

ことから、重要度の特に高い安全機能、燃料プール冷却機能及び燃料プールへの給水機能が喪失することはない。評価結果を表 4-1 に示す。

表 4-1 地震起因による溢水影響評価結果

評価区画	Y-24AN	Y-24BN	Y-24CN
溢水量[m ³]	0	0	0
滞留面積[m ²]	54	38	22
溢水水位[m]	0	0	0
機能喪失床上高さ[m]	1.68	1.68	1.25
評価結果	○	○	○

6. 屋外タンク等による屋外における溢水（事象 e.）

10. 建物外からの溢水影響評価

島根原子力発電所 2 号炉における溢水防護対象設備を内包する建物の外部に存在する溢水源としては、海水を除き、屋外タンク及び貯水槽等の保有水並びに地下水が挙げられる。ここでは、これらの溢水が溢水防護対象設備に与える影響を評価する。

なお、海水の溢水に関しては「9. 溢水防護対象設備が設置されているエリア外からの溢水影響評価」及び設置許可基準規則 第五条（津波による損傷の防止）に対する適合性において説明する。

10.1 屋外タンクの溢水による影響

島根原子力発電所の敷地内に設置されているタンク、貯槽類（以下「屋外タンク等」という。）のうち溢水源とする屋外タンク等を溢水源とする屋外タンク等の選定フロー（図 10-1）により抽出した（詳細を補足説明資料 27 に示す）。結果を表 10-1 に、また抽出された屋外タンク等の配置を図 10-2 に示す。

屋外タンク等の溢水としては、地震による損傷が否定できない設備については地震起因破損による溢水を考慮する必要がある。また、屋外タンク等は全て大気開放構造であり、最高使用圧力が静水頭圧であるため、想定破損による溢水源として考慮しない。

これより表中の屋外タンク等については、地震起因破損による溢水が溢水防護対象設備に与える影響についての評価を実施する。

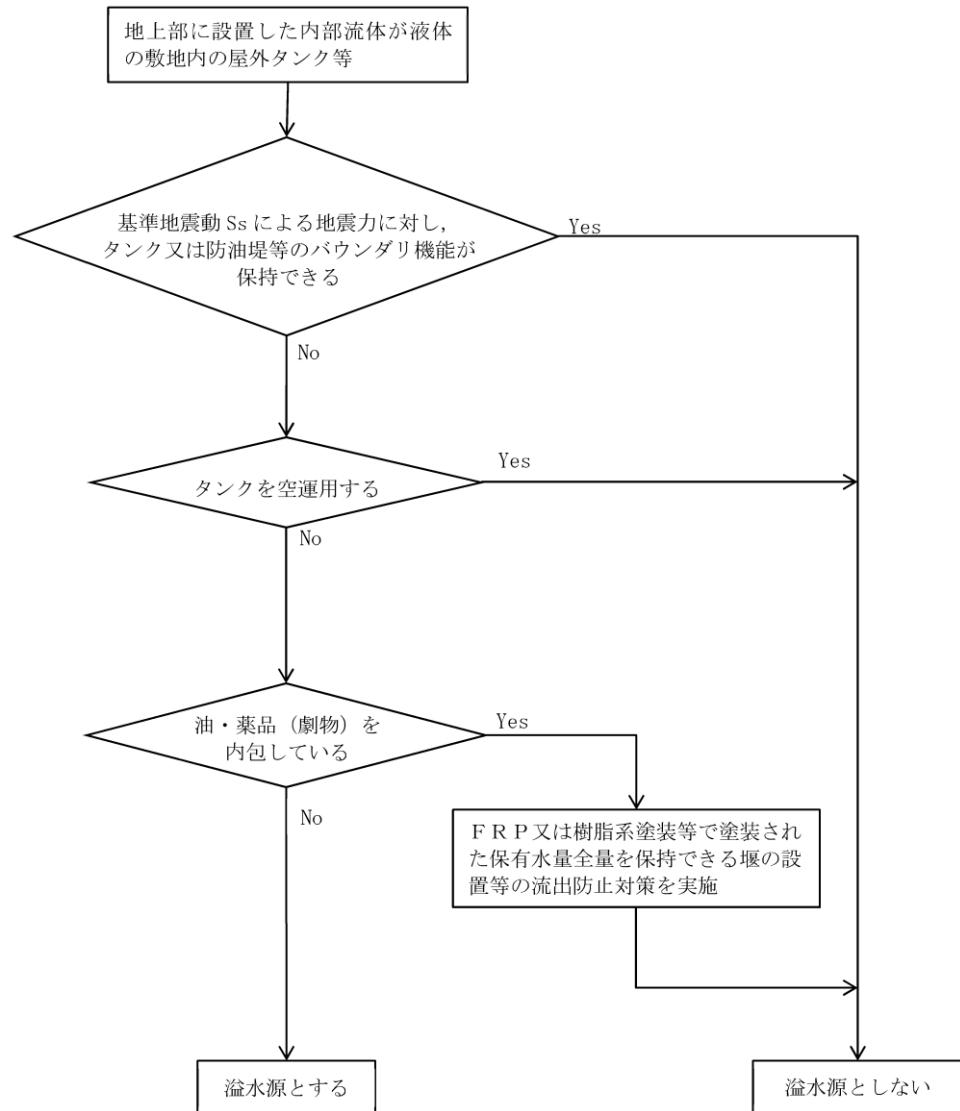
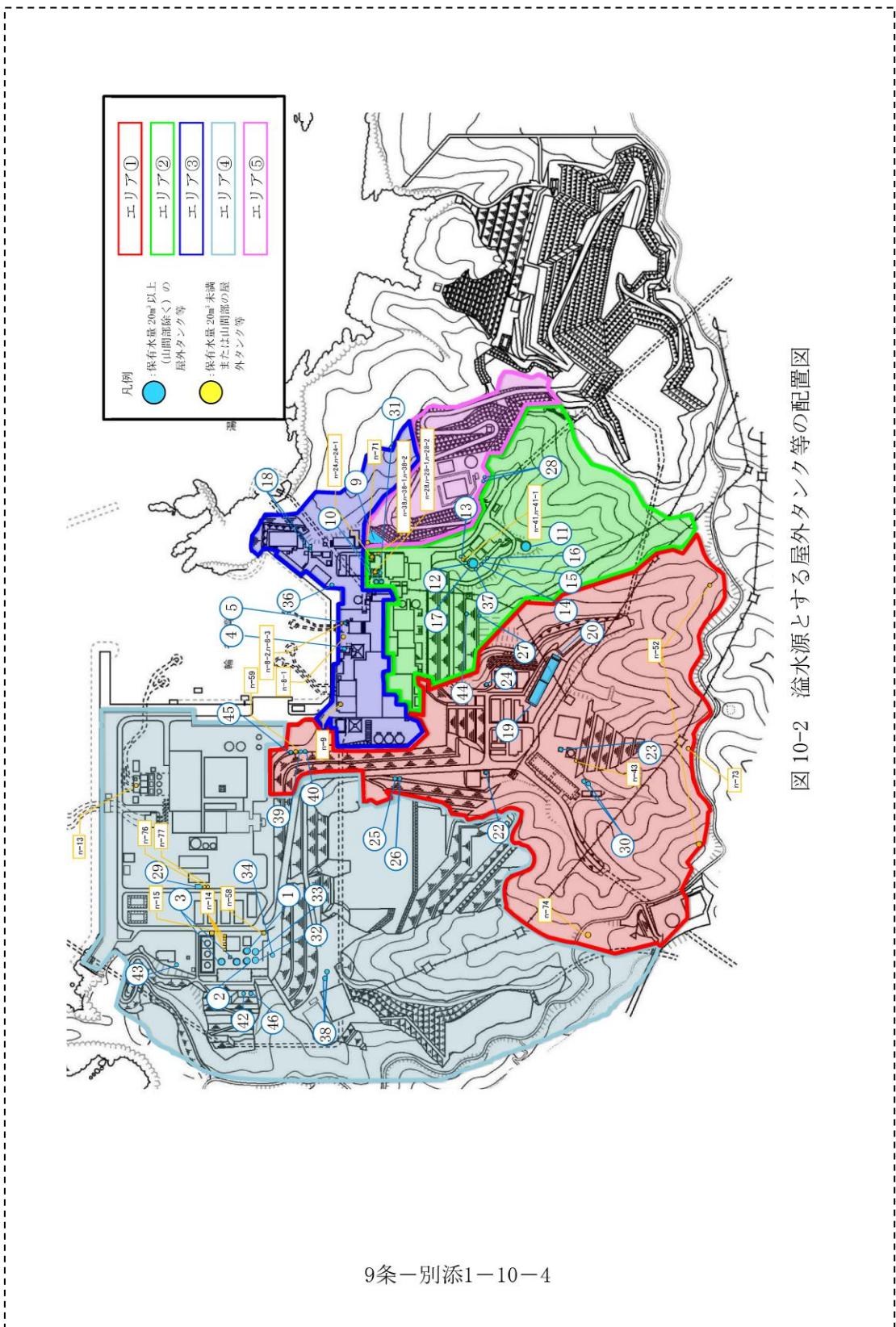


図 10-1 溢水源とする屋外タンク等の選定フロー

9条-別添1-10-2



9条-別添1-10-4

(1) 屋外タンク等の溢水伝播挙動評価

屋外タンク等の地震による損傷形態としてはタンクの側板基礎部や側板上部の座屈、また接続配管の破断等が考えられる。このため、地震によりタンクに大開口が生じ短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る条件について、以下に示す保守的な設定を行った上で、溢水伝播挙動評価を行う。

溢水伝播挙動評価は汎用熱流体解析コード Fluent を用いて、以下に示す評価モデルにより敷地の水位を算出する。

なお、輪谷貯水槽（東側）は、溢水防護対象設備の設置されている建物より高所に設置しており、溢水防護対象設備の設置されている建物・区画へ流下することが考えられるため、基準地震動 Ss によって生じるスロッシング量を考慮する。

■溢水伝播挙動評価条件

- 溢水源となるタンクを表現し、地震による損傷をタンク側板が瞬時に消失するとして模擬する。
- 構内排水路による排水機能及び敷地外への排出は期待しない。
- 輪谷貯水槽(東側)は基準地震動Ssによって生じるスロッシングによる溢水量（時刻歴）を模擬する。

■評価モデル

島根原子力発電所の敷地形状を三次元モデルで模擬する。評価モデルを図 10-3-1 に示す。

溢水源のモデル化にあたっては、敷地形状（尾根、谷、敷地高さ）を踏まえた発電所構内に流入する降水の集水範囲から、屋外タンク等の設置エリアを 5箇所のエリアに区分する。エリアを区分するうえで考慮した敷地形状を表 10-2 に示す。

保有水量 20m³以上（山間部除く）の屋外タンク等はその設置位置でモデル化する。また、分散している溢水源を集中させることで水位が高くなることから、保有水量 20m³未満または山間部の屋外タンク等は、その設置位置でモデル化せず、各エリアでモデル化する屋外タンク等の保有水量を割り増すことで考慮する。

区分した各エリアと屋外タンク等の配置を図 10-2 に、各エリア内の屋外タンク等の合計保有水量と溢水伝播挙動評価に用いる溢水量を表 10-1 に示す。

表 10-2 エリア区分で考慮した敷地形状

設置エリア	考慮した主な敷地形状
エリア①／②	尾根
エリア①／③	敷地高さ
エリア①／④	尾根
エリア②／③	敷地高さ
エリア②／⑤	敷地高さ
エリア③／⑤	谷

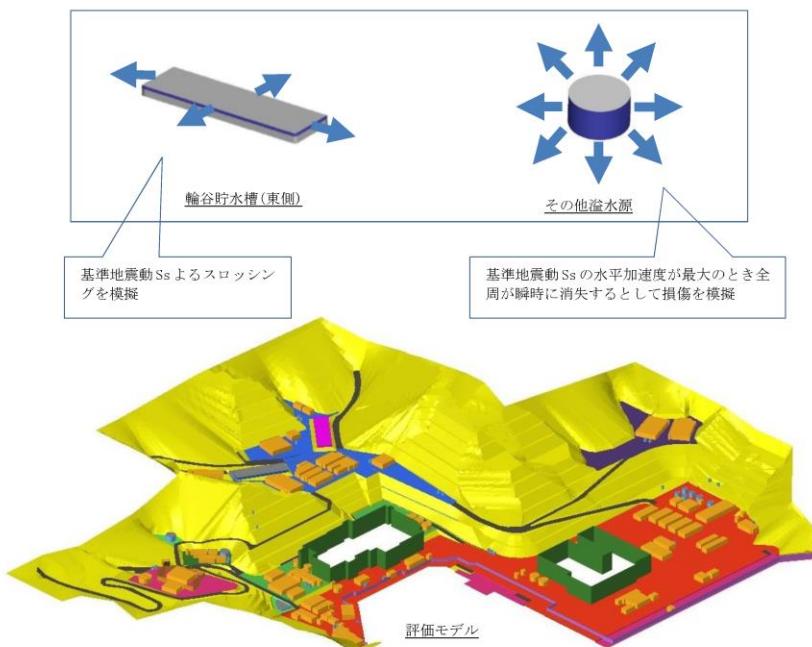


図 10-3-1 溢水伝播挙動の評価モデル

(2) 評価結果

評価の結果として得られた溢水伝播挙動を図 10-3-2 に、また代表箇所における浸水深の時刻歴を図 10-3-3 に示す。

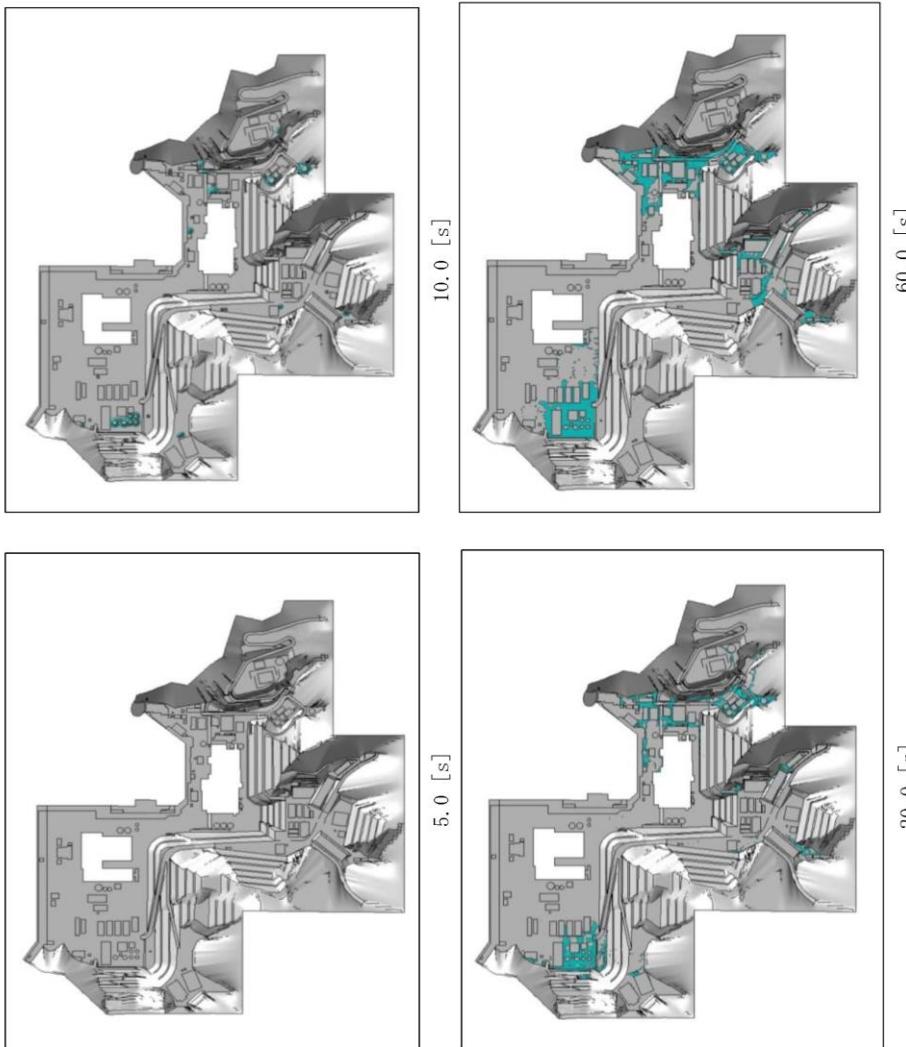


図 10-3-2 屋外タンクの溢水伝播挙動 (1/2)

9条-別添1-10-7

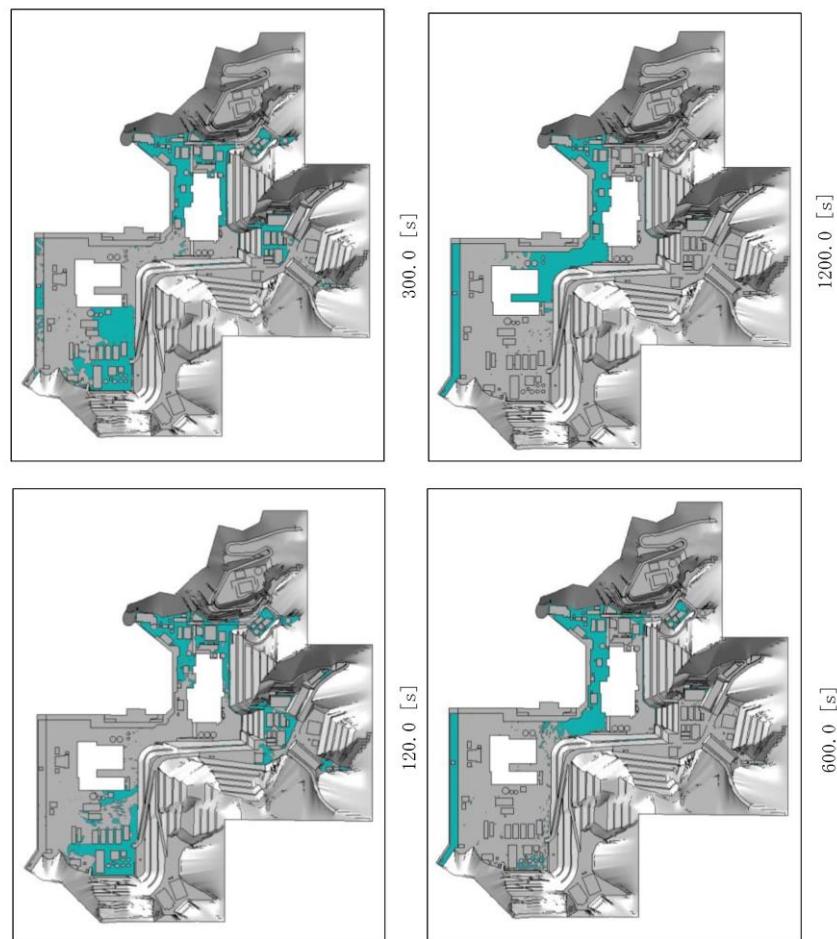


図 10-3-2 屋外タンクの溢水伝播挙動 (2/2)

9条-別添1-10-8



本資料のうち、枠開きの内容は機密に係る事項のため公開できません。

9条-別添1-10-9

図 10-3-3 代表箇所における浸水深時刻歴

(3) 影響評価

屋内に設置される溢水防護対象設備の建物外からの溢水に対する浸水経路としては表 10-3 に示す経路が挙げられる。なお、制御室建物については直接地表面と接する外壁はなく、屋外タンク等の溢水が直接浸水する経路はない。

表 10-3 溢水防護区画への浸水経路

NO.	浸水経路
①	建物外壁にある扉
②	建物外壁にある隙間部（配管貫通部）
③	1号建物扉 →1号建物扉と溢水防護対象設備を設置された建物の境界における開口部
④	地下ダクト接続箇所
⑤	建物間の接合部

また、屋外に設置されている溢水防護対象設備としては以下があるが、これらに対する浸水経路は地表部からの直接伝播となる。

- ・A, H-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ
- ・B-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ
- ・原子炉補機海水ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ

以上の各浸水経路のうち、溢水防護区画への浸水経路①～⑤に対する影響評価の結果は次の通りであり、いずれの経路からも溢水防護区画への浸水はない。

浸水経路①

溢水防護対象設備を設置する原子炉建物および廃棄物処理建物については、各扉付近の溢水水位より外壁に設置された扉の設置位置（敷地高さ（EL15.0m）から0.3m以上）が高いことから溢水防護区画への浸水はない。タービン建物については、外壁にある扉付近の水位が最大で0.72mであり、扉の設置位置（タービン建物東側開口部下端高さ0.4m）を超えるが、開口部下端高さを超える水位の継続時間が短く、流入する溢水は約5m³と少量である。タービン建物のうち耐震Sクラスエリア（東）内に流入した場合、耐震Sクラスエリア（東）における地震起因による溢水量（約2,730m³）に含めても、耐震Sクラスエリア（東）の溢水を貯留できる空間容積（約6,575m³）より小さく貯留可能であることから溢水防護区画への浸水はない。

浸水経路②

溢水伝播挙動評価による建物廻りの水位は最大でも0.8m程度である。これに対して、地上1m以下の貫通部に対してシリコン等の止水措置を実施していない箇所はないため、本経路から溢水防護区画への浸水はない。

浸水経路③

2号炉建物に隣接する1号炉原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物については敷地高さ(EL8.5m及びEL15.0m)から0.3mの高さまで建物扉や貫通部がないことを確認している。屋外タンク等からの溢水が1号炉タービン建物等に流入した場合でも、その水の量は僅かと考えられるが、保守的な想定として1号炉タービン建物近傍に設置する溢水源となるタンク(純水タンク(A)(B))(約1,200m³)が流入したとしても1号炉タービン建物の貯留可能容積は11,170m³であるため、流入水は当該建物内に収容されることから、本経路から溢水防護区画への浸水はない。

浸水経路④

地下ダクト等はEL8.5mの地下部に7箇所、EL15.0mの地下部に4箇所あり、屋外とダクト又はダクトと建物境界部に止水処置を実施するため、本経路から溢水防護区画への浸水はない(詳細評価は補足説明資料9に示す)。

浸水経路⑤

建物間接合部にはエキスパンションジョイント止水板等が設置されているため、本経路から溢水防護区画への浸水はない。

一方、屋外に設置されるA,H-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプについては、当該設備を設置する区画に止水性を有した高さ2mの竜巻防護対策設備を設置すること、また、B-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプについては、当該設備近傍の浸水深は低く(図10-3-3 地点11 最大浸水深:0.02m)、扉の設置位置(敷地高さ(EL15.0m)から0.35m)の方が高いことから溢水防護区画への浸水はない。

原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプについては、当該設備を設置する取水槽海水ポンプエリアの天端開口部に高さ2mの防水壁を設置することにより、溢水による影響を防止する。

なお、詳細設計の段階において屋外に設置する溢水防護対象設備についても、本項に示す溢水伝播挙動評価により得られる各設置位置における浸水深に対して対策を講ずることにより、溢水による影響を防止する。

以上より、屋外タンク等の溢水は、溢水防護対象設備に影響を与えることがないものと評価する。

溢水影響のある屋外タンク等の選定について

1. はじめに

溢水防護対象設備が設置されている建物等への溢水影響評価において、溢水影響のある屋外タンク等の選定方法を示す。

2. 屋外タンク等の抽出

島根原子力発電所敷地内において、地上部に設置されており、内部流体が液体である屋外タンク、貯水槽、沈砂池及び調整池等を図面又は現場調査により抽出した。

3. 溢水影響のある屋外タンク等の選定

図面又は現場調査により抽出した屋外タンク等を溢水源の選定フローに基づき溢水源とする屋外タンク等又は溢水源としない屋外タンク等に選定する。溢水源の選定フローを図1に、選定結果を表1に、配置図を図2に示す。

宇中貯水槽及び中和沈殿槽、輪谷貯水槽（西側）沈砂池、輪谷200t貯水槽は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いため、溢水源とする屋外タンク等の対象から除外した。また、敷地形状から建物側へ流れないと確認している屋外タンク等は対象から除外した。

なお、輪谷貯水槽（西側）は基準地震動 Ss による地震力に対し機能維持する密閉式貯水槽を設置するため、スロッシングを含め溢水は生じない。

4. 溢水源としない屋外タンク等の対策

溢水源としない屋外タンク等の対策内容を以下に示す。

(1) 区分A

基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能を保持させる。

(2) 区分B

タンクを空運用とすることとし、QMS 文書に反映し管理する。

(3) 区分C

F R P 又は樹脂系塗装等で塗装された保有水量全量を保持できる堰の設置等の流出防止対策を実施する。

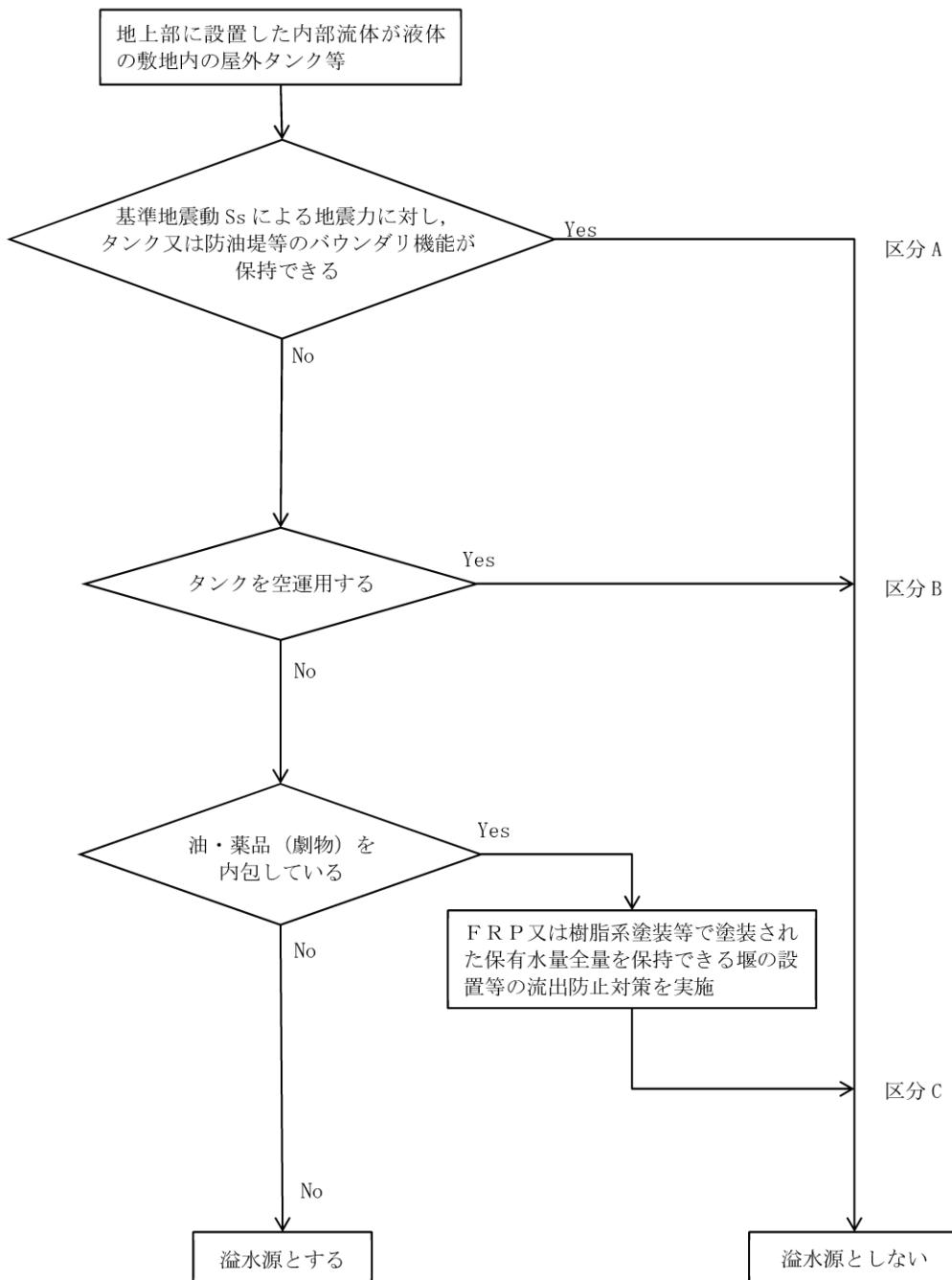


図 1 溢水源の選定フロー

9条-別添1-補足27-2

表1 溢水影響のある屋外タンク等の選定結果（1/2）

No.	名称	内容物	保有水量 [m ³]	選定結果 ^{※1}	配置図 No	区分
1	ターピン油計量タンク	油	47	×	n-3	C
2	No. 3 重油タンク	油	900	×	n-4	A-1
3	No. 2 重油タンク	油	900	×	n-4	A-1
4	No. 1 重油タンク	油	900	×	n-4	A-1
5	地上式淡水タンク(A)	水	560	×	n-7	B
6	地上式淡水タンク(B)	水	560	×	n-7	B
7	電解液受槽(1号)	薬品(非劇物)	22	○	5	—
8	電解液受槽(2号)	薬品(非劇物)	10	○	n-8	—
9	鉄イオン溶解タンク(2号)	薬品(非劇物)	19	○	n-9	—
10	硫酸貯蔵タンク	薬品(劇物)	6	×	n-10-1	C
11	苛性ソーダ貯蔵タンク	薬品(劇物)	30	×	n-10-1	B
12	1号機主変圧器	油	0	×	n-11	B
13	1号機所内変圧器	油	0	×	n-11	B
14	2号機主変圧器	油	77	×	n-12	C
15	2号機所内変圧器(A)	油	10	×	n-12	C
16	2号機所内変圧器(B)	油	10	×	n-12	C
17	2号機起動変圧器	油	24	×	n-12	C
18	海水電解装置脱氷槽	薬品(非劇物)	12	○	n-13	—
19	補助ボイラ排水処理装置 pH調整用 酸貯槽	薬品(劇物)	1	×	n-14-1	C
20	補助ボイラ排水処理装置 pH調整用 7Mリ貯槽	薬品(劇物)	1	×	n-14-1	C
21	補助ボイラ排水処理装置 排水pH中和槽	水	3	○	n-14	—
22	補助ボイラー補機冷却水薬液注入貯槽	薬品(非劇物)	1	○	n-14	—
23	重油タンク用溶原液差圧調合槽	薬品(非劇物)	2	○	n-15	—
24	3号機主変圧器	油	141	×	n-16	C
25	3号機所内変圧器	油	21	×	n-16	C
26	3号機補助変圧器	油	37	×	n-16	C
27	空気分離器	油	2	×	n-17	C
28	500kVケーブル給油装置	油	1	×	n-16	C
29	補助ボイラーサービスタンク	油	2	×	n-14-1	C
30	1号処理水受入タンク	水(放射性)	2,000	×	n-3	B
31	3号復水貯蔵タンク	水	2,000	×	n-74	A-2
32	3号補助復水貯蔵タンク	水	2,000	×	n-74	A-2
33	代替注水槽	水	2,500	×	n-20	B
34	3号補助消防水槽(A)	水	200	×	n-75	B
35	3号補助消防水槽(B)	水	200	×	n-75	B
36	3号ろ過水タンク(A)	水	1,000	○	1	—
37	3号純水タンク(A)	水	1,000	○	2	—
38	消防用水タンク(A)	水	1,200	○	3	—
39	消防用水タンク(B)	水	1,200	○	3	—
40	宇中受水槽	水	24	○	46	—
41	変圧器消防水槽	水	306	○	4	—
42	管理事務所1号館東側調整池	水	1,520	○	9	—
43	3号所内ボイラーサービスタンク	油	2	×	n-24-2	C
44	4号所内ボイラーサービスタンク	油	2	×	n-24-3	C
45	苛性ソーダ貯蔵タンク	薬品(劇物)	26	×	n-27	C
46	排水中和用塩酸タンク	薬品(劇物)	1	×	n-27	C
47	排水中和用苛性ソーダタンク	薬品(劇物)	1	×	n-27	C
48	塩酸貯槽	薬品(劇物)	3	×	n-28-3	C
49	予備変圧器	油	10	×	n-31	C
50	1号機起動変圧器	油	48	×	n-32	C
51	硫酸貯蔵タンク	薬品(劇物)	10	×	n-27	C
52	1号復水貯蔵タンク	水(放射性)	500	×	n-33	A-2
53	1号補助サービスタンク	水(放射性)	500	×	n-34	B
54	純水タンク(A)	水	600	○	10	—
55	純水タンク(B)	水	600	○	10	—
56	2号復水貯蔵タンク	水(放射性)	2,000	×	n-35	A-2
57	2号補助復水貯蔵タンク	水(放射性)	2,000	×	n-36	A-2
58	2号トーラス水受入タンク	水(放射性)	2,000	×	n-37	A-2
59	A-真空脱氣塔	水	2	○	n-38	—
60	B-真空脱氣塔	水	2	○	n-38-1	—
61	冷却水回収槽	水	2	○	n-38-2	—
62	C-真空脱氣塔	水	3	○	n-28	—
63	D-真空脱氣塔	水	3	○	n-28-1	—

表1 溢水影響のある屋外タンク等の選定結果（2/2）

No.	名称	内容物	保有水量 [m ³]	選定結果※1	配置図 No	区分
64	C/D用冷却水回収槽	水	2	○	n-28-2	—
65	2号ろ過水タンク	水	3,000	○	11	—
66	1号除だく槽	水	87	○	12	—
67	1号ろ過器	水	62	○	13	—
68	2号除だく槽	水	102	○	14	—
69	2号ろ過器	水	36	○	15	—
70	2号濃縮槽	水	30	○	16	—
71	1号除だく槽排水槽	水	7	○	n-41	—
72	22m盤受水槽	水	30	○	37	—
73	1号ろ過水タンク	水	3,000	○	17	—
74	ガスター・ビン発電機用軽油タンク	油	560	×	n-43-1	A-1
75	消防火薬剤貯蔵槽（ガス・ビン発電機用軽油タンク）	薬品（非劇物）	1	○	n-43	—
76	OFケーブルタンク	油	3	×	n-47	C
77	輪谷貯水槽（東側）	水	1,864 ^{※2}	○	19	—
78	輪谷貯水槽（西側）	水	10,000	×	n-55	A-1
79	輪谷貯水槽（東側）沈砂池	水	260	○	20	—
80	碍子水洗タンク	水	146	○	22	—
81	原水80t水槽	水	80	○	24	—
82	雑用水タンク	水	33	○	26	—
83	宇中系統中継水槽（西山水槽）	水	30	○	25	—
84	59m盤下トレイ用水貯槽	水	32	○	44	—
85	500kVケーブル給油装置	油	1	×	n-48	C
86	非常用ろ過水タンク	水	2,500	×	n-49	A-2
87	74m盤受水槽（2槽）	水	60	○	27	—
88	山林用防火水槽（スカイライン）	水	50	○	n-52	—
89	山林用防火水槽（スカイライン）	水	50	○	n-52	—
90	A-SB廻り消火設備タンク	水	46	○	18	—
91	B-SB廻り消火設備タンク	水	46	○	18	—
92	A-50m盤廻り消火設備タンク	水	155	○	28	—
93	B-50m盤廻り消火設備タンク	水	155	○	28	—
94	3号仮設海水淡水化装置（海水受水槽）	水	25	○	29	—
96	3号仮設海水淡水化装置（RO処理水槽）	水	15	○	n-76	—
97	3号仮設海水淡水化装置（仮設純水槽）	水	5	○	n-77	—
97	ガス・ビン発電機用軽油タンク用消火タンク	水	49	○	23	—
98	仮設合併処理槽	水	31	○	34	—
99	管理事務所4号館用消火タンク	水	21	○	36	—
100	仮設水槽-1（2号西側法面付近）	水	20	○	39	—
101	仮設水槽-2（2号西側法面付近）	水	20	○	40	—
103	仮設水槽-3（2号西側法面付近）	水	20	○	45	—
103	純水装置廃液処理設備	水	42	○	31	—
104	3号純水タンク（B）	水	1,000	○	32	—
105	3号ろ過水タンク（B）	水	1,000	○	33	—
106	A-44m盤廻り消火設備タンク（南側）	水	155	○	30	—
107	B-44m盤廻り消火設備タンク（南側）	水	155	○	30	—
108	A-44m盤廻り消火設備タンク（北側）	水	155	○	38	—
109	B-44m盤廻り消火設備タンク（北側）	水	155	○	38	—
110	宇中合併浄化槽（1）	水	63	○	42	—
111	宇中合併浄化槽（2）	水	126	○	43	—
112	プロータンク	水	1	○	n-14	—
113	排水放流槽	水	1	○	n-14	—
114	訓練用模擬水槽	水	4	○	n-58	—
115	1号海水電解装置電解槽（循環ライン8槽）	薬品（非劇物）	2	○	n-8	—
116	2号海水電解装置電解槽（非循環ライン12槽）	薬品（非劇物）	2	○	n-8	—
117	仮設水槽（2号西側法面付近）	水	2	○	n-59	—
118	25MVA緊急用変圧器	油	15	×	n-60	A-1
119	補助ボイラー・プロータンク	水	1	○	n-24	—
120	補助ボイラー・冷却水冷却塔	水	1	○	n-24-1	—
121	濁水処理装置	水	10	○	n-71	—
122	防火水槽	水	20	○	n-74	—
123	防火水槽	水	20	○	n-73	—
124	トトイレ用ろ過水貯槽	水	8	○	n-41	—

※1：溢水源とする屋外タンク等を「○」、溢水源としない屋外タンク等を「×」とする。

※2：基準地震動 Ss による地震力に対し耐震性を有しているため、スロッシング量を保有水量とした。

保有水量は、スロッシング解析値（1,694m³）と実験値の差を踏まえ 1.1 倍し、切上げた値。

区分 A：基準地震動 Ss による地震力に対し、タンクまたは防油堤等のバウンダリ機能が保持できる。

A-1：SA 対応において基準地震動 Ss による地震力に対し、耐震性を確保するもの。

A-2：溢水影響評価において基準地震動 Ss による地震力に対し、耐震性を確保するもの。

区分 B：タンクを空運用する。

区分 C：FRP 又は樹脂系塗装等で塗装された保有水量全量を保持できる堰を設置し、配管破断等により堰外への流出防止対策を実施する。

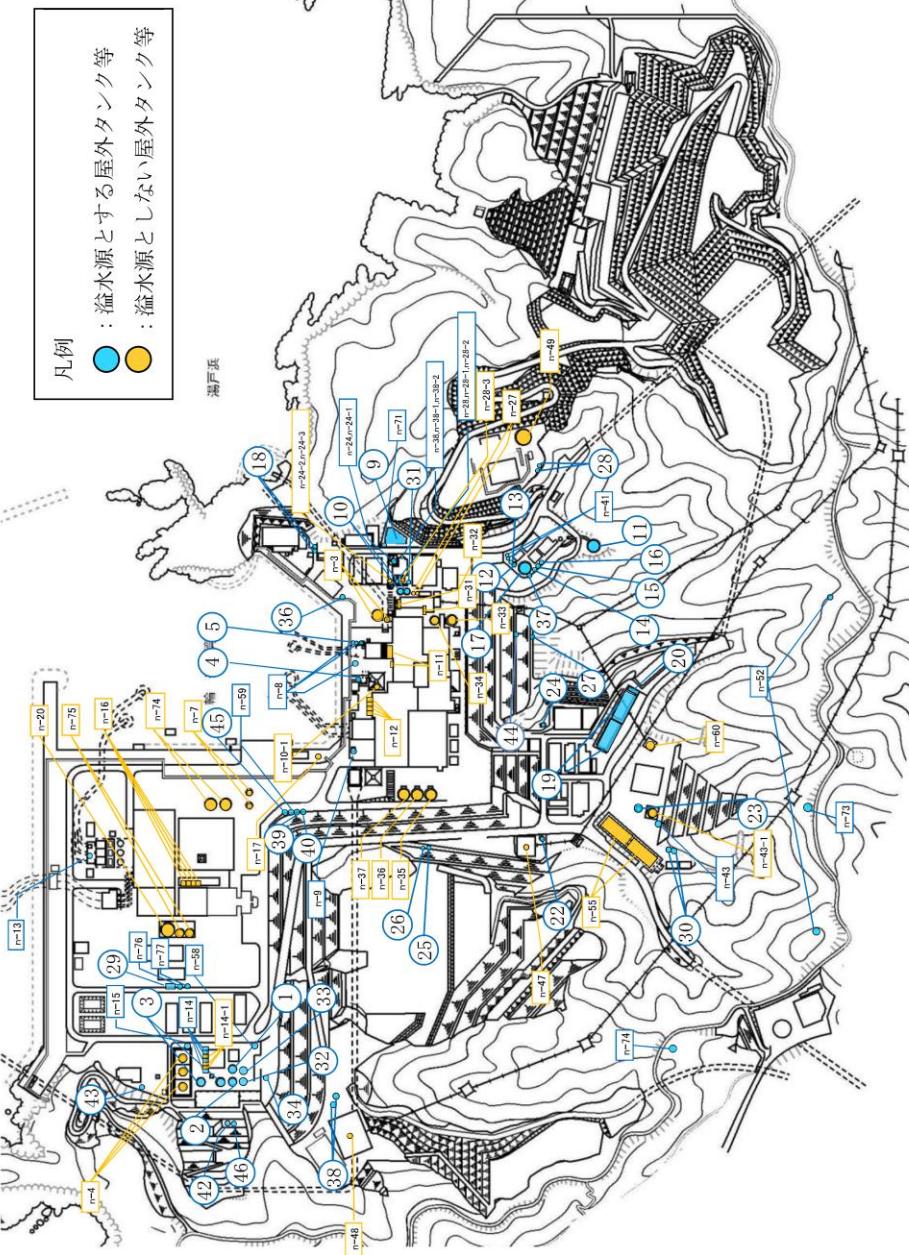


図2 烟電所敷地内に地上設置されている屋外タンク等の配置図

9条一別添1－補足27－5

7. 建物外周地下部における地下水位の上昇（事象 f. ）

10.2 地下水の溢水による影響

島根原子力発電所2号炉では、溢水防護区画を構成する原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物の周辺地下部に、図10-4に示すように地下水位低下設備を設置することとしており、同設備により各建物周辺に流入する地下水の排出を行う。

10.2.1 各建物の地下水位低下設備の設置について

原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物の周辺地下部に、基準地震動 Ss による地震力に対して機能維持する地下水位低下設備を設置することによって、地震時及び地震後においても地下水を地上の雨水排水系統へ排水することが可能である。また、地下水位低下設備の電源は、非常用電源系統より供給することから、外部電源喪失時にも排水が可能となっており、水位が上昇し続けることはない（「島根原子力発電所2号炉 地震による損傷の防止 別紙-17 地下水位低下設備について」参照）。

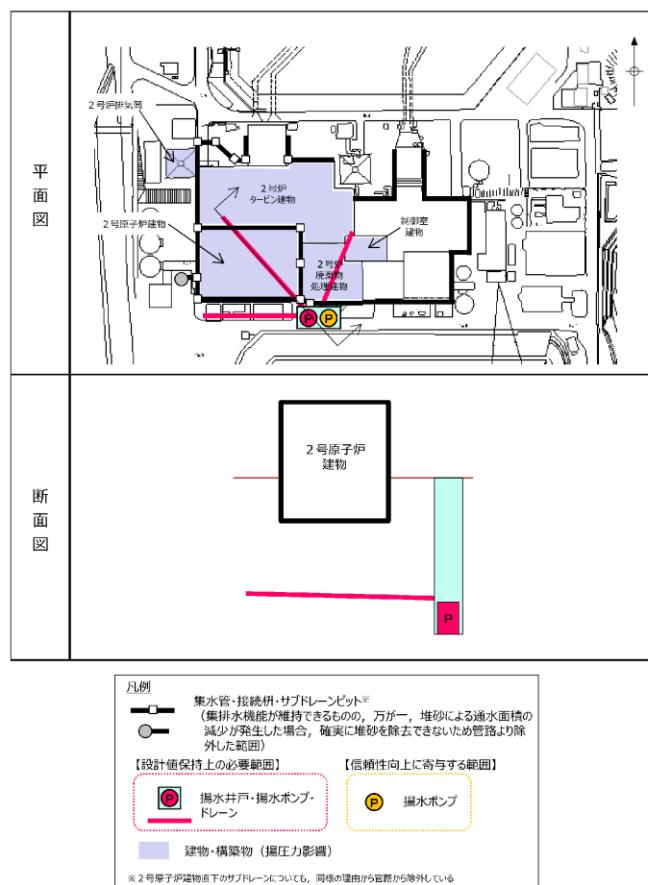


図10-4 地下水位低下設備の構成例

10.2.2 影響評価

地下水の溢水防護区画への浸水経路としては地下部における配管等の貫通部の隙間部及び建物間の接合部が考えられるが、基準地震動 Ss による地震力に対して機能維持する地下水位低下設備を設置することから、建物まで地下水位が上昇することではなく、地下水が溢水防護区画内に浸水することはない。

なお、地下水位をタービン建物の地表面 (EL8.5m) と想定し、溢水防護区画への浸水対策として、地下部における配管貫通部等の隙間部には止水措置を行っており、また建物間の接合部にはエキスパンションジョイント止水板を設置している。

以上より、地下水は、溢水防護対象設備に影響を与えることがないものと評価する。

浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策の設置位置、実施範囲及び施工例

1. はじめに

浸水防護重点化範囲については、浸水を防止するため浸水防止設備を設置している。

浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、取水槽海水ポンプエリア、取水槽循環水ポンプエリアに浸水対策として実施している浸水防止設備については、内郭防護として整理する。

2. 浸水対策の位置

（1）タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）

タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）に対する浸水対策については、タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）とタービン建物（復水器を設置するエリア）との境界における浸水対策及びタービン建物（復水器を設置するエリア）と海域との境界における対策があることから、以下にそれぞれの内容について示す。

a. タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）とタービン建物（復水器を設置するエリア）との境界における浸水対策

浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）への浸水対策として実施している浸水防止設備の設置位置、浸水防止設備リストを示す（図 1、表 1）。

⑧は床面に設置

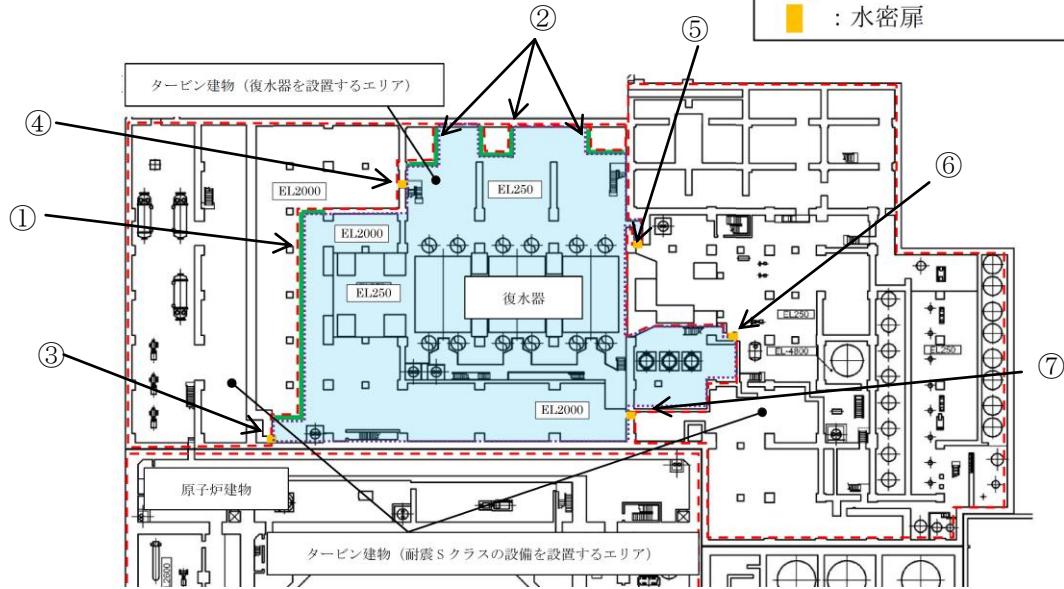
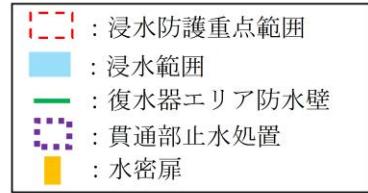


図1 タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）の浸水対策の概要
(タービン建物（復水器を設置するエリア）との境界)

表1 タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）の浸水対策設備リスト
(タービン建物（復水器を設置するエリア）との境界)

番号	設置高さ	名称	種類	寸法	
				縦	横
①	EL2.0m	復水器エリア防水壁	防水壁		設計中
②	EL0.25m		防水壁		
③	EL2.0m	復水器エリア水密扉	水密扉		設計中
④	EL2.0m		水密扉		
⑤	EL2.0m		水密扉		
⑥	EL2.0m		水密扉		
⑦	EL2.0m		水密扉		
⑧	EL2.0m	床ドレン逆止弁	逆止弁		

b. タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）と海域との境界における浸水対策

浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）への浸水対策として実施している浸水防止設備の設置位置、浸水防止設備リストを示す（図 2、表 2）。

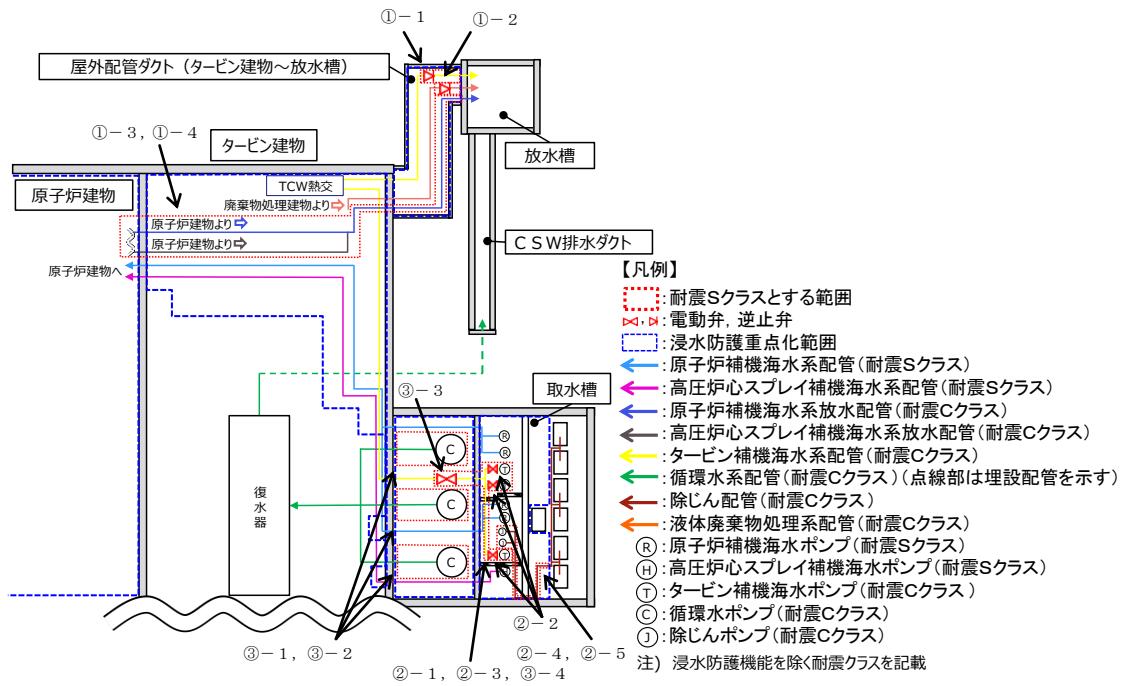


図 2 浸水対策の概要

表 2 タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）の浸水対策設備リスト（海域との境界）

番号	設置 高さ*	名称	種類	寸法	
				縦	横
①- 1	EL4.7m (屋外配管ダクト)	タービン補機海水系配管 逆止弁	逆止弁		Φ 750
①- 2	EL2.7m (屋外配管ダクト)	液体廃棄物処理系配管 逆止弁	逆止弁		Φ 80
①- 3	—	原子炉補機海水系配管	配管		—
①- 4	—	高圧炉心スプレイ補機 海水系配管	配管		—

* 設置高さが複数にまたがる場合等には「—」を記載する。

(2) 取水槽海水ポンプエリア

浸水防護重点化範囲である取水槽海水ポンプエリアに浸水対策として実施している浸水防止設備の設置位置、浸水防止設備リストを示す（図2、表3）。

表3 取水槽海水ポンプエリアの浸水対策設備リスト

番号	設置 高さ*	名称	種類	寸法	
				縦	横
②-1	EL1.1m	タービン補機海水ポンプ	ポンプ	—	
②-2	EL4.1m	タービン補機海水ポンプ 出口弁	電動弁	φ550	
②-3	—	タービン補機海水系配管	配管	—	
②-4	EL4.0m	除じんポンプ	ポンプ	—	
②-5	—	除じん系配管	配管	—	

* 設置高さが複数にまたがる場合等には「—」を記載する。

(3) 取水槽循環水ポンプエリア

浸水防護重点化範囲である取水槽循環水ポンプエリアに浸水対策として実施している浸水防止設備の設置位置、浸水防止設備リストを示す（図2、表4）。

表4 取水槽海水ポンプエリアの浸水対策設備リスト

番号	設置 高さ*	名称	種類	寸法	
				縦	横
③-1	EL1.1m	循環水ポンプ	ポンプ	—	
③-2	—	循環水系配管	配管	—	
③-3	EL4.0m	タービン補機海水系配管 第二出口弁	電動弁	φ750	
③-4	—	タービン補機海水系配管	配管	—	

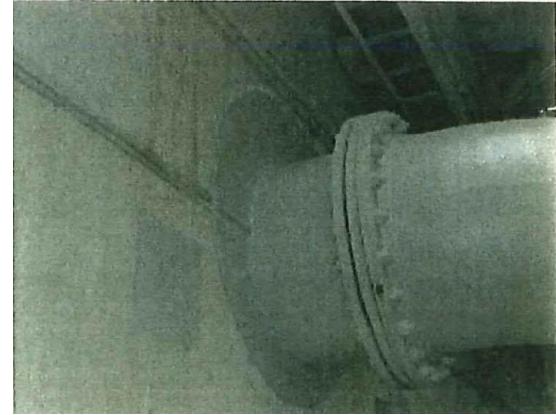
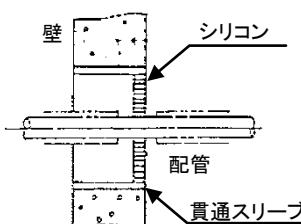
* 設置高さが複数にまたがる場合等には「—」を記載する。

3. 貫通部止水処置の施工例

浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策として実施する貫通部止水処置の施工例を以下に示す。

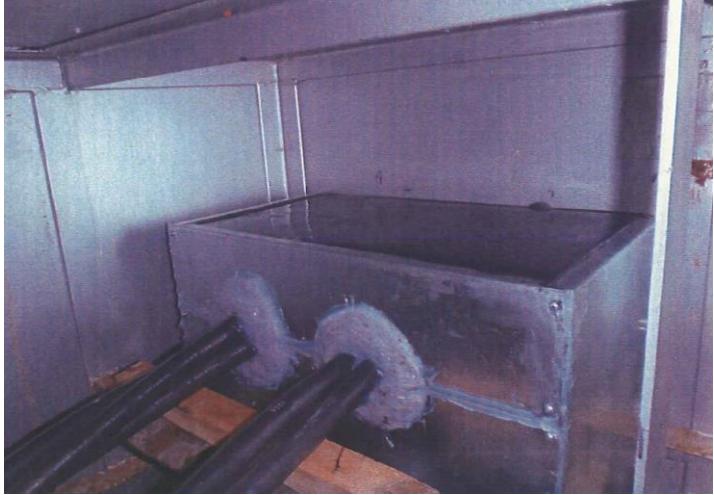
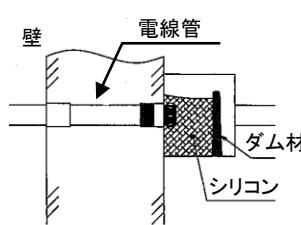
施工例①

シリコンシール

施工前	
施工後	
施工状況	
	

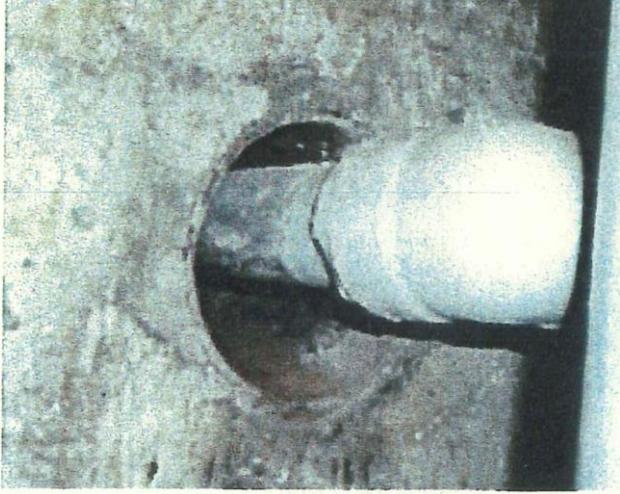
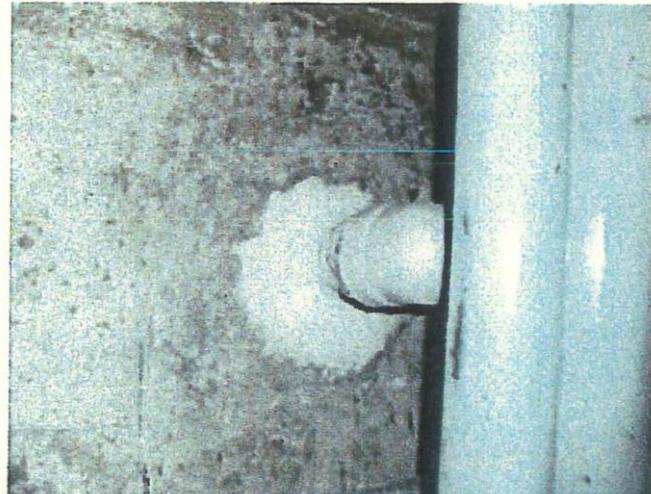
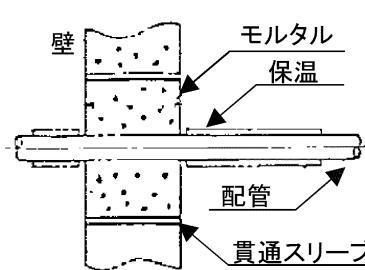
施工例②

シリコンシール

施工前	
施工後	
施工状況	
 <p>壁 電線管 ダム材 シリコン</p>	

施工例③

モルタル

施工前	
施工後	
施工状況	
 <p>壁 モルタル 保温 配管 貫通スリーブ</p>	

津波流入防止対策について

1. 概要

内郭防護においては、海域と接続する低耐震クラス（浸水防止機能を除く）の機器及び配管が地震により損傷して保有水が溢水するとともに、損傷箇所を介して津波が流入する事象を想定する。

ここでは、地震による配管損傷後に津波が襲来した場合の浸水防護重点化範囲への直接的な津波の流入に対する対策について説明する。

2. 海域と接続する配管

海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管が設置される浸水防護重点化範囲としてタービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽海水ポンプエリアがある。

浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽海水ポンプエリアに設置される海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管を表 1、図 1 に示す。なお、海域と接続する機器及び配管については、外郭防護 1 の「取水路・放水路等の経路からの津波の流入防止」において耐震 S クラスの機器・配管も含め特定しており、それらの機器及び配管と同じである。

これらの機器及び配管については、地震により損傷した場合には、その後襲来する津波が、損傷箇所を介し浸水防護重点化範囲内に直接流入することから、基準地震動 S s による地震力に対してバウンダリ機能を保持する等の設計とする。

表1 海域と接続する基準地震動 S s による地震力に対して
バウンダリ機能を保持する等の設計とする機器及び配管

海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管を設置する浸水防護重点化範囲	左記に設置する低耐震クラスの機器及び配管	耐震クラス*
タービン建物 (耐震Sクラスの設備を設置するエリア)	タービン補機海水系配管	Cクラス
	原子炉補機海水系配管 (放水配管)	Cクラス
	高圧炉心スプレイ補機海水系配管 (放水配管)	Cクラス
	液体廃棄物処理系配管	Cクラス
取水槽循環水ポンプエリア	循環水ポンプ及び配管	Cクラス
	タービン補機海水系配管	Cクラス
取水槽海水ポンプエリア	タービン補機海水ポンプ及び配管	Cクラス
	除じんポンプ及び配管	Cクラス

* 浸水防止機能を除く

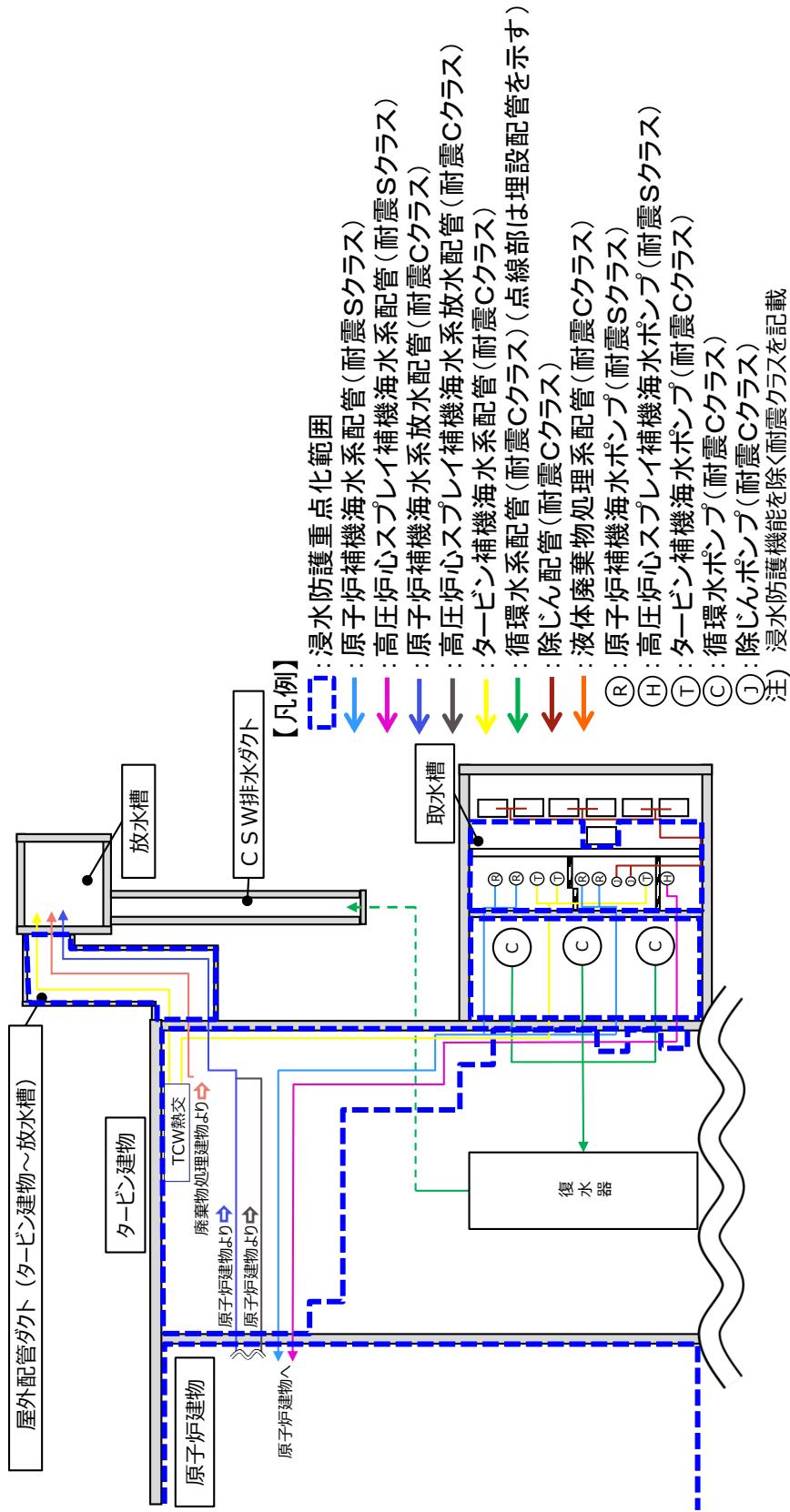


図1 浸水防護重点化範囲内に設置する低耐震クラスの機器及び配管の設置概要

3. 津波流入防止対策循環水系は、基準地震動 S_s による地震力に対してバウンダリ機能を保持する設計とし、津波の流入を防止する。

タービン補機海水系は、インターロックによりポンプ出口弁を閉止するとともに、出口側配管の逆止弁により津波の流入を防止する（図3参照）。海域活動層に想定される地震による津波襲来に係る時系列を図4に、日本海東縁部に想定される地震による津波襲来に係る時系列を図5に示す。

また、インターロックによるポンプ出口弁の閉止については、津波襲来前に確実に閉止するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。

液体廃棄物処理系については、出口側配管の逆止弁により津波の流入を防止する。

原子炉補機海水系配管（放水配管）及び高圧炉心スプレイ補機海水系配管（放水配管）については、基準地震動 S_s による地震力に対してバウンダリ機能を保持する設計とし、津波の流入を防止する。

除じん系については、基準地震動 S_s による地震力に対してバウンダリ機能を保持する設計とし、津波の流入を防止する。

この結果、浸水防護重点化範囲であるタービン建物（耐震 S クラス施設を設置するエリア）、取水槽循環水ポンプエリア、取水槽海水ポンプエリアにおいて、循環水系、原子炉補機海水系、高圧炉心スプレイ補機海水系及び除じん系の機器及び配管は地震により破損することなく、タービン補機海水系、液体廃棄物処理系については、地震により配管が損傷した後に、津波が襲来した場合でも、タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、取水槽循環水ポンプエリア及び取水槽海水ポンプエリアに流入しない。対策及び取・放水路からの流入防止結果を表2に、対策概要図を図2に示す。

表2 海域と接続する基準地震動S_sによる地震力に対して
バウンダリ機能を保持する等の設計とする配管に対する対策

浸水防護重点化範囲	機器・配管	対策	流入防止結果	
			取水路	放水路
タービン建物 (耐震Sクラスの設備を設置するエリア)	タービン補機海水系配管	・インターロックによる電動弁閉止(MS-1) ・逆止弁閉止	○ (インターロックによる隔離)	○ (逆止弁による隔離)
	液体廃棄物処理系配管	・逆止弁閉止	— (接続なし)	○ (逆止弁による隔離)
	原子炉補機海水系配管(放水配管)	・基準地震動S _s による地震力に対してバウンダリ機能を保持	○ (バウンダリ機能を保持)	○ (バウンダリ機能を保持)
	高压炉心スプレイ補機海水系配管(放水配管)	・基準地震動S _s による地震力に対してバウンダリ機能を保持	○ (バウンダリ機能保持)	○ (バウンダリ機能保持)
取水槽循環水ポンプエリア	循環水ポンプ及び配管	・基準地震動S _s による地震力に対してバウンダリ機能を保持	○ (バウンダリ機能を保持)	○ (バウンダリ機能を保持)
	タービン補機海水系配管	・インターロックによる電動弁閉止(MS-1) ・逆止弁閉止	○ (インターロックによる隔離)	○ (逆止弁による隔離)
取水槽海水ポンプエリア	タービン補機海水ポンプ及び配管	・基準地震動S _s による地震力に対してバウンダリ機能を保持 ・逆止弁閉止	○ (バウンダリ機能を保持)	○ (逆止弁による隔離)
	除じんポンプ及び配管	・基準地震動S _s による地震力に対してバウンダリ機能を保持	○ (バウンダリ機能を保持)	— (接続なし)

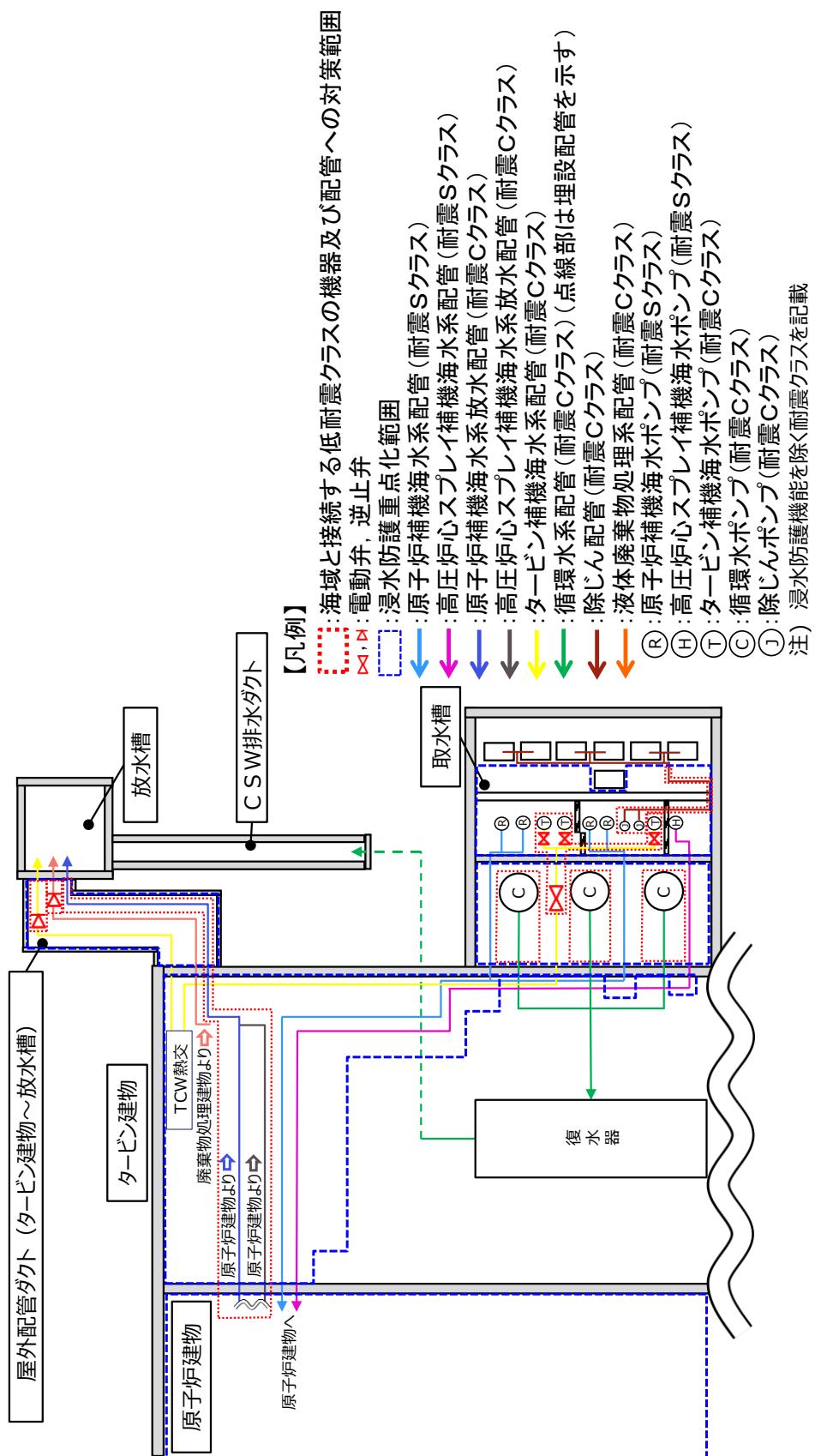


図 2 浸水防護重点化範囲内に設置する海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管への対策概要図

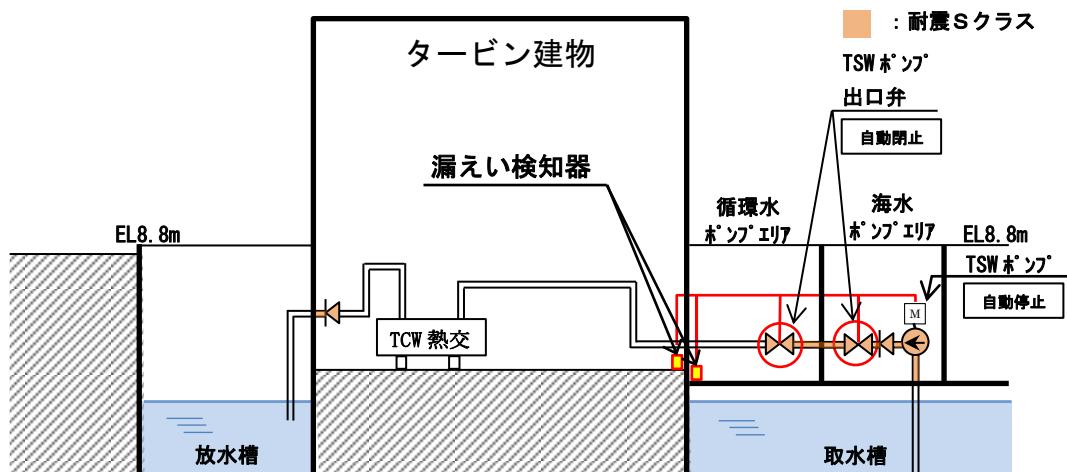


図3 タービン補機海水系 インターロック概要図

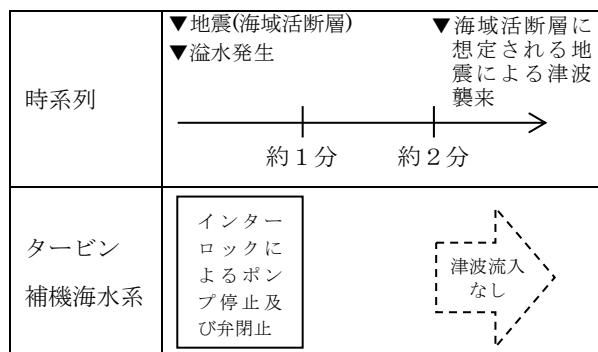


図4 海域活断層に想定される地震による津波襲来に係る時系列

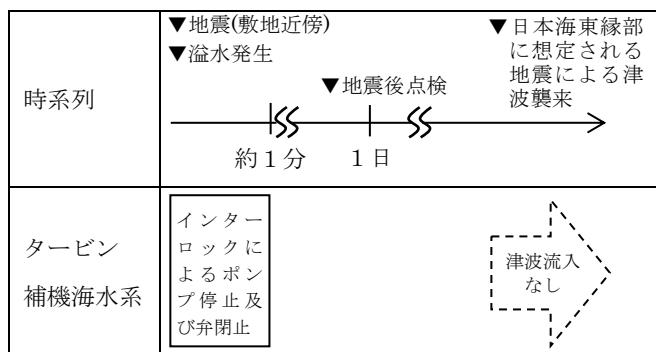


図5 日本海東縁部に想定される地震による津波襲来に係る時系列

タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備に対する浸水影響について

1. 概要

耐震Sクラスの設備を内包する建物及び区画として、原子炉建物、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、廃棄物処理建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、制御室建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、取水槽海水ポンプエリア、取水槽循環水ポンプエリア及び屋外配管ダクト（ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物、タービン建物～排気筒、タービン建物～放水槽）並びに非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を敷設する区画があり、これらの範囲を浸水防護重点化範囲と設定している。

このうち、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、取水槽循環水ポンプエリアについては、海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管であるタービン補機海水系等を設置しており、地震時には配管等の破損による保有水の溢水及び破損箇所を介した津波の流入を想定する範囲となる。

そのため、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備について、地震・津波時の浸水状況を考慮した浸水に対して、同区画に設置される津波防護対象設備の浸水による機能喪失要因の網羅的な抽出を踏まえ、浸水による影響がないことを確認する。タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備を表1に、その配置を図1に示す。

なお、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの配管に、電動弁等の浸水により機能喪失する設備は設置していない。

表1 タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備

設置区画	設備	
タービン建物 (耐震Sクラスの設備を設置するエリア)	原子炉補機海水系	配管・手動弁 ケーブル
	高圧炉心スプレイ補機海水系	配管・手動弁 ケーブル
	非常用ディーゼル発電機系	配管・手動弁
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機系	配管・手動弁 ケーブル
	非常用ガス処理系	配管・手動弁
取水槽循環水 ポンプエリア	原子炉補機海水系	配管・手動弁 (ストレーナ含む) ケーブル
	高圧炉心スプレイ補機海水系	配管・手動弁 (ストレーナ含む) ケーブル

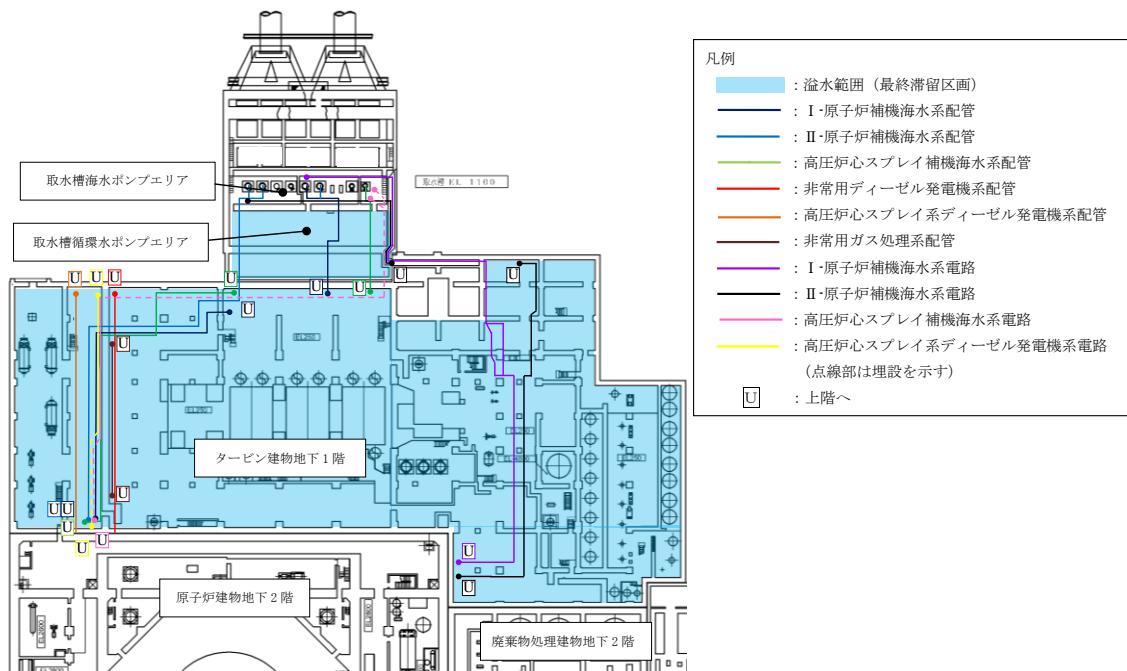


図1 タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備の配置

2. 耐震Sクラスの設備に対する浸水による機能喪失要因

抽出された耐震Sクラスの設備の浸水による影響有無を評価するため、機能喪失要因を抽出した。

タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアにおける地震・津波時の浸水状況を踏まえた範囲に設置する耐震Sクラスの設備に対する浸水による機能喪失要因を表2に示す。津波流入により生じる漂流物による配管等の損傷の可能性については、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアに津波を流入させない対策（添付資料27参照）を実施することから、当該エリアに津波の流入はなく、漂流物は生じない。

表2 耐震Sクラスの設備に対する浸水による機能喪失要因

設備	設置区画	系統	機能喪失要因	
			水圧による 損傷	電気接続部の 没水
配管・手動弁 (ストレーナ含む)	タービン建物 (耐震Sクラスの設備を設置するエリア)	原子炉補機海水系	地震・津波時の浸水による水頭圧(外圧)により、配管の構造的損傷の可能性がある。	—
		高圧炉心スプレイ補機海水系		
		非常用ガス処理系		
		非常用ディーゼル発電機系		
		高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機系		
	取水槽循環水ポンプエリア	原子炉補機海水系		
		高圧炉心スプレイ補機海水系		
ケーブル	タービン建物 (耐震Sクラスの設備を設置するエリア)	原子炉補機海水系	地震・津波時の浸水による水頭圧(外圧)により、ケーブルの構造的損傷の可能性がある。	地震・津波時の浸水が電気接続部に接することで、機能喪失する可能性がある。
		高圧炉心スプレイ補機海水系		
		高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機		
	取水槽循環水ポンプエリア	原子炉補機海水系		
		高圧炉心スプレイ補機海水系		

3. 機能喪失要因に対する評価

地震・津波時の浸水状況を踏まえ、抽出された機能喪失要因に対する評価を実施した。

(1) 水圧による損傷に対する評価及びケーブルの電気接続部の没水に対する評価

タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に設置される耐震Sクラスの設備の水圧による損傷に対する評価及びケーブルの電気接続部に対する評価については、「第9条 溢水による損傷の防止等 9.3 タービン建物に設置されている防護対象設備について」において説明しており、地震・津波時の浸水による水圧に対して機能喪失しないこと、また電気接続部がないことを確認している。同様に、取水槽循環水ポンプエリアに設置される耐震Sクラスの設備の水圧による損傷に対する評価については、「第9条 溢水による損傷の防止等 添付資料1 機能喪失判定の考え方と選定された溢水防護対象設備について」において説明しており、地震・津波時の浸水による水圧に対して機能喪失しないことを確認している。具体的な内容を図2、図3に示す。

(2) 配管及びケーブルの溢水影響について

a. 評価条件について

9.1 項及び 9.2 項の評価より、タービン建物における最大の溢水水位 EL5.8m に相当する水頭圧を外圧条件とした。

b. 評価結果

(a) 配管

没水時の外圧に対する健全性評価の例を表 9-14 に示す。なお、弁は配管に比べ肉厚であるため、配管の評価に包含される。配管の製造最小厚さから外圧に対する許容圧力を算出し、没水時の外圧に対する健全性を確認した。

(b) ケーブル

ケーブルはシース（難燃性特殊耐熱ビニル）で覆った構造であり、非常時の環境条件（静水圧換算：18m 以上）を考慮した設計であるため、没水時の外圧により機能喪失しない。また、海水に対する影響については、海水による浸水試験（試験時間：200 時間）を実施し、外観及び絶縁抵抗に影響がないことを確認している。なお、没水するケーブルについては溢水により機能を喪失する接続部（端子部）がないことを確認した。

表 9-14 タービン建物に敷設される配管の外圧に対する許容圧力

系統	原子炉補機海水系配管	高圧炉心スプレイ補機海水系配管	非常用ディーゼル発電機系配管	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機系配管	非常用ガス処理系配管
外径 D_0 [mm]	711.2	267.4	60.5	60.5	406.4
板厚 t [mm]	9.5	9.3	5.5	5.5	9.5
製造上最小厚さ t_s [mm]	8.5	8.13	4.81	4.81	8.31
付録材料図 表 Part7 により定まる値 B	9.7	55	110	110	34
材質	SM41C	STPT42	STPT42	STPT42	STPT42
水頭圧 [MPa]	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
許容圧力 [MPa] [*]	0.15	2.22	11.6	11.6	0.92
許容圧力 > 水頭圧判定	○	○	○	○	○

* 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005/2007)

「PPC-3411 直管 (2) 外圧を受ける直管」を準用した以下の式を用い、製造上の最小厚さから許容圧力を算定した値

$$t_s = \frac{3P_e D_0}{4B}$$

P_e : 許容圧力 [MPa]

t_s : 製造上の最小厚さ [mm]

D_0 : 管の外径 [mm]

B : 付録材料図 表 Part7 により定まる値

9 条一別添 1-9-19

図 2 タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）に設置される耐震 S クラスの設備の水圧による損傷に対する評価及びケーブルの電気接続部に対する評価

2.3 溢水影響評価の対象外とする理由

(1) 「①溢水により機能を喪失しない」による対象外

溢水により機能を喪失しないとした防護対象設備について、没水時の健全性を評価した。表 2-4 に示すように、各建物の最大階高（当該床から上階床までの階高さのうち最大となる値）に相当する水頭圧を外圧条件とした。

表 2-4 各建物の外圧条件

建物	水頭圧 [m]	最大階高
原子炉建物	8	3 階～4 階
廃棄物処理建物	7	2 階～3 階
取水槽	10	床～防水壁天端

a. 配管及び弁

配管及び弁の没水時の外圧に対する健全性評価の例を表 2-5 に示す。

「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 JSME S NC1-2005/2007」に基づき算出した機器の外圧に対する許容圧力が溢水水位による外圧を上回るため、健全性を維持できる。なお、弁は配管に比べ肉厚であるため、配管の評価に包含される。

表 2-5 配管の没水時の外圧による影響評価結果（代表例）

建物	原子炉建物	廃棄物処理建物	取水槽
代表配管 ^{※1}	700A-RSW-7A	200A-RCW-61A	700A-RSW-2A
外径 D_o [mm]	711.2	216.3	711.2
板厚 t [mm]	9.5	8.2	9.5
製造上最小厚さ t_s [mm]	8.5	7.17	8.5
付録材料図 表 Part7 により定まる値 B	15.9	89.5	16.6
材質	SM41C	STPT42	SM41C
許容圧力 [MPa] ^{※2}	0.15	3.95	0.15
水頭圧 [MPa]	0.08	0.07	0.10
許容圧力 > 水頭圧判定	○	○	○

※1 評価を実施するにあたり、各建物の対象配管のうち、保守的に外径(D_o)/板厚(t)が最大となる配管を代表として選定した。なお、評価では内圧は大気圧とした。

※2 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005/2007) PPC-3411 直管 (2) 外圧を受ける直管」を準用した以下の式を用い、製造上最小厚さから許容圧力を算定した値

$$t_s = \frac{3P_e D_o}{4B}$$

P_e : 許容圧力 [MPa]
 t_s : 製造上の最小厚さ [mm]
 D_o : 管の外径 [mm]
 B : 付録材料図 表 Part7 により定まる値

9条-別添1-添付1-24

図 3 取水槽循環水ポンプエリアに設置される耐震 S クラスの設備の水圧による損傷に対する評価